

141

330
429

山本条太郎著

經濟国策の提唱

國民繁栄の道



* 0023032000 *

0023032-000

特208-355


經濟国策の提唱

山本条太郎・著

日本評論社

昭和5

ADD



特208
355



山本

条太郎著

經濟國策の提唱



國民繁榮への道

自序

輓近世界の勢が武力争覇の時代を過ぎて國際經濟戰の時代に轉換せるは既に何人も知悉する所であり、殊に劃紀的なる歐洲大戰後、意外の急轉歩を以て熾烈なる産業戰を展開し來れるは、炳乎として各國民の眼を射る事實である。

顧るに我が國は曩に大戰亂の波動を受け一時幻影的好景氣を呈せしも、幸運は長く續かず、所謂世界の五大國又は三大國の優位に上れるを誇り顔なる間に榮華の夢は破れ、加ふるに大震火災の痛撃に會し爾來甚だ振はずして遂に容易ならざる難局に直面するに至つた。蓋し鐵火の洗禮を浴びたる各交戰國は早くも戦後經營に朝野主力を傾倒し、銳意改造の大業に邁進すると同時に、國家更生の大方針を産業復興に集中せるに關はらず、我が國に在つては内に産業國策の確立を缺き、外に國際經濟戰に對應するの用意を疎かにせる爲め、戦時異常の躍進を示せるとは正反對に、忽ち國民生活の艱難を訴へざる能はざる苦境に追ひ込まれたのである。

固より吾々は我が國民性の健剛、我が國民の優強なる能力を確信することに於て絶對的

である。明治維新以來天下の廣居に立ちて長足の發展を遂げたる事實は寔に世界の驚異に相違ない。併しながら若し吾々の所見にして大過なしとせば、過去半世紀餘に互れる我が朝野の努力は概ね制度の外形及軍備の方面を主とし、未だ國民經濟の實質的内容を充實するの餘裕を持合はさなかつたかに推せられる。憲政法治の形と陸海の精銳とは確に世界一等國の矜持に背かざるにもせよ、國民の實生活が如何に在るかを冷靜に考察すれば尙決して意を安んじ難く、殊に之を産業國家としての現境に徴する時、世界列國中の何位に坐し得べきか、人をして大に惑はしむるの憾みを禁じ能はぬ。余輩の狭き見聞と淺き經驗を以てしても、國家の政治が經濟に遊離し、産業に稀薄又は無關心なるが如き感想を惹起せしむること當に一再に止まらず、随つて最も緊密不離なるべき政治と國民生活との内面的交渉が屢々妥當を缺き、或は無意識に看過せらるゝにあらざるかを疑はしむること亦極めて稀なりとせないのである。

かゝるは中央と地方とを問はず、政治の組織及運行に改造更新の餘地多きを思はしむる所以であり、精密には外交に、國防に、教育に、財政に、税制に、自治に、其の他各般の事相に共通して殆んど其の總てが同様の認識に導かざるものは無い。これ即ち政治の全機構が國民經濟に立脚せず、産業發展を基調としての國策に徹底せざるの致す所たらんを何人が否定し得やうか。

且夫れ近時世に喧しき所謂經濟國難とは何を意味するか。又所謂思想國難といひ、或は人口問題、或は失業問題、或は國際貸借改善問題等々々、種々の命題に依つて訴へられつつある痛刻なる叫びは果して何を國民に暗示し、若くは教訓しつゝあるか。それは世界一等國の自負とは似ても似つかぬ悲鳴とも聞かれ、息苦しき國民生活の苦悶の象徴とも解せられるではないか。現に不景氣の嘆聲は都會といはず、農村といはず、山村、漁村、工場、商店乃至林野の別もなく到る處に渦を卷くの觀を呈し、宛として是れ國民を擧げての一大受難、一大苦煉の見取圖に類する。未だ曾て敗戦の歴史を知らざる光榮ある日本が、斯くの如き沈痛なる、陰慘なる、而かも切烈なる試鍊に惱まされざる能はざるは、そもく偶然か、必然か、將た單なる運命の惡戯か。

吾人を以て之を觀る、そは即ち政治の經濟化を怠り、或は之を冷眼視し來れる宿業の現はれではないか。假令全部的にあらざるにもせよ、其の主なる原因が産業國策の樹立と恢弘とに精進せざりしが爲ではないか。更言せば國家の政治が國民の實生活に即せず、而し

て國民の知見が國際經濟戰に善處すべき建前を切實に要求もせず、又自ら其の自覺に激勵し精進せざりしが爲の禍ひではなからうか。

改めて言ふ迄もなく今日の日本は實に文字通りに多難の時代である。寧ろ非常なる重大時期である。例へば又東にアメリカ、北にロシヤ、此の兩大思潮、兩大勢力の衝撃地點に立てる日本の將來を如何に多幸ならしむべきか。而して更に支那大陸四億の大衆を眼前に眺めて何を姑息と彌縫とに安んじ得べしとするか。國家の運命問題は單に交戦國たる場合とは限らない。深刻なる内憂と共に、資本的産業的其の他各般の形に由る世界的壓力に不斷の風動を惹起する。我が國民が現に直面しつゝある難局は應に其の現はれを告知するものではないか。

小なる此の書は如上の感想に勵まされて聊か所懐の一端を略述せるもの。その發想に於ては固より政黨政派の見地を超越せる一試案であり、書中記述の便宜に依り現前の事象を取材に供せる節ありとはいへ、そは唯だ一般的理解の直截ならんことを欲して引例せるのみ。余は政友會に黨籍を有し、最近たま〜政務調査の任を分擔するに至りしも、本書の稿本は夙に其の以前に成り、余の政黨的立場と何等交渉あるものにあらざるを茲に言明し置く。

置莫、國家非常の時期に方りては朝野協力、非常の鋭斷を切要とする。言は陳腐なれども、播かざる種子は生えず、努力なき收穫は恵まれない。當面の難局を打開し、國民經濟の建直しを成就せんが爲には、我が國策の斯くあるべく、斯くあらざるべからざるを思ひて率直に鄙見を披瀝し、同志の攻究に便すると共に廣く識者の教を請はんと欲するものである。

山本条太郎識

凡 例

(一) 先年余は産業立國の見地に基き一小パンフレットを編し、試みに『經濟國策に就て』と題し、聊か所懐を述べて同志と共に攻究の便に供せしに、其の記述餘りに簡なりし爲め、一般的には稍々理解の徹底を缺くの憾みありとして、その後屢々多くの知友より論旨の敷衍を求められた。併し余身邊多忙にして意を果すの遑なく爾來空しく二年有餘の歲月を経過した。

(二) 然るに昨秋に至り幸に小閑を得たるを以て、我が國刻下の經濟的難局に鑑みる所あり、前記小冊子記載の趣旨を解説するの更に無用ならざるを思ひ、先年來余が隨時隨所に於ける演説及講演筆記等を主材として整理し、之を一書に取纏めて知友の求めに應ぜんと欲せしも、たま々健康意の如くならずして荏苒亦數箇月を重ねた。此の間、平素昵懇の同志を勞し修綴百端、今や不完全ながらも漸く稿本を集束し得たるは全く同志援助の賜物に外ならない。此の書は即ち其の稿本を印刷に附したものである。

(三) 随つて本書は初めより敢て公刊を目的とせるものにあらずして、實際は知友の懇誼に依り専ら同志間に於ける意見交換の餘材たらしめんとの意圖に出發したものであり、世の智者學者が多年の蘊蓄を傾倒せる勞作の如く整然たる組織系統より成るもので無ければ、識見高邁なる名流専門家に對して特に鄙見を問はんとするものでも無い。假りに章目を分ちて讀者の便に供したれども、元來各種各様の講演速記類及隨感等を整理綜合して取纏めたるものなるを以て所説の重複、繁簡取捨其の宜しきを缺ける節少からざるべきを思ひ讀者の諒察を希ふ。

(四) 編述の初志既に上陳の如くなるを以て本書は經濟國策の基調を成るべく簡明直截ならしむるを主眼とし、箇々

の問題を解説することよりは、國家の全局、内外の實勢上より綜合的觀察を加ふべく心懸けたのである。第九章に農村振興策を語り、第十章に工業發展策を記述したる後、更に別に第十一章に輸出増進策を説ける如きも、一に唯だ稿本整理上の便宜と讀者の倦怠を避くるがためであるが、全體を通じて我が國策の如何に在るべく、如何に建直さるべからざるかを廣く理解さるゝを得ば望外の至幸である。

(五) 書名を『經濟國策の提唱』と命題したるは、我が國現時の國難が何よりも先づ經濟産業の振興發展を基調とする政策の樹立と其の運用に依つて打開されざるべからざるを痛感せるが故である。勿論本書中に論述すべくして其の機會を逸し、又は其の詳細を盡し能はざりし事項も少からず、例へば鑛業、林業及水産に關する問題の如き、交通機關の問題の如き、或は税制及保險の問題の如き、其の他尙ほ考究を要とする問題は頗る多い。後日折あらば改めて歸見を加へたいと思ふ。

(六) 書中に掲ぐる統計は一般的に必要と考へらるゝ基本的のものに止めたが、其の資料は概ね帝國統計年鑑及各省發行の調査報告に依據し、傍ら内外諸種の年鑑類を参照した。未だ精確なる最近の資料を得る能はずして先年來の講演速記のまゝに載録せるものゝ如き、後日改訂の時あるを期す。

(七) 文に拙く言に咄なる余が、本書の如き企てを發想せるは自ら顧みて其の御門違ひなるを知らざるにあらず、而かも我が國の現状黙過し難くして假りに一試案を提擧するのみ。固より疎枝大葉、唯だ一部の輪廓を描くに止まり、所詮は余輩一個の隨感隨想に過ぎずと雖も、亦何等かの一刺戟とならば本懐の至りである。

昭和五年七月

著者識

目次

第一章 總論——政治の經濟化……………一

- (一) 政治と國民生活……………一
- (二) 國難打開の鍵……………三
- (三) 國民經濟の建直し……………五
- (四) 迷路に踏込める經濟政策……………八
- (五) 産業立國主義の建て前……………三

第二章 國策上に於ける人口問題……………一九

- (一) 人口問題の重要性……………一九
- (二) 見出さるる教訓と指針……………二三
- (三) 移植民政策に就て……………二七
- (四) 合理的解決策……………三五

第三章 國家及國民經濟の實態……………三七

- (一) 日本の國富より……………三七
- (二) 我が國民所得より……………四〇
- (三) 國費の負擔より……………四三
- (四) 國債問題より……………四七

第四章 國際經濟に於ける日本……………五一

- (一) 貿易の現勢……………五一
- (二) 明瞭なる實物教訓……………五六
- (三) 生産未開展の歷程……………五九

第五章 産業國策の基調……………六九

- (一) 積極主義の方針……………七〇
- (二) 建設の方策……………七三
- (三) 進取的發展策……………七六

(四) 組織的統一的政策……………八一

第六章 行政組織の改造……………八五

- (一) 更生の第一打着……………八五
- (二) 行政機關の産業爲本化……………八七
- (三) 行政組織の改廢……………八九
- (四) 官業及官有財産の整理……………九三
- (五) 地方分權、自治擴充へ……………九六
- (六) 官僚打破、無駄排除……………九九
- (七) 恩給法問題と社會政策……………一〇四
- (八) 改造の要件と可能性……………一〇

第七章 國防及外交の經濟化……………二五

- (一) 國防經濟化の意義……………二五
- (二) 軍事施設の生産化……………二九
- (三) 陸軍縮小問題……………三三

(四) 國防の變遷と機構改善……………二二七

(五) 外交國防の一元化へ……………二二四

(六) 外交機關の改造……………二二七

第八章 教育制度の建直し……………二四〇

(一) 明治教育の崩壞……………二四〇

(二) 現行制度の缺陷……………二四六

(三) 國民の實生活と中等教育……………二五一

(四) 高等教育機關の改廢……………二五九

(五) 大學及専門教育の改造……………二六四

(六) 改革の要綱……………二七一

第九章 農村振興策……………二七七

(一) 我が國農民の現境……………二七七

(二) 農家の生産と食料の不足……………二八〇

(三) 代表命題としての米……………二八五

第十章 工業發展策……………二九三

(四) 合理的方策如何……………二九〇

(五) 農村の科學化と多量生産……………二九三

(六) 米價調節策と國際商品化……………二〇〇

(七) 斯くて農村は甦へる……………二〇六

第十一章 輸出増進策……………二七五

(一) 一般的方策……………二七五

(一) 四箇の觀點と我が國の地位……………二六一

(二) 我が國輸出品の一瞥……………二六八

(三) 蠶絲政策の確立……………二九三

(四) 綿紡織と人造絹絲に就て……………三〇一

(五) 造船と化學工業に就て……………三〇八

(六) 水産業の改良と畜産……………三二四

(七) 有望産業の助成……………三三八

第十二章 金融機關の改善……………三三五

(一) 産業資金の充實と中央銀行……………三三五

(二) 興業、勸業其他の特殊銀行に就て……………三三〇

(三) 通貨と物價問題……………三三六

第十三章 消費經濟の改善……………三四五

(一) 閑却さるゝ消費經濟……………三四五

(二) 消費經濟に關する施設……………三四九

第十四章 結論……………三五九

(一) 國難の真相と打開策……………三五九

(二) 保護政策及生産制限に就て……………三六八

(三) 失業問題と其の對策……………三七六

(四) 國民の自覺と理解……………三六六

經濟國策の提唱

山本条太郎著

第一章 總論——政治の經濟化

(一) 政治と國民生活

我が日本國民は現に深刻なる生活苦難時代に直面しつゝある。外部的には劇烈なる國際的經濟戰の壓迫を受け、内部的には物心兩面よりする幾多の重苦しき問題を抱へて之が解決に悩んでゐる。いはゆる三大國難の叫びは、必ずしも單なる最大級の形容詞としてのみ軽く聞き流すべからずして、其處には痛ましき國民心理の煩悶と焦燥とが、まざりと打ち出されてゐると同時に、殆んど極度の行き詰りを告ぐる生活環境の現實相が、何等掩ふところなく人々の眼を射る。

然るに此の悲痛なる、併しながら極めて嚴肅なる事實に對して、我が國の政治は如何に働きかけつつあ

るか。
政治の要諦は、如何なる場合に在つても、國民生活の安定と向上以外に絶無である。政治と國民生活との關係は絶對不可分であり、豎にも、横にも、因果的にも、實體的にも、斷じて切り離し能はざるのみならず、兩者の疎隔、反撥、背馳、激突等の如きは全然想像に及ばざる絶對性を、政治それ自らに本質づけられてゐるのである。強意體には國民生活の安定と向上、それが即ち政治の全部であり、全目的、全使命、全效用であらねばならない。

それ故に、政治の基調が名實共に國民生活の安定と向上とに在る限り、不可抗力に由る天災地變の類を除く外、いはゆる國難を以て目すべき何等の事實も、本來は容認さるべき理は無いのである。然るに我が國の現實相は何人の眼にも知らるゝ通り、不安、不況、不景氣の嘆聲に取圍まれ其の前途未だ何等の光明をも認め能はぬ。それは即ち政治の基調が國民生活より遊離し、若くは之に背馳しつゝあるに拘はらず、尙ほその非を自覺してゐないことを極めて明瞭に證據立てゝゐるのである。換言せば、國家の政治が眞實の意義に於て、未だ國民生活の上に働きかけてゐないからである。

勿論、いふところの國難は決して電光的に突發したものでなければ、颯風の襲來したのでも無い。それには種々なる素因、遠因及近因もあり、その罪、その責任を問へば、歴代の爲政者を通じて一人も過怠の咎を免れないのみならず、之を不用意に看過し來れる國民の總ても亦一半の責を負はねばならない——例へば現消極内閣は頻りに政友會内閣時代の施設を非難してゐるが、併し自ら顧みて大隈、加藤及若槻内

閣時代の内治外交を正視せば、果して如何なる結論に到達するであらうか。その財政及經濟方策にせよ、對支及對米政策等にせよ、將た又苛烈なる黨派的行動にせよ、之を冷靜に客觀するならば、何人か獨り自ら賢なるを誇り得やう——併しながら吾々は徒らに過去を争ふよりも現在及將來の問題を重大視する。直前に差迫りつゝある國民生活の不安と痛苦、それは切實なる超黨派的事實であり、紛々たる歴史的論争に依つて解決され得る問題ではないのである。

(二) 國難打開の鍵

凡そ時の古今を問はず、地の東西を論ぜず、政治の國民生活化を撥無し、若くは輕視するもの、手から、國運民命の伸展を實現し得たる事實は夢にだにその例あるを知らない、單なる抽象論としては如何に低級の政治家と雖も、口に國民生活の安定を力説せざるなく、心に一身一家の私慾を流りながらも、尙表面には國民幸福を強調するが常である。例へば舊き軍閥及官僚政治家の如きも、陽に善政を標榜し君澤の普遍化を高唱する點に於ては、敢て人後に落ちなかつたのである。

然れども國家の政治は決して支那式の美辭麗句に在るのでもなければ、繪畫の如き紙上の表現に期待さるべきもので無い。問題は國民大衆の實生活を如何に多幸にし、其の環境を如何に快適ならしむるかに在る。之を我が國の現實に徴していふならば、人口の過剰を嘆息せしめ、資源の貧弱を啣たしむること、決して政治の國民生活化ではない。産業不振、商況沈滞、失業苦、就職難に困せしむることも、決

して政治の國民生活化ではない。財政にせよ、外交にせよ、國防や教育にせよ、國民の實生活と懸け離れて、何の政治があり得やう。

政治の國民生活化、これを別の言葉に置き換ゆれば即ち政治の經濟化である。

從來我が國の政治は、寧ろ餘りに經濟意識と没交渉、若くは稀薄なる關係の下に運行されつゝあつた。それ故に國防や、外交や、教育には比較的重きを置かれたが、産業的には甚だしく立ち遅れてゐる。そして其の外交も將た又教育までが形式、外觀に馳せ或は不必要の方向に横走りをしてゐる觀がある。かゝるは國民の經濟知見が未だ一般に普及せざりし爲めでもあり、明治初代の官僚政治家の爲に法科萬能主義の病根を植ゑつけられたことも亦主なる一因となつてゐる。其の結果として今日に於ても尙私經濟と公經濟とを混同し、或は生産經濟と消費經濟、國內經濟と國際經濟との別をすら見忘れてゐるものが甚だ稀ではなく、現に消費節約を呼號しつゝ、ある民政黨内閣の如きも、其の最も顯著なる一標型たりすとせない。既に各國に見る所の經濟的參謀本部や、國策としての産業統制機關の如きに至つては未だ全然議會の問題にすら上されてゐないのである。

政治の經濟化は、國民生活の全視野を包括する。随つて其の對象は決して産業や、通商や、ヨリ局部的なる金融關係等に限定せらるべきものではなく、廣き意味に於ては人類生活の全機構が悉く經濟化の對象たらねばならぬのである。例へば世に喧しき思想國難の如きも、實際的には單純なる道德問題ではなくて、生活意識の變遷動搖より生ぜる心理的發現に外ならない。生活意識の變遷動搖は、即ち國民經濟の推

移又は缺陷に逼られ、若しくはその刺戟に示唆せられての波紋である。生活環境の不安は常に人心を陰鬱にし、險峻にし、思想悪化の導因たらしめる。故に外面的には極めて經濟關係に縁の遠い精神現象の如く眼に映出するにもせよ、まことは國民の實生活に禍ひの根を有するものであり、それが外部的衝動に摩擦せられて意外なる破綻を暴露するのである。此の意味に於て現代の思想國難は普通に考へらるゝが如き道德問題といはんよりは、寧ろ經濟國難のそれと同一母體に胎生せる不遇の雙生兒と見るが、ヨリ適切であらう。

換言せば現時の政治、現時の教育等々々が眞實の國民經濟に基礎づけられざるが爲の餘殃である。随つて此の禍根を刈り取るべき努力も亦之を經濟問題として取扱ふことに依り、初めて核心に觸れるのである。いはゆる社會政策其の他各般の問題も亦概ね然り。

こゝに吾々は確言する。今日我が國民が持ち悩みつゝある總ての問題は、何よりも先づ政治の經濟化に依つて解決の端緒を見出されなくてはならない。それが國難打開の鍵鑰である。

(三) 國民經濟の建直し

顧みるに我が國明治以後の發展は世界の奇蹟と見らるゝまでに異常なる急轉歩を示した。それは如何なる懷疑論者と雖も否定し能はざる事實であるにも關はらず、何が故に現代の國民は息苦しき國難の巷に喘がなければならぬのであるか。一方には人文の輝かしき進歩、科學の發達、教育の普及、交通通信機關

の整備、生活の向上を謳歌せられつゝ、他方には胸を壓する不景氣の嘆聲が都會から農村、漁村、山村へと暗澹たる夕闇の迫るが如く擴がりつゝある。そして人口の過剰、負擔の過重、資源の枯渇、生産の減退、失業苦、就職難、危険思想の傳播等、憂はしき悪夢に魘さるゝものゝ如く國民大衆の生活を震撼する。國運の發展が眞實ならば、いはゆる三大國難は嘘か、幻覺か。若しも此の國難、此の不景氣が眞實ならば、世界驚異の標的となりつゝある國運の發展は夢か、將た机上のユートピアか。

否、それは二つながら毫も偽りなき實在である。然らば何が故に斯くも相反する兩面の現象が時と地を同じくして、而も同一の國民の頭上に展開するに至つたか。

この解説は容易の業ではないが、一言以て要を盡すとせば、其の根本原因、少くとも最も主なる理由は、即ち國民經濟の建て前が其の宜しきを得てゐないからである。語を換ふれば公經濟と私經濟との關係に不調和なる缺陷があり、國內經濟と國際經濟との間に不均衡なる状態が持ち續けられてゐる結果として、其處に不健全なる畸形的現象が發生するのである。随つて此の事實が證明する所は矢張り我が國從來の政治が國民の實生活を基調として運用されてゐないといふことに、確乎たる裏書を與へる以外の何ものでもあり得ない。

斯くして政治の經濟化は、眼前に押し寄せつゝある國民的受難時代を突破すべき第一義的原理として、最早や議論の餘地を残さないまでに明白となつてゐる。同時に、それが明治以來久しく制度づけられ、或は傳統づけられたる舊型を脱却し改善して、新たに國民經濟の建直しを斷行せなければならぬことを、極

めて嚴かに教訓し命令してゐるのである。從來の政治的機構、例へば、外交・國防・教育・法制・産業等に關する總ての處理方策に對し、精透なる再吟味を行ひ、之を國民の實生活に適合せしむべく改造する。刻下の國難は此の改造を要求し督促する警鐘であり、朝野の反省と注意とを國民經濟の建直しに集中せしむるが爲の撃柝である。

幸か、不幸か、最近我が國に行はれたる總選舉は、端なくも消極内閣の緊縮政策、消費節約主義に關し廣く一般國民の智見を刺戟する機會を與へた。それは言ふ迄もなく金解禁問題と關聯しての論戰を捲き起したのであるが、いふところの金解禁とは如何なる意義及性質を有するものか、其の國民經濟上に與ふる影響は何うか。又金解禁を前提としての緊縮政策に如何なる妥當價値を認識すべきや。精密にはなかく、に理解し易からざる問題であり、一般國民が之に對して與へたる判斷の當否は暫らく措き、とにかく、朝野の政戰を經濟論に持ち來たし、世人の興味を喚起したことは、我が政治史上の一新記録たるを失はない。過去に於ける民權擴張運動や、藩閥打破、憲政擁護を主題とせる論戰から、此の種の問題に移つて來たといふ事實、それは意識的にせよ、無意識的にせよ、國民の實生活よりする時代の要求が、政治の經濟化に在ると同時に、國民經濟の建直しを期待して已まざる必然的趨勢を物語るものであらねばならぬ。

固より最近の總選舉に現はれたる國民の總意が、正確に經濟國策の轉換を意識しての結果なりや否やは寧ろ大なる疑問であり、眞實には隠されたる政權の威力、或は魅惑的宣傳、その他各種の事情や政略に欺かれて各人の理性を麻痺された事實がないとは何人が斷言し得やう。少くとも一般國民が生産經濟と消費

經濟との差異を會得して居つたとせば、そして國內經濟と對外經濟との別を見忘れてゐなかつたとせば、緊縮内閣の消極的政策に對する總括的價值批判は、彼等が獲得せる票數と比較して著大の相違を示したであらうことを推斷せしめる。それだけ、一般國民に把持せらるゝ經濟的智見は尙幼稚であり、混沌たる未開地の觀なしとせないのである。

それ故に吾々は益々奮つて政治の經濟化に努力し、國民經濟上の常識見を深めるべく精進しなければならぬ。それは聽て國民生活を多幸にし、國難を打開する基礎作業である。

(四) 迷路に踏込める經濟政策

率直にいへば我が國には未だ明確なる經濟國策が樹立されてゐない。抽象的、若しくは斷片的には善かれ悪しかれ、それに類するものがないではない。併しながら國家經營の樞軸として、如何なる根本方策ありやと問はゞ、尙は其の輪廓だに朦朧として見透かし得ない實情にある。

なるほど國民經濟の建直しに就いては、吾々の指摘を待たず、歐洲大戰後恰も流行性を帯ぶるものの如く各方面の人々に依つて頻りに論出されてゐる。併しその具體的、實際的方策に至つては、甚だ遺憾ながら實は寥々晨星の如く稀であり、中には本末を顛倒し手段と目的とを見誤れるが如き錯覺的言論も少くは無いのである。

便宜上、再び例を目前現實の問題に取るならば、其處には所謂緊縮主義、消費節約を以て我が國民經濟を建直す基本的政策なりとする建て前が政治の主流となつてゐる。そして所謂金解禁を以て恰も國民生活安定の萬能藥の如く聲高らかに時の爲政者に依つて宣傳されてゐる。それは私經濟を對象とする臺所哲學として、又は鎖國時代の道德的說法として、古來屢々蒸し返されたる高踏的方策であるが、國民生活の實際よりいへば、消費と生産とは車の兩輪の如く不可分の關係に在る。消費なくんば生産なし。ヨリ良くヨリ安き生産は、ヨリ多くヨリ盛なる消費に依つて、増進の可能性を與へられるのであつて、米國今日の繁榮がフーヴァー、フォード等の經濟原理に負ふ所多きは既に世界幾千萬人の熟知する所である。いはゆる金解禁が國際經濟の通則として必然に行はれざるべからざることは、是れ又素より自明の理だが、しかし單に此の一事を實行したればとて、明日より直に國際貸借關係が有利に改善され、我が國民經濟を安定し優強にするといふ保證は何處からも約束づけられない。根本的には、我が國の對外輸出及對外活動に因る受取勘定が増加するにあらざる限り、國際貸借の改善も國民經濟の安定優強も、唯だ描かれたる美酒佳肴に過ぎないのである。

然るに消極内閣は此の經濟原理、此の雙關的因果關係に眼を閉ぢて車の一輪だけを動かさず、經濟國難てふ坂路を攀ち上らうとした。何等生産の増加を圖らず、又金解禁の善後策を持ち合はさず——それは各種の審議機關に依り、徐々に調査を進めて産業合理化、その他の施設に着手すといふのである。但し斯くの如き調査事業が果して如何なる實績を示すであらうかは、誠慮ある人々が夙に十二分に豫知してゐる。否、其の調査會の成案に期待する事よりは、悲痛なる政策的破綻が既に現實的に續々として先行しつ

つある——隨つて假りに其の緊縮、其の消費節約主義が國民に受け容れらるゝにもせよ、車は山に登らずして却て退轉する。即ち消費及生産の二つながら減退し、輸出も輸入も共に齊しく急落を餘儀なくされる。加ふるに金解禁の影響は各方面に種々の作用を起し益々財界を不況に導く。物價は下り坂に向つても、國民それ自らが所有する物資と所得とは一層急角度に低下する。銀行に遊資はあつても事業は興らない。其の成り行きは生産限定であり、操業短縮であり、従業員淘汰であり、失業群の續出であらねばならぬ。斯くして何が國際貸借の改善であり、何うして國民經濟の建直しを期待し能ふか。要するに現代の經濟方則を履き違へたる爲政者の錯覺、曾ては松平定信や、水野越前守等に依つて發想されたる悲劇的努力と同巧異曲のみ。それ故に緊縮主義の經文を誦しつゝ、絲價安定の爲に早くも數千萬圓の國庫補償を必要づけられ、又非募債主義を高唱しつゝ、失業救済對策の名の下に自家撞着の起債を餘儀なく承認せなければならぬ状態に追込まれてゐるではないか。

碎いていふならば現内閣が何を措きても先づ緊縮と節約を要制したるは一に唯だ公債價格の下落を防止せんとする主旨に出發するものと解せられる。それは政府の方針が異常なる熱情を以て所謂非募債主義に力瘤を注げる事實に照らし毫も疑ひの餘地は無い。さればこそ現に我が國が有する六十億の公債を敵視して宛然亡國の現象の如く強調してゐるのである。されど胸を冷やかにして活きたる世界の動きを大觀せよ。今日の經濟人が資源開發、産業振興等の有利なる事業を起し、或は之を運用するに方り、株式又は社債を募集すること無しに資本を集め得べき如何なる方法ありや、民間事業に於ける株式又は社債の募集

は、國家公人の場合に於ける公債と其の本質に大差無し。故に公債そのものは決して恐るべきものでも無ければ忌むべきものでもないと同時に、非募債主義そのものに何の價値、何の誇りがあらう。問題は唯だ其の目的、其の使途が生産的なりや、否やに在るのみ。單なる臺所經濟、殊に一定額の月給取生活に在つては、假令如何なる性質、如何なる名義たるを問はず、借金政策を罪惡とし、不健全不適當なる手段とも認められぬではない。併しながら有爲なる企業家が所要の資金を求むることは、學者が書籍を購ひ、農民が肥料を買ふと異ならない。消極内閣の非募債主義は——其の緊縮も、消費節約政策も——此の意味に於て一種の月給取經濟に囚はるゝものではないか。

そののみならず、現に見るが如き不景氣時代、國民經濟の萎縮を告げつゝある我が國に於ては、姑息なる緊縮沙汰よりも寧ろ大に生産事業の興隆に助勢するが緊切なる急務であらねばならない。輸出増加の爲にも、遊資活用の爲にも、失業苦緩和の爲にも、有利なる事業を旺盛ならしめる。それが國民經濟建直しの一大要件である。假りに公債の増大を免れざるにもせよ、其の生産事業だに發展し、其の事業の繁榮に依りて利益が増大すればよいのである。米國の富源は外債に依つて開發され、歐米大戰以前に於ては、巨額の借金國と見られたに拘はらず、今は世界第一の富強國となりつゝある。彼れは公債に依り、公債を運用して立派に成功せる活ける標本である。

吾々と雖も、或る意義、或る條件に於ての緊縮節約を絕對的に不可とするのではない。例へば行政整理を斷行して經費を緊縮する、國防及官業等を整理して財政を節約する、多年定論ある官府の繁文縟禮を

簡省にし、法規形式の末端に拘泥しつゝある因襲的弊害を取除く。若しくは又例へば廣幅織物を奨励し、米穀の砂磨りを禁止、木材の濫費を戒める。要は冗を棄て煩を去り無駄を排除することに依つて、あらゆる方面に緊縮と節約との實を擧げる。此種の考案よりする政治的方策たるに於ては吾々もまた滿腔の賛意を表するに躊躇せぬ。然るに之を現内閣の主張に聞けば、敢て行政整理に切念するにあらず、國防及官業の縮小を急ぐにもあらざれば、其の緊縮と節約の爲め大に減税を行ひ國民の負擔を軽くすると決つてもゐない——曩に聲明せる十大政策中、却つて是等の政綱を曖昧にせるは何故か——而して政府それ自らの行ふ所は概ね一時的なる繰延べであり、財界不況による歳入減に餘儀なくせられて、已むなく帳面尻を合はすの類に過ぎない。かゝるは眞の緊縮にも節約にもあらずして寧ろ徒らに人を惑はすの譏をすら免れなないのである。そもく又國民大衆の多くが如何なる餘裕ありて現内閣の主張するが如く収入以上の消費に耽つてゐるか。若しも現代國民に對して往昔の原始人の如く裸體穴居に甘んぜよと言ふならば、或は其處に消費節約の可能性もあり得やう。それで無い限り極めて少數の例外は別として、私經濟を對象とする教化總動員、生産經濟を無視せる緊縮と非募債主義、深刻なる打撃を防止すべく未然に準備を整へざる金解禁、其の總てが履き違へられたる財政經濟の謬見を物語るものにあらずして何であらう。

而も其の結果は何うであるか。國民經濟を安定することの代りに、多くの犠牲者が街頭から、工場から、農村から、續々として吐き出される。稼ぐに職なくして空しく坐食し、或は縁者知友の助けに生き、或は借錢に一家の口を糊する、これこそ不經濟極まる消費であり損失ではないか。生産事業の積極的發展を前提とせざる金解禁も亦それと同様であり、現内閣が殆んど主力を注ぐかに言ひ囁さるゝ國際的貸借關係を改善することの代りに、輸入も輸出も激減し、工場は操業制限を協定し、農家は作物の下落を憂へて播種をためらひ、必要な肥料すらも買控へる、それが何うして景氣回復の促進策と稱し得るか。國家の政策は單に既發の公債のみを對象とし、不自然なる人爲的手段に依つて之を保護することだけが全部であつてはならないのである。

(五) 産業立國主義の建て前

若しも國家の經濟が、國民の實生活が、いはゆる自給自足に堪へ能ふべく約束づけられてゐるならば、そして自然の環境が無限の人口收容力を認容すべく恵まれてゐるならば、その範圍に於て消極主義の政策は可能であり得る。だが、それは食足らず、住足らず、地足らず、之を足らしむるが爲には人類に許されたる能力のあらん限りを發揮せざるべからざる立場に在る日本としては、思想的にも實際的にも、謎にも落語にもならざる全然見當違ひの政策である。假りに消極主義をして其の言ふがまゝに、欲するがまゝに實行せしむとせよ、而して假りに國民の全部が、消極主義者が吹く笛の音に追従して踊るとせよ、併しながら、食は天より降らず、服は地より涌かず、太平洋の水を干して住と地とを與へらるゝ時期は永久に來ないのである。國際貸借の改善が假りに絶對的眞理なりとしても、消極主義的政策に依つて不可能を可能に化する能はざるは自明の理である。それ故に積極主義に立脚する産業國策の確立と運用に依らざる限

り、足らざるものを満たし、借りたるものを返し、及ばざるものを達成せしむる充足原理は、如何なる哲學者と雖も到底發見し能はぬのである。

一時的、局部的、政策的には如何なる時代に於ても種々の論、種々の見解が下され得る。例へば又我が國現時の經濟國難を以て世界的不況時代の影響に由るとし、極めて手軽に片づけられるものがある。それも或る程度には事實に相違ない。併しながら一部の原因は決して全部の理由とならず、各國にはそれ々々各自の特殊性がある。少くとも事の日本に關する限り他と異なる所は我が國が常に輸入超過國であるに對し、世界大戰後の歐米各國が極力産業復興に銳意し、關稅其の他の保護政策を勵行すると同時に大に農工生産の増加を圖り、競つて輸出の伸展に努力せる事實を見忘れてはならない。我れは輸入國たるの地位に止まれども他は輸出に精進する。この場合齊しく不況と云ふと雖も其の性質は全然別であり、若しも手を空しくして他國の景氣回復を待望すべくんば、國家經濟の獨立性を如何せんとする。又他國の不況が今後尙ほ永年に亘るとせば何んとする。

或は更にいはゆる産業合理化の説に聞くとせよ、曰く企業の統制、曰く規格の統一、曰く製品の單純化、曰く科學的管理法等々、何れも其の趣旨に於ては教科書の文字と同様に善美であるが、それは敢て爲政者の發唱に待つまでもなく民間事業家それ自らが當然に之を行ふべく、又行つてゐるのである。現に我が紡績事業の如きは世界各國の最尖端を歩むと認めらるゝ程に進んでゐるのであつて、初等經濟原理の綱目に掲ぐるが如き發想は決して政治上の新發見でも何でも無いのである。殊に非募債主義に釘づけられ、緊縮

主義に強制せらるゝが如き合理化なるものは、其の事自體が姑息とも退嬰とも或は窮策とも見られ、其の政策價値の餘りにも局少なるを免れない。内に調整するの不可ならざるにもせよ、外に伸び大に發展成長せしむるの急務は一層切實であらねばならない。これ吾々が積極的産業立國主義を提唱する所以であつて、同じく合理化を是認すとしても、積極的政策に由ると消極的政策に依準するとは、恰も方向を異にする二箇の對角線を描くに異ならない。甲は積極的なるが故に合理化に依つて生ずる資源及勞力を他の生産事業の擴張に活用し得れども、乙は消極的なるを以て新事業の企劃を抑止し、失業群を街頭に投げ出すことになる。一は大量生産に由る原價切下げに依つて生産消費の兩面を有利にし、輸入防遏及輸出増進の機運を開導するに反し、他は生産制限其の他の退守的傾向に斜走するが故に輸出入共に減退する。かくては折角の合理化運動も、それが消極的政策の範圍に低迷する限り、一陽來復を告ぐる春の歌とは聞えずして、窮陰の野に咽ぶ哀歌の低調に接するの感を禁じ能はぬであらう。論より證據、消極内閣の緊縮主義に對して失望の嘆聲を發し、早くも政策の轉換を要求するもの、續出しつゝある如き、蓋し其の反映といはざるを得ぬ——此の理、輸入超過即ち生産不足の實情の下に在りて所謂國產愛用を宣傳する場合に於ても同様の矛盾を免れない。

概約するに國民經濟の建直しは如何なる論理を以てしても、消極主義的であつてはならない。一方に緊縮、節約、非募債を標榜して他方に産業の發展、農山漁村の振興を説く、それは支離滅裂の論理である。然らざれば口に消極政策を唱へて心は正反對の政策に降伏するものである。正直には飽く迄も積極的であ

り進取的であらねばならない。大に産業を振興し助成することに依り總ての國民を活躍せしめ、六千萬の人口を生産的に利用し消化すること以外に有效なる方策はない。之を措きて國難の打開も景氣の回復も生活の安定も國際貸借の改善もあり能はぬのである。吾々の提唱する産業立國論は即ち此處に理據を置く。それが政治の經濟化を具體化する根本の基調であり指標である。

一部の論者はいふ、世界何れの國か産業立國たらざるものありやと。其の意、命題の平凡他奇なきを輕侮し冷殺せんとするのである。併しながら、現に我が國の政治は其の機構に於て、其の運用に於て、果して産業立國の實態を具備しつゝありと稱し得るであらうか。其處には各省割據の弊があり、内務・外務・文部・陸軍・海軍等々々、皆各自の領域を擴大するに銳意し、屢々所管争ひをすら演出して憚らざるが如き奇觀を呈してゐるではないか。強いていへば農・商・兩省を以て産業中心の機關と看做し得べきも、それは唯内閣の一部であつて國政の樞軸を爲すものとは認められてゐない。それ故にこそ不急の事業も企てられ、經濟に没交渉なる外交も看過され、産業的的智能開發に效果乏しき形式教育もあるがまゝに傍觀されてゐるのである。又それ故にこそ國防の經濟化も未だ實現されず、封建道徳に類する消費節約や、生産公債をも蛇蝎視するが如き非募債主義すらが、政府の大方針として麗々しく打ち出されてゐるのである。方今世界各國を見渡して産業本位の政策を確持せざる國家無きは如何にも論者の言の如くである。然れども他國既に之を行ひつゝあるが故に我れに於て用なしとの論理は斷じて成立せず。少くとも我が國に在つては尙ほ未開拓の眞理である。眞理に新古の別なし。眞理は常に平凡にして奇抜ではない。まことは他國既に

之を行ひ、之に成功しつゝあるが故に、日本は一層産業國家たらざるべからざる急務を痛感するのである。國民生活の安定と向上とを究竟目的とする國家の政治は、必然に政治の經濟化を要求する。政治の經濟化は又必然に産業立國主義への動向を督促せずには措かない。國家政策の一大轉換を緊切とする所以である。

抽象的言論は何人も之を能くする。消極主義の建て前を固執する民政黨内閣と雖も、尙ほ國民經濟の建直しを揚言し、更生復興の夢を物語り得るのである。故に吾々はこゝに總論を端折りて具體策の考究に進まなければならぬ。

第二章 國策上に於ける人口問題

(一) 人口問題の重要性

國家の政策は、如何なる場合、如何なる局面に屬するを問はず、何よりも先づ國民生活の實態を綜合的全局的に通觀することに據つて先づ指標を見出し、その利害影響を考慮し、其處に是非得失、緩急輕重の認識を正確ならしめねばならない。それが同時に國難打開の根本策、國民經濟建直の第一要件たるは言を俟たぬ。

専ら財政眼のみより觀たる國策、單に戰略眼のみに映出する經綸、それは假令一部面の眞理たり得るにせよ、眞實國家政策としての妥當價値を有するや否やは必ずしも保證の限りでない。單なる外交眼、單なる教育眼、單なる法律眼等々々よりする國策も亦然りである。斯くの如き専門的、技師的政策論は、それ自らに於て何程精を極め微を穿つとも、實際的には「樹を見て林を知らず」の類たらざるもの寧ろ稀である。我が國從來の政治は特に此の種の傾向を免れないのであつて、其の缺陷は眼界を世界の全面に注ぎ高所大局より客觀的に國民生活の實態を總觀する用意に疎なるの致す所といはねばならぬ——消極内閣の自ら誇りとする金解禁及消費節約の如きも、此の一適例たるは、現に國民の面前に暴露されつゝある政

策的破綻が、之を一般に告知しつゝある——かゝるは明治以來屬僚政治に禍ひされたことも其の一因であり、他面には多年分科的教育に累せられたる餘弊の現はれでもある。

それ故に吾々は我が國策の基調と其の指標を見出す爲に、あらゆる局部的執心をかなくなり棄て、國民生活の實態を総合的全面的に觀察することから出發しなければならぬ。

然らば何が國民生活の實態をあるがまゝに物語るか。それに付き、先づ吾々の視界に入るものは第一に人口、第二には國家の富力、國民の所得及財政等の各方面より觀たる國家經濟の狀態、第三は國際經濟に於ける日本の地位實情——主として貿易關係に表現する——假令一部の人は之を迂遠視するにせよ、日本の現實相を誤りなく見直すことは効果的なるべき國策樹立の礎石的準備工事であらねばならぬ。

人口問題は、廣き見地より考察すれば、國民生活上の根本的命題として取扱はるべきものであり、隨つてそれは國策を按ずるものに取り、常に最初の出發點たるのみならず、最後の到達點でもある。故に如何なる政治經濟の問題と雖も——無論當面に切迫しつゝある失業問題や、社會政策的施設の如きも——此の基本的事實を見忘れたるの立言は、畢竟砂上の戲畫たるを免れない。強意體には國策の焦點であり、中樞であり、政治の全機構が、實は人口問題解決の爲に必要なる存在なりといつても敢て過言では無い。

一般に把持せらるゝ概念的智見よりいへば、我が國の人口は其の國土の狹隘なるに對比して、餘りに稠密に過ぎる。而も其の國土には天惠の資源が乏しく、食糧も衣料も建築材料も不足を告げつゝある。基

本工業の主目たる鐵も、機械文明の第一要素たる燃料も、他國の供給に待たねばならない。其處に國民經濟の最大弱點があり、生活の苦難があり、輸入超過に由る國際貸借不均衡の原因があるといふ。それが即ち現在に於ける我が國民の常識見である。素樸なる常識は事實の真相を射る。吾々は此の概念的見解を嘘だとも誤りだとも言はないが、同時に吾々は人類の智能の進歩を確信する。科學の發達に由る自然界の開發と征服とに限りなき期待を繋ぐ。此の確信と期待とに立脚する吾々は決して我が國の將來を悲觀しない。少くとも今一たび總ての問題を根本的に見直し、再検討を試むべき必要あることを痛感する。

語を新たにするならば、果して我が國の人口は過剰か。資源は貧弱か。永久的に衣食住の缺乏を免れざるか。鐵及燃料等に不足するか。輸入超過國より輸出超過國に轉する方策なきか。若しその總てに對して、「然り、其の通り」と答ふるの外なしとせば、それこそ最早や絶望的である。如何なる緊縮主義も、如何なる消費節約政策も「無」を「有」に化することは出来ない。如何に金解禁を行ひ、如何に公債價格を高め、如何に通貨を縮小し、如何に物價を低落せしむればとて、其の努力は唯だ運命に抗する映畫悲劇の連鎖たるに過ぎないのである。だが問題は其處に横はつてゐる。吾々の理解する限り、再吟味、再検討を経たる科學的實驗知識に信を置く限り、「否定」は「肯定」に、悲觀は樂觀に轉換する。否、斯く轉換せしむる爲の政治であり、國民知識の建直しであらねばならぬのである。人口問題以下、總ての問題を見直さるべからざる急務は、此の新らしき意識に依つて要求される。

統計の示す所に據れば我が國の人口狀態は左の如くである。

帝國人口現勢

(大正九年國勢調査)

(大正十四年國勢調査)

内地	五五、九三、〇五三	五九、七六、八三三
朝鮮	一七、二六四、二一九	一九、五三三、九四五
臺灣	三、六五五、三〇八	三、九九五、四〇八
樺太	一〇五、八九九	二〇三、七五四
計	七六、九八、三七九	八三、四五六、九二二
外に關東州及び鐵道附屬地	九一九、五六八	一、〇五五、〇七四
南洋委任統治區域	五三、三三三	五三、二九四

即ち大正九年十月一日の國勢調査に於ける人口總數は約七千八百萬、同十四年に於ては約八千四百五十萬人である——隨つて五年後の今日に在ては總數に於て既に九千萬人を突破するであらう——更に我が内地に本籍を有する人口統計を見れば左表

の如し。

内地在籍人口表

年次	總數	當該年度に於ける一年間の増加實數	同上人口千人に對する増加率
明治十五年	三六、七〇、〇七九	三四一、二四〇	九・三
同 廿五年	四一、〇八、九四〇	三七一、二六三	九・三
同 卅五年	四六、〇四、七六八	五九五、三九九	一三・〇
大正元年	五三、五三、七五三	七六八、八一九	一四・八
同 十年	五八、六九、七三六	七七八、四六五	一三・四
昭和元年	六三、〇六、五五五	九六一、九〇六	一五・五

明治の初葉、三千萬と謳はれたる我が内地人口は一昨昭和三年末に於て既に六千四百八十萬人を超えてゐるのである。そして毎一年の増加實數は近年九十九萬人内外に上るの實勢に在るが故に、之を各植民地のそれと合

同 二年 六三、八六、三五六
同 三年 六四、八四、七九七
同 四年 六五、八三、二〇八
同 五年 六六、八一、六一九
同 六年 六七、七九、〇三〇
同 七年 六八、七六、四四一
同 八年 六九、七三、八五二
同 九年 七〇、七一、二六三
同 十年 七一、六八、六七四
同 十一年 七二、六六、〇八五
同 十二年 七三、六三、四九六
同 十三年 七四、六〇、九〇七
同 十四年 七五、五八、三一八
同 十五年 七六、五五、七二九
同 十六年 七七、五二、五四〇
同 十七年 七八、四九、三五二
同 十八年 七九、四六、一六三
同 十九年 八〇、四二、九七四
同 二十年 八一、三九、七八五
同 二十一年 八二、三六、五八六
同 二十二年 八三、三三、一九七
同 二十三年 八四、三〇、〇〇八
同 二十四年 八五、二六、六一九
同 二十五年 八六、二三、二三〇
同 二十六年 八七、一九、〇四一
同 二十七年 八八、一五、八五二
同 二十八年 八九、一二、六六三
同 二十九年 九〇、九、四七四
同 三十年 九一、〇六、二八五
同 三十一年 九二、〇三、〇九六
同 三十二年 九三、〇〇、九〇七
同 三十三年 九四、〇〇、七一八
同 三十四年 九五、〇〇、〇二九
同 三十五年 九六、〇〇、一四〇
同 三十六年 九七、〇〇、二五一
同 三十七年 九八、〇〇、三六一
同 三十八年 九九、〇〇、四七二
同 三十九年 一〇〇、〇〇、五八三
同 四十年 一〇一、〇〇、六九四
同 四十一年 一〇二、〇〇、八〇五
同 四十二年 一〇三、〇〇、九一六
同 四十三年 一〇四、〇〇、〇二七
同 四十四年 一〇五、〇〇、一三八
同 四十五年 一〇六、〇〇、二四九
同 四十六年 一〇七、〇〇、三六〇
同 四十七年 一〇八、〇〇、四七一
同 四十八年 一〇九、〇〇、五八二
同 四十九年 一〇〇、〇〇、六九三
同 五十年 一〇一、〇〇、八〇四

べく、更に五十年の後に於ては、少くとも一億七千萬乃至二億に達せん程の趨勢を告げつゝある。政治の第一義的要諦は即ち此の盛んなる人口を遺憾なく立ち働かすこと以外に在り能はぬ。換言せば如何に此の人口を活かし、意義ある生活を營ましむるか、政治の全目的であらねばならぬ。

(一) 見出さるゝ教訓と指針

次に上表の現勢に面積との對照をも加へて歐米主要各國の狀態と比較して見る。

主要各國人口及面積 (屬領及植民地を除く)

國別	面積 (平方哩)	人口 (千人)	一方糶の人口	調査最近人口 (千人)	増殖率 (千分)
日本	三三八	五九、七三七	一五七	一九二五	一四・九
米合衆國	七、八三九	一〇五、七一一	一三	一九二〇	九・二
英吉利	二四四	四二、七六九	一八七	一九二二	四・四
佛蘭西	五五一	四〇、七四四	七四	一九二六	一・六
獨逸	四七〇	六三、一七八	一三四	一九二五	六・四
埃地利	八四	六、五五五	七六	一九二三	二・九
伊太利	三三三	三六、七五八	一三三	一九二二	二・三

上表を通觀して何人の眼にも直に映出する事實は、
(一) 我が國の人口密度及人口増殖率が、その面積に比して著しく高いことである。單に計數上のみに就いていへば、日本の人口密度は白耳義、和蘭及英國より

白耳義	三〇	七、七六五	二、六六	五・三
和蘭	四	一四、六八	二〇一	三・八
露西亞	二、三三二	一四七、〇三三	七	一九六
支那	二、〇八一	三三、〇〇〇	三〇 (概算)	一六・〇

上表中の最近人口増殖率は何れも一九二七年の調査、但し日本と和蘭の兩國は一九二六年度調査に係る。尙此の種統計は諸書計數に若干の差異あるも、大略を知れば足る。

も少いかに見ゆるが、英國は其本國以外に三千九十一萬六千方秆の屬領及植民地を持つて居り、白耳義も和蘭も共に二百萬方秆以上の領域を海外に擁して居る。

これに對して日本は鮮・臺・樺及南洋諸島の全部を加へても尙漸く三十三萬六千方秆の地を領してゐるに過ぎない、而も其處には既に多數の先住民がある。

(二) そののみならず、我が國の地勢は到る所山岳起伏して平坦の地に乏しく、其の耕作地域は全面積の七分の一に過ぎない。故に精密には我が國の人口密度は世界最高といふも誤れりとせぬ。

(三) 次に人口増殖率の示す所も、日本は露國に次ぎての多産國である。露國及米國の如きはそれ自らに廣大なる面積を占め、其の住民は現在尙一方秆に付き前者は七人、後者は十三人に過ぎざるを以て將來多々益々辨じ得べしと雖も、我が國の環境は大に異つて居る。其處に國家政策上、極めて重大なる意義あるを見忘れてはならない。

上記の諸點は既に一般に熟知せらるゝ所であるが、しかし、それと同時に世人の注目を喚起すべき他の觀點がある。而してそれが一般の常識見よりは遙に重要な意義を有して居るのである。即ち

(四) 前表に於て世界第一の人口密度を有する白耳義にせよ、和蘭にせよ、其の本國は日本よりも遙に狭少なる面積を與へられるるに過ぎないにも拘はらず、如何にして其の國民生活を安定し確保しつゝあるかの事實問題である——英國の事は餘りに世に知れ渡つて居るから、こゝに省略する——此の解説は多方面より加へられ得るに相違ないが、就中其の主なる觀點は第一に白耳義が工業立國の建て前に依つて其の稠密なる人口を消化しつゝあること。第二に和蘭は東印度諸島其他の植民地の資源を開發し利用することに依り、國民經濟を取り賄ひつゝあること。そして第三には此の兩國が共に國際中立國の立場に據り、國防上の負擔を免れ、或は最小限度の防備に甘んじて居ること。たとへ國家の環境は各國それ々に差異あるにもせよ、少くとも此の三點は我が國今後の國策上に深き教訓又は暗示を與へる。

(五) 更に前掲十箇國の現勢を通覽して我が日本の状態と最も接近し匹似する獨逸に眼を注ぐ必要がある——獨逸の人口増殖率が甚だ低くなつて居るのは未だ大戰の影響を脱し能はざるが爲であつて、同國民在來の増殖力は和蘭や伊太利に劣るものではない。故に是れは近き將來に漸次回復されるであらう——然らば其の獨逸が所謂天文學的數字と稱せらるゝ程の巨額なる賠償金を背負はされ、商船・機關車等を奪ひ取られ、アルサス・ローレンを犠牲に供し、鐵・石炭の寶庫を失ひ、海外植民地の全部を分捕りせられ、國家國民を擧げて慘憺たる苦境に陥れるに拘はらず、豫想以上に逸早く其の國力を復興し、現に毎年十數億の償金を支拂ひて尙且つ更生の意氣物凄きものあるは如何なる靈能作用に

よるのであらうか。それは決して超自然的神祕でもなければ、隠された魔術の現はれでもない。科學的の智能を極度に働かせる經濟國策、積極的産業發展主義の效果である。此の活きたる實例を見究むるならば、我が朝野の人々が人口の過剰を嘆息し、國際貸借關係の不均衡に悲鳴を放ち、姑息極まる消極的政策に囚はれ、徒らに不景氣を啣つことの如何に不甲斐なきかを自ら憫れず居られぬ筈である。少くとも戰敗の汚辱を嘗め丸裸の悲境に投ぜられたる獨逸國民と比較して、我が日本國民はどれだけ幸福なる地位に在るかを自覺しなければならぬ。

(六) 獨逸に次ぎて其の實態の稍々日本に近きは佛國と伊太利である。此の兩國共に日本に較ぶれば遙に廣き植民地を有し、殊に佛國の如きは九百五十萬方秆以上の屬領と百三十萬方秆餘の植民地に恵まれてゐる。然るに其の國勢未だ大に揚れりと言ひ難きは何故か。その原因は固より一にして足らざれども、植民政策の不振、殊に資源利用の能力を十二分に發揮せず、加ふるに國內農業の保守的なる工業生産の努力に至らざることなど、夙に識者の指摘する所である。而して其の禍は極めて露骨に人口の上に見はれ、戰後頻りに増殖保護に激勵すと雖も、尙其の成績の微々たるは上表の示すが如くである。

前者に比すれば伊太利の復興は近時一步乃至數歩を先せんとするの觀を呈しつゝある。ムッソリニの鐵腕政治に關しては兎角の論があり、其の獨裁的壓力が現狀のまゝに長く持ち續けられ得るであらうか否かは、列國の疑問となつてゐるが、併し、彼れが經濟國策——産業上では寧ろ不思議と思はれる程の自由主義的方針——は改造の潮に乗りて着々として押し進められてゐる。鐵道・電信・電話等は既に國有より民營に移され、其の農業政策は漸次面目を一新し、又水電・自動車・肥料其の他工業及海運業等に對する組織的發展獎勵策の如き、なか／＼に見るべきものがある。それが伊國民をして異常なる獨裁主義的政治に忍從せしめつゝある主因ともなつてゐるのであつて、こゝにも大に我が國朝野の反省を促すべき教訓が指示されてゐる。

以上は列國人口統計に就いて主要なる觀點を擧げたのであるが、就中精察を必要とするは、現に我が國に於て概念的に思惟せられつゝある其の常識見、即ち前記(一)、(二)、(三)の各項よりも(四)、(五)、(六)が示す所の實際的經驗に深く學ぶことであらねばならぬ。其處に人口問題解決上、最も重要な指針が、我が國爲政者の面前に提示されてゐるのであるから。

(三) 移植民政策に就て

然るに茲に人口問題を考察するに方り、常に持ち出さるゝ二つの方策がある。其の一は移植民政策にして、他は所謂人口調節案である。

宗教的、哲學的及道德的世界觀より言ふならば、與へられたる地球の全部面は人類の共有物であり、協同作業場であらねばならぬ。素より白人限りの持ち物でもなければ、覇者強者の專擅場でもない。地上、海上、乃至空界と雖も、苟も人類を容るゝ餘地のあらん限りは、國家及民種の差異を問はず、公正且つ

平等に開拓し利用すべき天賦の権能があり、あらねばならない。或る國民は狭き地域に詰め込まれて押すな／＼の生活を爲しつゝあるに拘はらず他の國民は廣漠の原野を占めて造物主の恩恵を私しする。神の眼からは確に一大罪惡であるに相違ない。故に移植民政策は、それが可能なる範圍に於て絶對の權利であり、永久の眞理であると共に最も重要性を有するものたるは何等疑ひはない。

だが、理想と現實との間には、何時の世にも相當の距離があり、之に調和することよりは、却つて反撥的傾向を呈するやうな場合も屢々見受けられる。現に北米合衆國が廣大なる面積と豊饒の資源とを擁しつつ、そして一方籽の人口僅に十三人といふ状態にありながら、其の面積二十分の一にも満たざる日本、其の人口に於て一方籽百五十七人の稠密さを有する我が國民の移住を肯んぜずといふが如きは、たとへ如何なる理由に基くにもせよ、論理以外の當相である。この故に吾々は移植民政策の重要性を認識することに於て、敢て人に譲らずと雖も、同時に事實問題としての價值性を度外に置くことは出来ない。吾々の斯く言ふは、次の數字を無視し能はぬからである。

最近十年間の本邦移民

年次	移出許可數	歸國移民數	差引(△印は減)	(在外邦人送金額)
大正八年	一八、三四四	一八、二四四	二〇〇	九、六六一
大正九年	一三、五五一	二〇、七〇六	△六、八三五	四、七〇六
同十年	一三、九四四	一八、七五五	△四、八一一	三、五三三

我が國の移民許可數は上表に明かなるが通り近年の最高記録一萬九千八百五十名に上ると雖も、同時に歸國移民も少からざるを以て、其の出入關係を差

同十一年	二二、八七九	一四、九二二	△	二〇、〇三三	二五、九七一
同十二年	八、八二五	一〇、七八四	△	一、九五九	二五、八五一
同十三年	二二、〇九八	二二、五七九		五二九	二五、二〇〇
同十四年	二〇、六六六	一三、九八八	△	三、三三三	二五、四三三
昭和元年	一六、一八四	一四、五四九		一、六三五	二四、九四四
同二年	一八、〇四一	一四、七三三		三、三〇八	二四、四四〇
同三年	一九、八五〇	一五、〇〇四		四、八四六	二七、六二三

本表昭和三年度に於ける移出許可數の渡航先きは南米ブラジルの一萬二千〇二名を最多とし、次では比律賓への二千餘、ペルーへの千四百、加奈陀への千〇五十名、露國へ八百七十、馬來半島へ四百二十、アルゼンチンへ三百八十、墨西哥へ三百五十、北米合衆國へ三百〇六、布哇へ二百六十五、濠洲へ二百七十名等其の主なるものである。又同上歸國移民數は北米合衆國よりの七千九百七十名を最多とし、次で布哇より三千八百、露國より一千五百、ブラジルより九百、加奈陀より五百八十名等其の主なるものである。此の事、特に留目を要す。

新領土に於ける内地人口數

朝	大正九年	昭和二年	差引増
鮮	三三六、四六六	四四四、八八一	一〇八、三四五

第二章 國策上に於ける人口問題

引けば、實數甚だ多しとはいへない——大正十年以後の數箇年は前表に示すが如く移出民よりも却つて歸國移民の方が多いのである——既に前に掲げし如く我が國の人口が年々九十萬人を超越するの實勢に在るに對し、僅一、二萬程度の移民を以てしては、假令其の全部が海外に永住すとしても、人口問題の解決上、何程の効果あるかは、多言を費すまでもない。

もつとも我が國には別に臺灣、朝鮮、樺太及關東租借地並に南洋委任統治地域がある。で、此の方面に於ける内地人の出動

第二章 國策上に於ける人口問題

臺灣	一四、三三五	三〇三、九六〇	五、六五五
樺太	一〇三、七七五	三九、〇六六	一五、二四一
關東州	一八五、七六六	三三六、〇七六	五、三三〇
南洋		九、六七九	

南洋在住内地人は大正十一年三千三百十人であつたが最近は一、一年約一千人内外の増加を示す。尙樺太及南洋の内地人中には鮮人及臺灣人を含み、關東州の内地人中には朝鮮人をも含む。

萬五千人ばかりを増してゐるに過ぎない。

臺灣は領有後既に三十餘年を経たるに拘はらず、内地人の数は僅に二十萬餘人であり、樺太も亦二十四年の歳月を重ねて尙約二十二萬を算し得る程度に止まつてゐる。又我が國民が極力拓植を奨励してゐる朝鮮に在つてすら、漸く四十四萬餘の内地移住者を計上し得るに過ぎずして、此の間に於ける鮮人労働者の内地渡來に却つて押され氣味である。此の情勢は更に關東州に於ても略々同様なるは上記統計に徴して推知し得やう。

斯くの如く過去多年の實驗より歸納し得る我が移植民の實績は寧ろ微々として振はずといふを妥當とする。此の状態は單に臺・鮮・樺太等に限らず、我が内地たる北海道に於てすら、明治の初年以來極力移住開墾を助成せるにも關はらず、現今一方里の人口密度は尙四百十三人に止まり、之を内地總平均密度二千四百十三人と對照すれば、其の六分の一程度に達せるに過ぎない（大正十四年度の國勢調査に據る）——我が國民が移植民政策の

狀況如何を一瞥することも當面の一要件に相違ない。

之を概算するに過去十箇年間に於ける上記各地域に於ける内地人の増加数は全部を合して約十五萬人餘、即ち平均一年に一

對象として、果して效果的素質を有する民族なりや否や。假りに其の適應性をそれ自らには固有するにもせよ、其の性能を發現し得べき方策、教養、制度等各種の條件に缺くるがため、恰も蠢々乎として東海猫窟の地に押し込められつゝあるが如き状態を脱せざるものなるか。幾多の研究問題は確に其處に伏せられて居り、其の難關を打ち破ることが、如何なる宿命的苦難にも屈せざる國民の大事業であらねばならない。總じて生活程度の高き國民をして、自國よりも程度低き地域に移住せしむることは、尋常一様の手段を以てしては容易に成功を期し難きことであり、それだけに國家としても、國民それ自らにおいても、相當の方策と自覺とを要とする。然るに我が國民は現在如何なる移植民政策を持ち合はしてゐるか。對米移民問題は恰も泣寝入り同様の姿であり、假りに排日移民法が米國民の反省に依つて修正せらるゝ時機に達したとしても、それは唯不合理極まる人種的差別主義の色彩を緩和するに過ぎずして、堅く閉ぢられつゝある彼れが鐵扉を開くといふのでは無い。別に濠洲や、加奈陀等の如きに於ても依然胸を披いて邦人の移住を迎へやうとはせず、而かも之に對して吾人の寡聞なる、我が外交方針が如何に働きかけつゝあるかを知る能はざる實情に在る。此の間、唯だ南米移民に對して若干の保護獎勵を與へられてゐるだけであり、それは年々九十萬人にも上る人口増殖問題と對照せば殆んど百と一の差を見る心地する。證じ詰むれば移植民問題は多年識者の關心事なるに關はらず、未だ確乎たる方策が樹立されてゐないではないか。歴史を繙くまでもなく英國國民は如何にして濠洲を開拓したであらうか。又他の歐洲各國民が兩米若しくは亞弗利加を開發するに方り如何なる政策が行はれたであらうか。必ずしも過去の事實だけでは無い、現代

に於ても移殖民政策に對する各國の努力を知らんと欲せば幾多の實例が直ちに指摘せられ得るのである。例へば英國が各自治領の利害に切念しつゝある如き、或は埃及・中・小亞細亞等の問題に深き關心を拂ひつゝある如き、何人も夙に熟知する所であらう。我が國にも曾て滿韓移民集中論を唱道せる外交家があつたが爾來政府並に一般國民は之に對して何程の熱意を注いだか。之を自然の推移に放任し、或は生活程度高き國民を驅つて生活程度低き地に進ましむることの至難なるは上述の如くである。殊に我が近域には賃銀低廉にして且つ勞働力に強き支那人があり、彼等は何等政府の保護なくとも群を作して滿蒙方面に移住し、其の數近年毎百萬に上ると稱せられてゐる。單に原始人類の移動を見送るが如き態度を以て成行きに放置するに於ては、其の結果は寧ろ知るべきのみである。今日の濠洲人、今日の加奈陀人は殆んど英本國より獨立せる自治者であるが、其の祖先は決して本國の保護なく指導なくして彼地の開拓に成功し得たのでは無い。若しも移殖民政策が全然無用であるといふならば、それは論外又は別箇の問題として取扱はるべき見解である。然れども人口問題の解決上、或は國民經濟の發展上、此の政策の重要性を見失ふ能はずとする限り、既記の如く年々一萬人乃至二萬人程度の移殖を以て足れりとすべからざるは語を俟たない。然らば其處に如何なる方策を見出し得べきか、必然に要求せらるゝ問題であらう。吾々は之が解答として差當つて先づ國內移民の一事を擧げる。それは目前の具體案として何等他國の拘束を受くることなく直ちに實行に着手し得る事業である。即ち北海道、樺太は勿論、内地に於ても尙開墾の餘地ある方面に人民を移すべく十分の獎勵法を講ずることである。現に露西亞の如きは五箇年間に一千萬町歩の新農地を開拓する計畫を

樹て、昨年度に於て既に百五十萬町歩を完了したと傳へられる。又富源廣大なる米國ですらソルトレーキ地方を始め、コロラド、ワシントン、オレゴン等十有餘州に互り國費を以て水利灌溉事業を開き耕地を取り擴げつゝある。更に加奈陀がアルバタ、マニトバ及サスカチヤン等諸州に於て加奈陀鐵道會社をして巨資を投じ水利事業を行はしめつゝあることや、埃及に於けるナイル河の大堰堤工事の如き、印度に於けるイラワデー流域の拓殖事業の如き、此の種の實例も決して乏しきを憂へないのである。同時にそれが失業問題解決の一策として效果的なるは改めて説明を要しないであらう。

次に夙に世に唱へられつゝある滿蒙及西伯利方面の開発に就ては事新らしく論及せずとしても、更に南洋方面の存在を見忘れてはならない。現在南洋諸島中には瓜哇を除きボルネオ、セレベス、ニューギニア等何れも尙殆んど未開の地域であり、就中ニューギニアの如きは將來最も有望視せらるゝ一つである。是等諸島の面積は英領兩ボルネオが約二十九萬方哩、セレベスが七萬二千方哩、英領ニューギニアが十六萬方哩、同領が十五萬二千方哩、之を日本内地の十四萬八千方哩なると比すればボルネオ及ニューギニア共に我れに二倍し、而して其の人口密度は我が内地一平方哩に付き三九六なるに對しニューギニアは僅に三、英領ボルネオすら尙一二未滿である。故に適當なる方策を講じ、施すに途を以てしたならば少くとも二三千萬位の人口は收容さるべき餘地あるを疑はない。殊に比較的生活程度の低位に在る朝鮮人を先鋒とし其の勞働力と耐久性を善導したならば、彼等が現に滿洲及西伯利方面に流出すると同様、若しくはより以上に成功するであらうことを期待し得る。勿論内地人も齊しく移住を獎勵すべきであり、それは

單なる移民としてのみならず、産業開發、輸出増進、文化發展等の爲にも重大意義を有する事業である。姑息に遲疑する論者は此の種の計畫を以て或は空想と同一視すべけんも、曩にはハワイ島に十萬の邦人を送り、近くは南洋に委任統治を開始して以來既に六七千の琉球人はサイパン島に移り同地に安住しつゝあるのである。問題は國家の方策が宜しきを得るや否やに在りて、國民の智能、技術又は志望に缺如するが故では無い。就中朝鮮人の如きは一層移住の好適地を見出すべく望みつゝある。

但し滿蒙にせよ、西伯利にせよ、將た南洋にせよ、其の領土は外國に屬するが故に、それは當然に外交政策の運用に依らねばならない。外交の働きが因循事勿れ主義であり、消極的、退嬰的、傍觀主義である限りは、如何なる發案計圖と雖も、悉く瓦餅に歸する。外交の刷新は經濟國策の一大要件たらねばならない。同時に我が國民をして成るべく自由に、手輕に、海外に進出し得せしむべく方針の轉換と改書とを急務であり、徒らに區々の繩墨を設けて渡航を抑制するが如き時代錯誤の舊風は速に一掃を必要とする。之を約言するに從來の如き不徹底、否、殆んど無方針とも云ふべき移民政策の認識價値は既に問題では無い。それは年々九十萬内外の人口増殖に對して僅に二萬人程度の出入に過ぎないからである。故に國家としては根本的に移植移民政策そのもの、大方針を確立し、積極的及徹底的なる保護、指導及獎勵を與へなければならぬ。之を怠り之に逡巡する時、國民自らが受取るべき結論は最早や明白ではないか。

(四) 合理的解決策

上來説述する所に依り、人口問題解決策としての移植移民政策が、現在に於て如何なる状態の下にあるかは既に明瞭と信する。隨て問題は再び還元する。我が國の人口及其の増殖率が、自ら有する土地面積に對比して世界最高度の實態を呈し、既に飽和點を破り、或は將に破らんとするが如き境地に在るを如何にすべきか。これが解決案は今後の移植移民政策に待つの外なきか、それとも世に所謂人口調節法を採用するが妥當か。

問題は嚴肅であり、國策の中樞、國民生活の根柢を衝く。いはゆる國難の別語は國民の生活難であり、國民の生活難は活動に堪へ得る總ての國民が、適當なる業務勞役に依り、必要なる糧を求め能はぬからである。若し總ての國民がおのゝの業務勞役に依り生活の資源を得るならば、たとへ幾億萬の多數と雖も、其處に人口過剰の嘆きは無い筈であり、生活に餘裕あらば國家的にも社會的にも詛はしき問題はなくなる。此の意味に於て、可憐なる兒童の學校入學難から、長じて後の就職難、不景氣、失業苦、思想動搖、あらゆる不安と不平とは人口問題と表裏因果の關係を有する問題である。

翻つて廣き視野より俯瞰すれば、其處には我が日本よりもヨリ不幸なる、ヨリ艱難多き國民が少くない。而も其の不幸にめけず、其の艱難に退嬰せず、これに打勝つべく精進して倦まざる國民の前には失望と悲觀とが無い。唯だ孜孜として運命の打開に奮闘し、そして着々として改造復活の事業に希望の暈を輝かしつゝ、ある——前に舉示せる白耳義及獨逸等の例を今一たび回顧するがいゝ——神は決して生を奪はず、地球の面積には限りあれども、人類の睿智能力には無限の發展性が天賦づけられてゐる。問題は唯だ

之を自覺し活用するか否かにあるのみ。積極的に活用するものは祝福せられ、消極的に因循遲疑するものは神に見放されるだけである。

それ故に人口問題解決の鍵は必ずしも其の土地、其の面積、其の人口密度、其の繁殖力に在るのではない。結局は人間それ自らの能力問題である。國民それ自らが其の人口を利用し消化し得る能力を持つか否かの問題である。移民政策が必ずしも人口問題解決の唯一手段でない、曾て米國に多數の移民を送りたる獨逸は自國工業の發達に依り、後に至つて却つて人力の缺乏を感じ其の移民を呼び還したことがあつた。又いはゆる人口調節の如きは、或る特殊の場合、即ち例へば遺傳性惡疾患者の如きを除くの外、生物自然の機構と性能を破壊し、若しくは之を忌避抑塞することに依り、何等祝福せらるべき理由あるを知らない。若しも或る國家が人口の過剰を持て餘すならば、それは其の國家の政策が、國民の能力が、未だ必要なる程度に發揮されてゐないが爲の結果であり、若し亦子孫の多量生産に悩む國民があるならば、それは又國家の施設が、社會共同生活の擁護が、人命を尊重する程度にまで完備されてゐない證據である。更言するに、總ては國家の大方針、特に國民經濟の建て前如何に依つて如何様にも清算し決濟される。故に我が國に於ける人口問題の解決は、其の全部的責任を經濟國策の上に投げかける。眞實に有效且つ有意義なる移民政策も勿論其の一部面に外ならない。而してそれは當然に政治の經濟化を促すと共に積極的なる産業立國主義を要求する。産業の興隆發展する所、國民經濟の充實増進する所、人口過剰の憂苦は自然に消散する。

第三章 國家及國民經濟の實態

(一) 日本の國富より

我が國民の生活態が、如何に在るかの綜合觀は、前章の人口狀態に次ぎて、國家及國民經濟の實情に眼を注がしめる。之が爲には國富及國民所得並に經濟財政關係等の各方面に互り、客觀的檢討を加ふるの必要を告げる。それは國民の生活環境と生活機能とを如實に反映する意味に於て、假令全部的と言ふ能はざるも、其の主要狀態を寫象せる見取圖たるを疑はない。

元來國富及國民所得に關する調査は、各國それ／＼國情を異にし、制度的にも、經濟的にも、其の他各般の方面に於て一律に推計し難き實態に在るを以て、精密には殆んど不可能なる事業である——蓋し如何なる統計と雖も神ならざる限り精密には絶對の正確を期し得ないのであつて、此の見地よりいへば總ての數字は大體の概念を把握する爲の資料に外ならない——それ故に吾々は専門學者の領域に深入りするよりは、當面所要の輪廓を知るを以て足れりとしなければならぬ。

先づ我が内閣統計局の調査に係る日本の國富總額を一目するに、

第三章 國家及國民經濟の實態

年次	日本國富總額 百萬元	國民一人當 圓
大正二年末	三三,〇四三	六〇
同八年末	八六,〇七七	一,五三〇
同十三年末	一〇一,一四二	一,七三三

上掲の總額中、其の主目を略示すれば上掲左表の通り、

我が國富中の主目 (單位百萬元)

種目	大正二年末	同八年末	同十三年末
土地	一三,七九五	三三,〇六五	三三,二四七
鑛山	一,四六八	六,四三二	三,五三三
海湖川及港灣	二,七六七	四,五六六	五,一五六
樹木	一,七六〇	四,五三三	一,七四六
建物	三,六三二	八,五六〇	一六,三三六
家具及家財	一,五六六	四,四三三	九,六八三
製造工業機械	三,九九九	一,二〇二	一,一九七
鐵道及軌道	二,九九九	一,二〇〇	三,五三四
船舶	四七一	一,一八一	三〇〇
農産品	九四四	三,六三四	三,三三〇
工業品	七四七	二,六三〇	二,三二二
金銀貨幣及地金	七四六	二,三六〇	一,八三三

概算して我が國富總額は、大正二年歐洲大戰前の財界不況時代より約三倍となつてゐる。殊に大正八年好景氣の最高潮に達せる前後に於て躍進的趨勢を示した。但し此の間に於ける物價價格の變動を見落してはならぬ。尙大正十三年以後の變遷狀態に關しては未だ詳細なる計數を得るに至らない。此の中に於て如何なる種目が増進又は減退せるかに留目せば、蓋し興味

各省財産

一,二一六	一,五四八	六,四八三
-------	-------	-------

退せるかに留目せば、蓋し興味

津々たるものがあらう。

次に之を主要列國の國富と對照する。

主要列國の國富

國別	國富總額 百萬元	人口一人當 圓	推計者	年次
日本	一〇一,一四二	一,七三三	内閣統計局	一九二四
英吉利	三三六,三三〇	五,二四七	シイニ	一九二五
米合衆國	七六二,三五六	六,六〇七	同	同
佛蘭西	一〇九,五三〇	二,五九九	同	同
獨逸	七二,六二四	一,一五四	ヘルフェリツヒ	一九二三
伊太利	四四,七三八	一,一七二	シイニ	一九二五
加奈陀	四四,三三三	四,九五八	ユイツ	一九二三
白耳義	一三,〇七一	二,九三三	シイニ	一九二五
和蘭	一八,五七〇	二,六二〇	ムイデイ	一九二三
濠洲	一九,四三六	三,四三〇	同	同
瑞西	九,一六〇	二,三五四	同	同
丁抹	五,〇〇〇	一,七六〇	シイニ	—

表中、獨逸の推計は他と比較して過度に少額となつてゐるが、それは推計上の差異と、同國戰後の最も悲境時代

第三章 國家及國民經濟の實態

にあつたことも主なる一事由である。之に反して日本の評價は寧ろ決して低しとは言はれない。
 單に國富總額よりいへば、日本は前記各國中第四位に立ちつゝあれど、之を人口一人當りに割れば其の
 實極めて低位に在ることが判明する。即ちそれだけ、國民生活の苦難が想像されるのである。

(二) 我が國民所得より

轉じて我が國民の所得を一瞥する。

日本の國民所得 (單位百萬圓)

年次	所得總額	増加指數
明治二十年	二二五	100.0
同三十年	四二九	一八三・七
同四十年	一、五三三	六六六・二
大正元年	二、三四六	九六二・二
同五年	二、三六三	一、〇三二
同十年	一〇、六八八	四、七七一・五
同十四年	一三、三六二	五、七三二・三

數字的には過去約四十年間に於て、國民所得額は實に五十七倍餘に増してゐるが、併しこゝにも人口の増加、物價及支出關係(國費及地方費の負擔を始め生活の向上に伴ふ經費増加等)を考慮しなければならぬ。そ

れで國富對照の例に隨ひ左に六大國民所得表を掲げる。

六大國の國民所得

國別	國民所得 (百萬圓)	人口一人當	推計者	年次
日本	二、八八三	二八	内閣統計局	一九四
英吉利	四三、八三二	九七七	ボウレイ及スタンプ	一九四
米合衆國	一四二、五八八	一、二七三	シツラス	同
佛蘭西	二二、六七七	一、〇〇〇	同	同
獨逸	一四、九八七	三九八	ロゴウスキー	同
伊太利	一〇、三三三	二二〇	シツラス	同

日本の分は對照に便するため、大正十三年度の國民所得額を擧ぐ。
 即ち國民所得額は必ずしも國富總額の多少と一致せず、殊に日本の國民所得額は過去半世紀未滿にして五十七倍したりとはいへ、實質的には尙甚だしく、其の人口一人當りに至つては、六大國中の最低位に在ることを見通してはならない。言ひ換ふれば、日本は其の國富を開發し又は利用する點に於て、未だ六大國の何れにも智能乃至努力の及ばざるを提示してゐるのである。

實をいへば上記の國富總額にせよ、國民所得にせよ、我が内閣統計局の調査は他の諸國に比して寧ろ甚だ甘きに過ぐるやに推せらるゝのみならず、英・佛・獨逸の如きは殆んど面目を一新し、伊太利も亦大いに復興の實績を著しく國力を回復しつゝある。就中獨逸の如きは殆んど面目を一新し、伊太利も亦大いに復興の實績を認めしむるに充分である。これに反して日本は最近數年來殊に昨年以後其の國富及所得を減すること少からずして若し嚴密に其の評價を行ふ時は、國富總額の如き、恐らく前表の數字より二割乃至三割の減退を

免れぬであらう。

且つ我が内閣統計局は國民所得額を算出するに方り、人的所得なりと稱し、普通にいふ所の物的生産所得とは別の推計を用ひつゝある。故に世上我が統計局の調査を信するに足らずとし、別に農商兩省の生産統計及海陸交通運輸の收入等を精算して、我が國民の所得總額は七十億乃至八十億圓に止まるとの説が他方面より發表されてゐる。此の推計に隨へば、我が國民一人當りの所得は前表よりも更に約四割を減少して僅に一百三十餘圓となり、日本以外の五大國中、最も所得少き伊太利と比較するも、尙漸く其の半額に達するに過ぎない。米國民に比すれば約十分の一、英國國民に對しては七分の一半、佛國のそれと對照しても彼れが四分の一未滿の所得しか無いのである。何れにもせよ、我が國民所得が主要列國中、最少にして貧弱なるは掩ふべからざる事實といはねばならない。

斯く國民所得の貧弱なることは、抑々何を意味するか。國家の武力は如何に強剛なるにもせよ、國民の經濟力が薄弱であつては、決して幸福とはいへない。否、國民生活の痛苦不安は悉く其の所得の少きより生ずる悲曲である。國民の所得が、其の人口を養ふに事缺かすとしたならば、所謂人口過剩問題も起らなければ、思想の惡化も、財界の不景氣も脅威性を與へず済むであらう。故に國家の政策は、何を措きても國民所得の増進に全努力を傾倒すべく差向けられねばならない。それは即ち政治の經濟化、産業爲本主義の開立以外に、何等方策はあり能はぬのである。

(三) 國費の負擔より

既に國富及國民所得を概観し、就中其の國民所得の極めて貧弱なるに對して國民が負ふ所の國費は何うか。請ふ左表を見よ。

六大國々費割合 (單位百萬圓、一九二八年度の現計、%は國費總額に對する百分比を示す)

國別	國費總額	行政費	軍事費	國債費
日本	一、七〇九	九三三	四六六	二八九
英吉利	七、四〇一	二、七三三	一、一一〇	三、六〇〇
米合衆國	七、一三五	三、一七二	一、五三三	二、四三〇
佛蘭西	一六、四三六	四、五八八	三、二八二	八、五五五
獨逸	四、六三三	四、〇九五	三、三七七	二、三二二
伊太利	七、四〇四	三、五三二	一、七一一	二、一七一

一見して直ちに分明なる事實は第一に日本の軍事費が其の國費總額と對照して六大國中最高比率を示してゐることである。

第二には其の行政費が國費の過半を占むることに於て、亦列國と趣きを異にしてゐる點である。

獨逸の制度は他と異り其の國費の約半額は地方交附金及賍

償支拂金なるを以て之を識別するを要す——それで第一の軍事費に就いては現に我が國朝野の間に種々の論があり、就中陸軍の縮少、其の經濟化に關する輿論の要求は益々高まりつゝある(後章參照)。第二の行

政費に關しては其の内容多岐多様に互るを以て、細かには一々其の支出用途を検討し、取捨増減を必要とすべきも、概括的には矢張り節約の急務を感ぜしめる。其處に行政・財政・税制等諸制度の根本的整理、國民負擔の軽減、無駄排除の要求が合理づけられる。

尙ほ一步を進めて言ふならば、上記の國費は單に中央政府の一般會計を擧げただけであつて、其處には別に特別會計に屬するもの約十八億圓（一般會計との重複を除き）があり、更に地方財政所屬の道府縣及市町村費負擔も十五億圓に上る。それで是等各會計を合すれば國民の公費負擔は實に一戸當り四百圓、一人當り八十圓にもなるのである。假りに我が國民所得が内閣統計局の推計の如く一人當り二百十八圓となるにもせよ、又其の所得増進率が既往半世紀間に幾十倍せるにもせよ、其の中より如上八十圓の負擔を差引く時は、其の殘額は僅に百四十圓内外に止まるのである。そして國民所得の四割近くも公課に懸けてゐることになるのである。

事實斯くの如くにして國民の生活が多幸であり裕福であり得やうことは、如何なる樂觀者流と雖も恐らく考へ及ばぬ筈であらう——此の計算の中から、特別會計の分を除いたとしても國民一人當りの負擔は五十餘圓に上り、其の所得額の二割五分近くになる——現に所得税、營業收益税、地租、關稅等國稅に由る負擔だけでも一人當り十五圓餘、同各種地方税が同じく十一圓餘、合計二十六圓餘は直接的に賦課せられてゐるではないか。屢々減税問題の起るは之が爲であり、富の分配に關する社會的及經濟的難問題が、勞資關係其他種々の形を採りて發生し來るも、亦畢竟は國民所得の小額にして生活の辛酸多き起因する。

但し若しも斯くの如き公課負擔が、主として生産的方面に投せられつゝあるものとせば、それは一時的犧牲として忍び能はぬことでは無い。其の結果としては國民所得額が直ちに現實に増進するに相違ないからである。然るに我が國のそれが如何に在るかは上掲の國費割合が既に之を表明してゐる。勿論、其の行政費中には各種の生産費——産業の奨勵、保護及助成費等——を含んで居り、大まかには全部の國費が直接又は間接的意味に於て生産的性質を帯びざるなしと言ひ得ぬでもない。例へば軍備も外交も産業及通商保護の爲であるといへば言ひ得る。警察も司法も亦何等かの關係に於て、生産的事業に必要な働きを爲しつゝあるは言ふ迄もない。併しながら斯かるは普通に言ふ所の生産事業とは全く異なる。

試みに我が國費に就きて各省別内譯を見る。（参考の爲に大正二年度の歳計及歳入表を附載す）

歳 出 (經常及臨時部合算)		歳 入	
	大正二年		昭和四年
外務省	七	租 稅	三六九
内務省	五	印 稅 收 入	三
大藏省	一九九	官 業 及 官 有 財 產 收 入	一四九
陸軍省	九五	其 他	二六
海軍省	九六	計	五七五
司法省	一三		一、四九九

文部省	二	公債金	三	九一
農林省	三	前年度剩餘金	六	八二
商工省	七	其他	四一	八一
逓信省	七	計	一四六	二四四
拓務省	七			
合計(皇室)	五七四	合計	七三三	一、七五三

上表中大正二年は決算、昭和四年は田中内閣の公布豫算(四捨五入)。以て過去十六年間に於ける國費の増加を見るべし。此の間特別會計、殊に地方費は一層急激の膨脹を示した。

大正二年度に於て五億七千萬圓の歳出が、昭和四年には三倍以上に増加して十七億七千萬圓にも上つたが、さて此の中に直接産業統理を任務とする農林及商工省の經費は其の總額の幾割を占めてゐるか。大正二年に在つては僅に一千六百萬圓、歳出總額の約三分五厘であり、昭和四年に於ても兩省合して七千五百萬圓、即ち歳出總額の四分五厘程度に過ぎない。之を以て陸海軍、大藏及内務等のそれと對照せよ。又文部省の經費が此の十餘年間に十數倍せるを見よ——但し昭和四年の逓信省費三億六千萬圓中には一億三千萬圓の恩給費が含まれてゐる——我が國費が如何に軍事に重く、そして又直接生産事業に接觸せざる行政上の事務費用に多額の支出を爲しつゝあるかは、上表に依つても略々想像せられ得るであらう。例へていへば、政府事業の全部が産業發展の要素若くは助成機關であるにもせよ、假りに十七億の總歳出より先づ國防費五億を天引きし、次いで恩給の一億三千万、國債費の二億八千万、教育費の一億四千万を控除

し、そして更に各省諸官吏の俸給、給料、旅費及手當四億一千萬圓を差引けば何程の金額が後に残るか、而して其の殘額中の幾割が直接生産事業關係費目として抽出さるべき實質を包含するであらうか(昭和四年度總豫算に現はれたる項以上の事業費は外務、内務、農商逓の各省を通じて約一億四千萬圓のみ。又假りに水道、港灣其の他の補助、獎勵、保護及研究費目等の全部を合算しても約一億一千七百圓に過ぎない)。豫算の建て前既に斯くの如くである。故に其處には國民負擔の増加にも關はらず産業不振、財界梗塞、國民所得の缺乏を訴へられつゝあることが、我が行政機關の價値性を正直に物語つてゐるではないか。同時に獨逸の復興が國防費の重荷より免れたること、並に其の行政費の巨額を厭はず、主としてこれを産業振興の爲に傾注しつゝあることに依り、十五億乃至二十億圓内外にも上る賠償金を支拂ひて尙餘りある所以たるを知らねばならない。

(四) 國債問題より

我が國民の一部、殊に政界及財界の或る方面には如上の事實に眼を閉ぢて別箇の事實、即ち國債の増加と、其の利拂ひとに壓迫せらるゝため、遂に今日の經濟國難を招徠せるものゝ如く切言主張する人々がある。例へば民政黨内閣の所謂非募債主義は此の種の見解に出發せる政策であり、其の緊縮と消費節約主義も亦同一着想に立脚する。これ又勿論思慮ある人々に取りて十二分に吟味を缺いてはならない問題である。で又試みに六大國の國債高を一覽せんか。

六大國々債額 (一九二八年度)

國別	總額	一人當	同上邦價換算
日本	五、三九八 百萬圓	八六	六四
英吉利	七、七二四 百萬磅	一七〇	一六〇
米合衆國	一七、七三六 百萬弗	一四一弗	二八〇
佛蘭西	二九、九〇〇 百萬法	七、一八九	六七〇
獨逸	七、八九〇 百萬馬克	一三三 賠償金を除く	六八
伊太利	八七、七六七 百萬リラ	二、一六五	三六〇

表中の邦貨換算は概算を示す。殊に佛米の分は爲替の變動甚だしきため精密には換算し難い。

尙ほ獨逸の國債額の少きは同國民が絶大の犠牲を拂ひて内債を切捨てたるに由る。

それよりも、問題は國債の多少に存せずして、それが生産的なりや否やに在る。歐洲各國の如く、其の大部分が戦時公債なるに於て、之が爲に餘儀なくさるゝ國民の負擔は重荷に相違なく、年々の利子だけでも、國家の財政及國民經濟を壓迫すること尋常ではない。之に比すれば、我が國の國債は日露戦争時代頃に増加したりとはいへ、他は鐵道、拓植事業などが主目となつてゐる。左に之を略表すれば、

國債種目別 (昭和三年四月一日現在)

種目	金額
制度變更、諸祿處分に依るもの	九六、一〇九 千圓
鐵道敷設	一、四七七、七五四
築港疏水道路採鐵製鋼及電話擴張等	二〇四、五九九
戦争及軍備擴張	一、六八三、四四三
紙幣銷却、國債借換	三三三、二六九
煙草及鹽專賣	一三、二九四
行政整理及軍備制限整理	九〇、三四〇
復興事業	三七五、六五〇
拓植事業(朝鮮・臺灣・樺太・關東州)	四〇一、〇三三
爲替資金疏通等	四七三、七三三
對支借款關係	二二六、九九四
震災手形損失補償及善後處理	一六九、一〇〇
合計	五、三九七、八六六

因に昭和四年三月末國債總額は五十八億三千餘萬圓となつてゐるが、それは主として復興事業の進行、臺灣融資損失補償等の爲に増加したのであつて、此の外に常に國債増加の主因を爲しつゝあるは鐵道の建設及内外債の借換である。

仔細に點檢すれば此の内、何等生産的性質を有せざるもの少からずと雖も、過去は逐ふべからず、今に於て戦争費十六億圓、其の他の使途を論ずるが如きは寧ろ識者の與せざる所である。殊に鐵道事業の過大を非難するが如き、必ずしも全部的に妥當の見解とは認められない。現に何れの線路と雖も各地の人々に取りては必要とせられてゐる。其の港灣・治水・道路等に於けるも亦然りである。素より理由なき國債の増加は何人たりとも之を悦ぶ筈はあり得ない。然れども其の性質の生産的公債である限り、敢て之を否定し呪咀すべき道理はない。それが生産的である以上、必然に國民の所得を増進すべき資本であり、國民の所得だに増せば、利子の負擔の過當ならざる限度に於て、強めて憂ふるを要しないからである。故に吾々は此の原則的意義の下に、生産増加、産業發展の爲に緊

切なる公債計畫を絶對的に忌避するが如き消極的政策を極端に支持せざるべからざる理由を認めねばぬ。若しも我が國民經濟の立場より見て、政治財政上の壓迫を感ずべしとせば、それは國債よりも寧ろ龐大なる官營事業を最とせねばならない。此の故に、吾々は現に特別會計に屬する官營商工業の大部分——鐵道・電話・專賣事業・陸海軍工場・製鐵及製絨所等——を舉げて總て之を民營若くは半官半民事業に移しては何うか（後に述ぶ）。そして其の財源を以て産業の開発、指導、保護、獎勵に充當することが、姑息なる緊縮政策や、非募債主義乃至消費節約よりも遙に効果的なる方策では無いかと考へる。いはゆる産業合理化は先づ此の官業の民營化に就いて審議せらるべきであらう。

要するに日本の國富及國民所得より概觀したる我が國民生活の實態は、未だ十二分に國富を利用せず、利用すべく全能力及全能率を發揮せず、制度的にも、財政的にも經濟的にも、贅冗不合理の事實が極めて多い。英・佛・伊に見るが如く、必ずしも國債の負擔が多大なのではない。それよりは行政及軍事費の負擔こそ國民所得に釣り合つてゐない感がある。而も之が改革意識に鈍きがため、主要列國中の最下位に低迷しつゝあるの憾みを禁じ能はぬ。随つて今後の大方策としては、人口問題の場合に於けると同様、國策を産業爲本主義に大定し、總ての組織と努力とをして國民の所得を増加せしむべく政治經濟の建直しに集中すること以外に、難局打開の途はあり能はぬ。金解禁が根本の問題でもなければ、公債整理が唯一の政策でもない。それは局部的、技術的に見たる一箇の方策である。如何に國民を多幸にし、其の生活を安定せしむるかは、如何に此の人口を働かし、如何に其の收益を増進せしむるかに歸着する。

第四章 國際經濟に於ける日本

(一) 貿易の現勢

現代の國民生活は、最も緊密なる關係に於て、常に世界的國際經濟の支配、若しくは其の強き影響の下に立つ。日本橋橋下の水がティムス河に通じてゐるだけではない。思想や、空想の交流に地理的關所が無いのみではない。より更に切實なる意味に於て、「經濟に國境なし」といふ事實を拒むことが出来ないのである。それは國民自身が之を自覺しつゝありや否やの問題ではない。又國民それ自らが之を好むや否やの問題でもない。奪ふべからざる現實が、之を國民生活の上に持ち來さすには措かないのである。そして總ての國民をして厭が應でも國際的經濟戰の立場に追ひ立て、其處に各自の運命を決せしめるのである。それ故に我が國民生活の實態を明確に見出す爲には世界に於ける我が國民の經濟的地位の如何に在るかを見通してはならない。既に人口、國富及國民所得の現勢について、一應の觀察を試みたる吾々としては、即ち茲に第三の研究問題に到着したのである。

世界に於ける我が國民の經濟的地位は、無論各種の方面から考察されねばならないが、其の立場及其の動きを何よりも簡明且率直に表現するものは貿易關係である。國際的經濟戰の勝敗は極めて特殊の例を除

き、實際には貿易の盛衰如何に依つて決定される。同時に、それが國家の盛衰、國民生活の禍福を寫象する反射鏡ともなる。いはゆる國際貸借の關係が何れの國に於ても非常に重要視せらるゝは、それが又國際的經濟爭覇戰の清算であり、國民それ自らの運命問題たるが故である。さて然らば我が國の貿易狀態は如何に在るか。

日本貿易趨勢 (單位百萬圓)

年次	總額	輸出	輸入	出超	入超	人口一人當(單位圓)	
						輸出	輸入
明治元年	二六	三六	二	三	一	〇・七	〇・九
同十年	五一	三三	一七	一六	一	一・三	一・三
同二十年	九六	五三	四三	一〇	一	三・八	六・〇
明治三十年	四七	一六	三一	一五	一	九・四	一〇・七
同四十年	九八	四四	五四	一〇	一	一〇・五	一四・三
大正元年	一、一三	五八	六四	六	一	一〇・五	一四・三
同五年	一、九三	一、一五	七二	三三	一	二〇・八	二二・九
同十年	二、九六	一、三〇	一、六六	三六	一	二二・五	二九・九
昭和元年	四、五三	二、〇六	二、四七	三七	一	三六・六	四三・九
同二年	四、二六	二、〇四	二、二二	一七	一	三三・四	三六・七
同三年	四、一八	一、九七	二、二一	一四	一	三二・四	三三・三
同四年	四、三二	二、二二	二、一〇	一〇	一	三二・四	三三・三

百萬圓以下の數は四捨五入す、輸出入超過額の差引計算に若干不揃ひの分あるは之が爲なり。

明治時代は毎十年、大正時代は毎五年の計數を示す、昭和三年分は特別品を含みます。

本表は朝鮮・臺灣等植民地の移輸入を含みます。

明治十年以後の過去半世紀間に於て、我が貿易總額は約八十倍したが、之を人口一人當りに換算すれば輸出に於て約四十七倍、輸入に於て約四十五倍餘の増加である。但し此の間に於て物價も亦、甚だしく昂騰し、例へば明治十年頃の米價が白米一石六圓内外なりしに對し、近年は三十圓内外を上下し、殊に酒・煙草類の如く税金關係よりして著大の騰貴を示せるものもあり、隨つて前表の金額に比例して實際の生産量がそれだけ増加したとは看做されない。同時に人口の増加と生活の向上とに依る消費の増進を計量するに於ては、其の生活狀態が實質上果して往時よりも安樂なりや否やは單に外觀を標準としてのみ斷言し能はぬ。

否、既に前表に依つて明かなる通り、我が國の貿易額は開國以來殆んど輸入超過の連続である。明治の初年及び明治十二年頃より同二十六年頃迄の間に於ける數年を除けば、輸出超過の事實を示したことがない。それでも我が國民は自覺せず、自覺せぬが故に、未だ産業國策の確立を見ず、そして今日の國難を持ち來したのである。唯だ此の間、大正三年より同七年に至る間、歐洲戰爭の影響に依り意外の好況を呈し、此の數年間に約十四億圓の出超を告げたのが日清戰爭以後に於ける記録破りであつた。しかし此の好況も戰後忽ち以前の狀態に逆戻りし、加ふるに關東大震災の打撃を受けたため、大正八年より昭和三年

年迄の入超額は合計約三十三億圓(植民地を通算せば四十億圓)にも及んでゐる。此の現象は我が國民の生産高が未だ需用量に伴はず、人口の増加と生活上の要求とを満たし能はざる反面の事實を立證するものと解し得る——輸入品中には他日の生産原料及生産機關として必要な種目を含むが故に、必ずしも全部的に悲觀するは當らず、又此の事實を以て直ちに借金生活の現はれとのみ看做すべからざるは無論であるが——随つて單に貿易額の躍進的數字を見て國民生活の多幸を祝福する能はざるは、既述、國民所得の増進率のみを見て生活安定、民力充實の左券と爲す能はざると同様である。

主要列國貿易一覽 (昭和二年)

國名	輸出(單位)		輸入(單位)		同上國民一人當(單位圓)	
	百萬元	單位	百萬元	單位	輸出	輸入
日本	一、八九二		一、九一九		三〇	三三
英吉利	六、九一五		一〇、七〇一		一五	二四〇
米合衆國	九、五四五		八、三四三		二	七五
佛蘭西	四、八七七		六、七四三		六	一〇五
伊太利	四、三四八		四、一六一		一〇	一〇一
和蘭	一、六〇三		二、一〇五		元	三
白耳義	一、五五九		二、〇五二		一〇	二二
支那	一、四七六		一、六二〇		一七	一〇五

洲	輸出	輸入
歐洲	一、三四五	一、五五六
支那	一、二二一	一、三五六

日本は大藏省貿易月報、他は國際聯盟統計月報に據り換算す。

支那の如きは別問題として、日本の貿易高が主要列國と比較し、如何なる状態に在るかは國民一人當りの數字を一目すれば直ちに分明する。即ち輸出に於ても、輸入に於ても、我が國は尚ほ上記列國中の最下位に在りて英・米・和・白及濠洲等に比し多大の隔りが見受けられる。慘烈なる戦禍を被れる佛・獨に比しても著しく遜色を示し、唯僅に伊太利と稍と近似するに過ぎない。この明瞭なる事實は言ふ迄もなく我が國民が未だ國際的經濟爭覇戦に於て歐米主要國と比肩し得るだけの貿易能力を發揮せざるが故であり、生産及通商の二つながら未發展の過程に在るものたるを表示する——日本の如く原料に乏しき國に在つては生産事業の振はざる限り、輸入も通商も減退する。故に輸入の減少は喜ぶべきが如きも、其の反面に産業の幼稚不振、随つて輸出の減退を伴はざるを得ない。別言せば我が國の經濟環境は大いに原料を輸入し、それに加工精製することに依り、輸出を増進し得る立場に置かれてゐるのであるから——

尙こ、一言を加ふべきは貿易以外に於ける國際勘定の事である。其の主目は外債利子の受渡し、外國投資の配當、外國航路の運賃収入、移民の送金、内外人の旅行に由る消費、保険料及保險金の受渡し、外國と外國との間に於ける商業取引に依つて收得する利益等を經常的のものとし、更に臨時的には政府及民間に於ける外資の輸入又は外國への投資、公債、社債の賣買、外國に於ける土地の購入又は賣却等が

ある。前記列國中、英・米を始め、佛・伊・和蘭・白耳義の如きは何れも貿易上の輸入超過になれども、是等國際上の受渡勘定に依り多額の收入あるを知らねばならぬ。我が日本に於ても是等貿易外の受取高は、其の支拂高よりも多く、歐洲大戰當時にはそれが五億圓以上に達したこともある。最近數年來は上記経常及臨時的の兩者を合して

貿易外の國際收入 (單位百萬圓)

大正十二年	三六四	昭和元年	一七
同十三年	四〇〇	同二年	三
同十四年	三八	同三年	二二

となつてゐる。即ち此の金額だけは、我が國毎年の貿易入超額を緩和してゐるのである——大正十二年の貿易入超額は我が内地のみにも五億、十三年は同じく六億を突破したが、此の一兩年來は二億乃至一億圓以下に漸減しつゝある。但し朝鮮・臺灣の分を合算すれば、我が貿易入超額は其の上約一億圓を加ふ——故に概括的には我が貿易入超額が朝鮮及臺灣を加へて一億乃至一億五千萬圓程度に止まるに於ては、前記貿易外の國際收入に依り略々國際貸借の均衡を保持し得るが如くなれども、それは唯消極的計數に過ぎない。試みに大正十二年以來の國際貸借關係の帳尻を合算するに、總計約十四億圓の不足額を示してゐるのであつて、此の不足額こそは、短期信用關係に於て一時的手段を講ずる以外、結局我が國正貨の減少に依り清算されるのである。仍て参照の爲に歐洲戰爭終結後に於ける我が正貨の各年現在高

を表示する。

正貨現在高 (單位百萬圓)

年	總額	所在地	
		内地	海外
大正九年	二、一六	一、一六	一、〇六
同十年	二、〇八〇	一、三三	八五
同十一年	一、八三〇	一、二五	六五
同十二年	一、六五	一、二〇	四五
同十三年	一、五〇	一、一七	三六
同十四年	一、四三	一、一五	二八
昭和元年	一、三三	一、一七	二〇
同二年	一、二七	一、〇七	二〇
同三年	一、二九	一、〇八	二一

各年度の正貨減少高が、貿易入超額對貿易外收入の差額よりも寡少なるは、その間公私外債の發行及外國證券の賣拂等に依り正貨を補充せるに據る。尙昭和五年一月金解禁當時の正貨保有高は十一億圓餘であつたが、同年四月には八億圓臺になつた。

斯くして大正九年約二十二億圓を有せる我が正貨は、其の後多額の公私外債に依り補充せられたるにも拘はらず、表の如く年々に減少したのである。そして更に、昨年及本年金解禁後に於ける正貨流出高

(本書校正の時既に二億三千萬圓内外の正貨流出となり、それに在外正貨支拂高を加ふれば約五億圓の減少を傳ふ)を計算せば果して如何。吾々が産業發展を基調とする國策の樹立を提唱するは、無論、この經濟的難局面を打開せんが爲に外ならない。それは消極的なる國民消費の節約に依り、國際收支の均衡を圖るが如き退嬰策を唯一の手段とするにあらずして、我が生産事業の振興に依り、積極的進取的に世界經濟戰場に於ける優勝者の地位を戦ひ取らんが爲である。

(二) 明瞭なる實物教訓

上述の如く、我が國の貿易が尙ほ主要列國中の最低位に在ることは、産業不振及未開發の象徴であり、殊に輸入超過の逆調は生産と消費との不均衡、即ち其の生産力の増進が消費の必要量に伴はざる反映に他ならざるを以て、國民經濟上の根本方策としては、單なる國際貸借の均衡に焦点を絞ることよりは、ヨリ熱烈、ヨリ眞摯なる自覺意識の下に、生産増加を第一義として極力猛進せなければならぬのである。

無論、我が國の生産力が比年長足の進展を示しつゝあることは事實である。それは前掲貿易表の數字に徴しても之を推知し得るが、併し我が國の生産事業は本來其の開國、其の世界進出の遅かりし關係に依り、最初の出發點に於て歐米列國に比し甚だしく立ちおくれであり、且つ人口の増殖率高く、又國際的環境の變化に促されて國民それ自らの需用量は急速なる激進を示しつゝあるが故に、種々の點に於て未だな

なかに先進國に追いつくことが出来ない。國際聯盟所屬調査報告に據れば最近約二十年間に於ける世界の總生産高の増加率は、假りに歐洲戰爭勃發の前年を基準一〇〇とせば、平均一八%であるが、日本のそれは農林・商工兩省の統計表より見て少くとも三〇%以上の實質的増加を認めしむるに充分である。だが、それにも關はらず或種の品目、若しくは財界の變態的事情による個々の生産制限其他特殊の例は別として、全般的意味に於ける我が生産力が國民の需要を満たし得る迄に立ち至つてゐないことは、下記貿易品の主なる種目を見れば即座に判明する。

昭和三年度重要輸出品 (單位千圓) — 輸出總額一、九七二百萬圓

品名	單位	昭和三年	
		數量	價額
米	及 類	八四、三三七	一、二七七
豆	類	八五、七七七	一〇、四〇〇
小麥	粉	二、三三三、三三九	二四、七七八
製茶	同	一八〇、〇三九	二、八四八
糖	同	三、七九七、四八五	三六、四四四
水産物	同	八九六、二一六	一七、三三五
寒天	同	二、四九七	四、一四二
蠶絲	同	—	一八、五七三
清酒	酒	二、一〇七	四、四二二
麥酒	同	—	—
毛皮	—	—	三、〇四四
植物油	油	一六五、三三六	三、九三三
樟腦	油	三三、三三三	一、〇〇三
薄荷	油	四、〇四八	二、〇七五
魚油	同	六二九、二七一	八、一六二
木蠟	同	四四、八四三	二、〇八八

除蟲菊	百斤	一〇四、五八八	七、四八七
樟腦	同	三、六〇七	五、四四七
薄荷	同	三、三三五	三、九二四
薄荷玉打	同	一五、七四四	一、七六
燐寸	同	—	五、一七
綿織	百斤	二四、九六八	二五、八九四
綿織	同	四、四七七	五、八五
綿織	同	八、四〇九	九、一八
毛織	同	一、九三九	五、六六
府織	同	六五、三三三	九、九三三
玉織	同	一、二二二	七、三九
ベニ	同	四、七二二	一、八六七
生絲	同	四、七二二	一、八六七
層綿及層細絲	同	四、七二二	一、八六七
綿織	同	二、六三二	四、七五七
毛織	同	—	三、三〇〇
モスリ	同	—	三、三〇〇
羅紗及セルサス	同	—	二、六二五
絹織物	同	—	一、三四、〇五九
綿アランケット	百斤	—	二、八〇七
絹手巾打	同	—	一、五〇三、一〇〇
綿タオル	同	—	一、五七九、六六〇
敷布	同	—	二、三三三
漁網	百斤	—	三、三三三
メリヤス製品	千打	—	二、三九九
帽	同	—	三、三〇一
綿縮襪	同	—	一、二一九四
紐	同	—	一、〇八五
紙	同	—	七、六五三
書籍及雜誌類	同	—	一、七〇〇
石炭	噸	—	二、五、六三三
セメント	百斤	—	一、三六九
陶磁器	同	—	二、四、五三三
硝子及同製品	同	—	六、八八五
條、竿及板鐵	百斤	—	三、六四三
銅板	同	—	一、六、一八六
銅線	同	—	二、二八八
鋼線	同	—	五、三三
鋼線	同	—	一、五九九

昭和三年度重要輸入品 (單位千圓) 輸入總額二、一九六百萬圓

眞鍮	百斤	二四、六三三	五、五七六
絕緣電線	同	四三、三三四	二、七八五
鐵製物品	同	—	一、三、六八三
安知母尼製品	同	—	一、四二〇
アルミニウム製品	同	—	八四五
自轉車及同部分品	同	—	二、五五七
ゴムタイヤ	百斤	五、三〇五	五、七四
汽船	隻	五二	二、四六五
機械及同部分品	同	—	一〇、六〇四
木材	同	—	一七、九四
眞田	千束	—	四、七二七
洋傘	同	—	二、五二七
アラッシュ	同	—	五、二一八
ランプ同部分品	同	—	八、三七〇
玩具	同	—	一一、〇〇〇
油	百斤	—	二、八〇〇

昭和三年			昭和三年		
品名	單位	數量	品名	單位	數量
米	及	百斤	採油用種子	百斤	二、八七、〇六六
小麥	同	一〇、九七、三六六	珈琲	同	三、三、四一四
高粱	同	一、〇三、五五四	砂糖	同	六、三、五、九六八
玉蜀黍	同	六、一八、六〇三	鳥獸肉	同	—
豆	同	一〇、三六、九六七	鹹魚	百斤	三、四三、一九九
小麥粉	同	一、八、二三八	コンテナストミル	百斤	七、六九、八三七
タビオカ	同	三、六、二、五八六	鳥卵	百斤	一、八三、〇五五
數量	—	—	數量	—	—
價額	—	—	價額	—	—
—	—	—	—	—	—

酒	類 千立	三、〇六	二、三〇一
食	鹽 百斤	三、七九七、九九九	三、七三三
煙	草	—	二、八八六
皮	類 百斤	二二三、〇三七	一〇、四七六
牛馬及羊	革 同	五二、一六一	七、三九三
豚	毛 同	五、三三五	一、三八七
獸	骨 同	五〇、一八〇	二、八八七
貝	殼 同	二五、〇六	三、三五
植物性芳香揮發油	同	四、九五〇	二、五三七
牛	脂 同	二七、五二九	五、四〇七
礦	油	—	八九、八八三
パラフィンワックス	百斤	三三、三六二	六、六九七
生	ゴム 同	四三、三三四	二七、八九五
松	脂 同	三五一、八八〇	三、六九一
苛性曹達(粗製)	同	九六、五四七	八、二〇〇
曹達灰及天然曹達	同	一、三二〇、八二〇	五、一六三
硝酸曹達(粗製)	同	八七、三九五	六、〇七七
鹽化加里(粗製)	同	三六、八二一、二〇〇	二、三〇三
硫酸加里(粗製)	同	五八、五〇五、六八四	四、四九三
硫酸アモモニウム(粗製)	百斤	四、七四一、三三一	三六、三〇三
合成染料	料 千斤	四、四九七	九、九二四
漆	百斤	二五、五八七	四、三〇五
綠	綿 同	九、七三九、六六二	五、四九、六二二
綿	織 絲 同	一〇、九九二	一、五六二
大麻黃麻及マニラヘンフ	同	九四六、八七九	一七、四八〇
羊	毛 同	八八〇、五二六	二一、八五六
毛	織 絲 同	八、七四六、七〇二	三三、一〇七
繭	同	一七、八七九	一、五三三
生	絲 同	二、一六五	二、六二七
人	造 絹 同	一、九二五	四、五六
綿	織 物 千方碼	一三、四四五	七、四三四
毛	織 物	—	三、三三三
フエルト帽子打	百斤	一五、四四五	一、〇六六
製紙パルプ	百斤	一、三三八、三三二	一一、四五四
紙	類 同	七、四〇六、〇四三	一三、七二四
書籍及雜誌	—	—	二、二八七
石絨及同製品	千斤	一九、〇七四	三、六九八
燐	礦 石 百斤	七、八八八、五六八	一一、九七七

石	炭 英噸	二、七三四、九三二	三六、九五五
硝子	板 千方米	三、三八九	五、八九四
鍍	—	—	二〇、八二二
白	金 瓦	六四六、八六五	三、〇八二
鉄	鐵 百斤	九八、八九三	二五、二五四
鐵	類 同	三三、八四七、六〇三	一九、三四五
屑及故鐵	同	六、二二〇、二一九	一三、三八六
アルミニウム	同	一五五、六三三	九、三六〇
銅	同	三四一、〇七二	一三、四〇四
鉛	同	一、〇四三、〇五〇	一四、八三七
錫	同	六八、二二六	九、六二二
亞	鉛 同	六八五、八六五	一三、五三七
鐵製	品 同	一、五五二、四三四	一七、七七〇
工匠農具及同部分品	—	—	二、九五七
時計及同部分品	—	—	八、五三二
メーター類	—	—	二、九三二
自動車筒	—	—	七、八八三
自轉車同	—	—	三、八二四
汽船隻	—	—	二五
機械類	千斤	五五、三三九	四九、六二六
製紙用フェルト	千斤	二九八	一、六六〇
籐	百斤	二二、九九九	一、五四五
木	材	—	一一、〇〇八
木	炭 千斤	二五、五二七	一、二四六
活動寫真用フィルム	内裝共斤	三、六、七四五	二、七三二
其他寫真用フィルム	同	三、四、六八一	九、六六
銅	料 百斤	一、四二一、三三七	六、七四一
鐵	料 同	三、七六〇、三三五	一四、三三六
肥	料	—	九五、九三九

即ち輸出に於ては其の總額に對して生絲の三割八分、綿織物及綿製類を合して二割餘、並に絹織物及絹製品の七分餘が其の主目であつて、他には一億圓以上のものがない。

之に異りて輸入品に於ては先づ棉花の五億五千萬圓を筆頭とし、羊毛も、木材も、鐵類も皆一億を超え

て居り、各種肥料を合すれば是れも無論一億五千萬圓に上る。又礦油、機械類の如きも殆んど一億に達せんとし、更に米、小麦及豆類等の食料も、年に依つて多少の増減あれど、大抵二億を下ることはなく、これに他種の飲食品を加ふれば三億を突破することさへある。應に知るべし、我が國の輸入品は國民生活上、一日も缺くべからざる必需品を其の主目とし、それが輸入總部の大部分を占めてゐることを。古來、人心の安危は胃の腑の問題であると言はれてゐるが、國民生活の根柢を爲すものは事實上於て衣食住である。然るに我が國に在つては、國民の主食物すら不足を告げ、大正十四年の如きは、單に米だけに一億二千萬圓を外國に支拂つてゐる。次に衣料に於ては前述の如く棉花、羊毛及麻の全部が皆輸入品であり、唯生絲に依る絹織物だけが國內の需要を満たして而も七億乃至八億以上を海外に輸出し得るのである。更に住宅材料の如きも往時は木材國として見られた程であるが、其の後漸次缺乏を告げ、殊に關東大震災前後より輸入激増し、毎年一億圓以上に及んでゐる。又洋風建築の材料たる鐵材もその原料は概ね輸入品であり、唯だセメント工業だけが之を自給して、更に六七百萬圓の輸出を行ひ得るに過ぎない。斯くの如く我が國民の生活必需品が、悉く外國よりの供給に俟たざるべからざる状態にある限り、而してそれが輸入品の主目となつてゐる限り、いはゆる消費節約を以て主要政策と爲し、之に依つて國際貸借の改善を期待し能ふものゝ如く考ふるは寧ろ一場の錯覺である。少くとも此の種の政策を有意義とする社會層は極めて狭く、其の效果的限界は一部少數なる富裕階級の範圍を出でない。一般國民は其の需用盡の端たされ難きがためにこそ懊惱し困苦してゐるのである。通俗には買ひたいものも買へず、求むるもの

も與へられざるが爲に悶えてゐるのである。濫費にあらすして缺乏である、過剰にあらすして供給難である。英國の如く對外放資か、佛國の如く外遊客による多額の所得に生活する國民にあらざる限り、輸入超過國に浪費の事實はあり得ないのが一般的状態に於ての真相である。例へば、銀座街頭に戯るゝ若干の輕薄青年者流を見て、日本國民の全部が悉く奢侈放恣に耽る不良民族化せりといはゞ、誰れか之を肯定するか。又例へば労働者が電車を用ひ、安月給取が洋服を纏ふを贅澤として、時間と疲勞と業務の不便とに頓着なく和装徒歩すべしといはゞ、誰れか其の迂を憫れまざる。封建的鎖鎖時代の經濟知識の如何に見當違ひなるかは此の類なるを免れな。

(三) 生産未開展の歷程

貿易關係が示す所の實物教訓は既に明瞭である。其の要點は繰り返す迄もなく生産の不足に基因する國民生活苦難の當相をまざぐと見せつけてゐることである。輸入超過も生産不足、輸出不振も生産不足、國際貸借不均衡も、正貨の流出も、公私外債の増加も皆悉く生産不足に淵源する。極言すれば經濟國難の別語は即ち生産不足である——一時的及特殊的には或る物品の生産過剰を告げ、限産協定などの行はれることもある。併しながらそれは決して國民全般の生産力の過剰を意味するものではない。財界の變象、外國の影響乃至は當業者の豫測違ひに依り、之を餘儀なくさるのであつて、全局的でも永久的でもない。産業經濟の原則としては消費を豫想せざる生産はなく、能ふ限り多量生産、原價切下げに依つて益と

消費の増進を促し、以て薄利多賣主義に立脚する收穫の増加を期待する。此の原則に背馳する生産經營は噓であり、不健全、不合理である——それ故に生産の増加發展を意欲し、其の實現に激勵せざる一切の方策は無價値の戯れに過ぎないことを悟り得ると同時に、我が國民生活の安定と向上との爲に必要なる國家の政策が、如何なる建て前に依りて考案せられざるべからざるかは何人にも既に明々白々と信ずる。

これと同時に現に我が國民が最も緊急とする對貿易策、即ち如何にして輸入を防護し、輸出を増進すべきかの問題に就いて、こゝに明確なる注意と認識とを求めて置かなければならない。それは上記の貿易表に掲示せらるゝ通り、我が國輸入品の主目が衣料・食料・鐵・肥料・機械・油・木材等であることを見忘れざる限り、其の對策も亦第一に是等の主要品を眼目點として應急の方策を講ぜられなければならないことである。衣料の棉花・羊毛・麻類又は護謨の如き國內産出至難の天産物（約十億圓）は暫らく已むを得ないとしても、輸入總額の大半以上を占むる食料・鐵・肥料・油・機械其の他人工能力に依り國內に於て生産し得べきものにつき、適當なる施設經營の方法なきや。元來國民の努力と設備に依り生産可能なるものを輸入するは、外國に對して勞働賃銀を支拂ふに異ならずして、それだけ我が國民の働き場所を奪はれ、我が人口消化力を自ら麻痺せしめつゝある結果を呈する。故に天産の原料品以外は、人力と技能の許す限り自給を圖り、更に海外に販路を擴張するが當然の要務である。然るに我が國に於ては實際問題として、之を不可能と認めなければならぬのであらうか。食料・鐵・肥料・油・機械等皆我が國民の事業に適せざるや。或は原料、技術、採算上より見て成功の可能性なきか——吾々は後章に説明せる通り、立派に成功の可能性あるを確

信する——

苟くも我れに資源あり、技能あり、開發發展の餘地ありとせば、國民を失業苦の状態に置いて外國に勞銀を支拂ふが如きは愚の極みであり、須らく全力を傾けて是等輸入品の國內生産を促進しなければならぬ。そして幸にその目的が達成されたならば、我が輸入額は少くとも年々六、七億圓内外を減少し得べく、假りに其の半額を産出すとも尙ほ優に輸入國より輸出國に進轉し得るのである。勿論輸出方面の對策も當然に緊切なる要務であり、共に併行して進まざるべからずと雖も、差當つての問題、國民大衆の要求は生活の必需品として、産業的及文化的基礎要素として、一日も缺くべからざる重要輸入品の強壓から解脱し若しくは之を緩和されることにある。それが最も具體的且つ根本的なる國民經濟建直しの中樞的要件であらねばならない。國際貸借關係の改善といひ、國富國力の擴充といひ、經濟國難の打開といひ、何れも之を押しつむれば輸入防護、輸出増進に依つて初めて眞實なる解決を與へられるのである。隨つて經濟國策、産業振興の最先的打着は、須らく此の方面の應急施設から出發しなければならぬのであつて、更に適切には食糧の自給及生絲の輸出増加に必要な農蠶業の改良と進展、鐵・油・肥料・機械等の基礎工業の保護獎勵、木材及林産に對する施設が急務中の急務である。そして同時に水産・礦山・畜産・化學製造品等、總ての産業に對し齊しく努力を怠るべからざるは改めて語を勞する迄もない。

國際的經濟環境より見たる我が國民生活の實態は上述の如く是れ又未完成若くは未開展の歷程を歩みつゝある。其の生産力、其の貿易高は數十年來非常に増進せるにもせよ、之を主要列國と比較すれば尙

ほ其の最下位より超躍し能はざるのみならず、内には餘りある人口を擁し勞働力を自らに持ちながら、其の生産額は需用量に伴はず、却つて年々巨額の輸入超過に悩まされてゐる。其の結果は歐戰當時の繁榮を峠として爾來下り坂に向ひ、其の頃二十二億と稱せられたる正貨も、連年公私債券に依り補充されつつあるに拘はらず、今は甚だ残り少なくなつてゐる。而も其處には尙ほ確乎たる經濟國策がなく、政府は姑息なる一時的的小計に躍躍し、頻りに跛行的競歩を試みつゝある。斯くては到底世界的經濟爭覇戰に打勝つ能はざるのみか、容易に國民それ自らの生活難を凌ぎ得ない状態に在る。其の根本的原因は矢張り政治の經濟化に發足せず、産業爲本の國是に立脚せざるが爲の禍ひに外ならない。斯くて國際生活の表現たる貿易關係を通して與へられたる現實は、爲政當局の無策と、國民生活の艱難を特に主要輸入品の超過に物語つて居り、そして結論は人口問題及所得等より觀察せると同じく生産未發達てふ事實に歸着する。隨つてそれは産業國家への轉換以外に救済の方法なきを最も鮮明且つ痛烈に指示する。

第五章 産業國策の基調

上來、余輩は我が國民生活の實態を明らかにするため、人口、國家及國民所得並に貿易の現勢を通觀し、内外諸方面より我が國民の地位環境が如何に在るかの真相を見究むるに努めた。それは國家の將來を案じ、國策の樹立運用を念とする人々に取りての基本的要件であり、一局部又は一時的なる技師的見解や、投機的主張に囚はれず、廣き世界の視野より全局的にして綜合的なる觀察を下さんが爲の用意に出發したのである。

最初に約束せる余輩の企ては、斯くして漸く産業立國論の豫備的關門を通過したが、さて上述の綜合的大局觀に依りて何を教へられたか。それは敢て再説の煩を俟たずして人口問題の解決策も、國富及國民所得の増進も、將た又國際的經濟戰に於ける難局打開策も、一に唯だ産業國策の恢弘に依る以外、神と雖も別の妙案なしといふ歸結に到着したのである。それが國家の現狀、國民生活の實態を正視することに依りて歸納し確認し得たる判決であり、何等偽りなく、何等欺かざる最後の宣告である。

この判決、この宣告は、隨つて當然に我が國從來の政治、經濟、其他百般の機構方策に對して大なる改造を要求し、我が國の現勢が重要な轉換機に在ることを告知する。いはゆる昭和の維新といひ、國民の更生といひ、總て與へられたる此の判決、此の宣告に基きて建直しを斷行するにあらざる限り、國難突

破の道なきを、事實が極めて雄辯に聲明してゐる。

此の場合、今さら顧みて何がさうさせたかを反問することは、最早や時代おくれである。それは既に歴史上の問題であり、若し過去に遡及するならば、朝野同罪、歴代の爲政者も、其の政府を支持し又は傍觀せる國民も、俱に過怠の責を免れ能はぬ。刻下の要務は既往に執着せずして一日も速に新たなる運命を打開するにある。

こゝに於て何よりも緊切なる問題は、如何に産業國策を確立し、如何に國民經濟の建直しを具體化すべきか、其の基調、其の指標、其の實行方策如何に在らねばならない。本論の主眼として豫期せらるゝであらうところの今後の展開は、即ち此の緊切なる問題に對して、進んで吾々の解答を提供することに外ならない。

それで先づ産業國策の基調から述べる。

(一) 積極主義の方針

第一は積極主義の方針である。苟くも事の産業政策に關する限り、如何なる意義、如何なる場合に在つても消極主義の方針を執ることは、それ自らに於て矛盾であり、不合理且つ無價値である。殊に我が國民生活の實情が既述の如く人口の消化に悩み、勞力の過剩に行詰り、所得の貧弱に苦しみ、生活必需品の自給にすら堪へ能はざる未發展の過程に喘ぎつゝある状態の下に在つては、明快なる積極主義の政策を堅持

して之を徹底せしむる以外、國運民命の根本的打開策は斷じてあり得ない（此の點、最近歐米各國が生産過剩に由る不況を告げつゝあるとは、大に事情を異にするを知らねばならぬ）。故に之が爲には假令公債を財源とする必要ありとも、其の使途目的の生産的事業たるに於ては、敢て差支へはないのである。

之に反して例へば現に世人に熟知せらるゝいはゆる消費節約政策の如き、舊き時代の道徳的說法として、は兎も角、之を政府の名に於て國民に強ゆるは經濟の通則をも辨識せざる錯覺の方針である。消費の節約は必然に需用の減退を招致し、需用の減退は必然に生産の減退を餘儀ならしめる。其の結果は財界の萎縮であり、限産協定であり、工場閉鎖であり、失業群の續出である。此の因果的現象は政府それ自身に於て、諸税の減少、鐵道及專賣事業其の他官業經營上不良の影響を被りつゝある事實に徴しても明白である。言ひ換ふるに此の種の消極的方針は其の理由及動機の善惡を問はず、産業關係に於ては事實上の不景氣招徠策であり、失業者製造策となる。假りに金融資本主義の要求に迫られたるにもせよ、國際貸借の調節を急務とせるにもせよ、それは局部的利害を過大視せるが爲の謬見に引づられたのであつて、國家及國民生活の全般的立場を有利に開導する方策とはいひ能はぬ。

勿論、如何に消費節約を高調する政府と雖も、産業の發展を無用なりとし、生産の増加を抑止する程に放膽ではあり得ず。故に一方には節約を宣傳しつゝ、他方には其の政策の矛盾を忘れて産業合理化とか、農山漁村の振興とか、中小商工業融資とか、相當月並の題目を陳列し、就中最近は失業救済施設に焦心し、其の狀恰も右腕に白刃を振り翳しつゝ、左手に珠數を爪繰り題目を唱ふるが如き奇觀を呈してゐる。斯か

るは消極主義それ自らに固有する政策的破綻を自覺する能はずして徒らに焦頭爛額の苦を示しつゝあるに過ぎない。

若し眞實に産業合理化に切念するならば、其の根本義として、所謂緊縮、所謂消費節約を宣傳するよりは、寧ろ速に之を打ち切りて吾等の主張する積極的政策に改宗するを必要とする。蓋し消費者は常にヨリ良く、ヨリ廉價なる品物を要求するものであり、生産者は之に應ずべく大量生産主義を執り、以て原價を引き下げ、消費を増進せしむることに依り其の利益を増加する。精良と廉價と大量生産と消費増進と薄利多賣、此の五つは一聯の輪の如く相結ばれ、相互循環しつゝ、共に利得を増す。それが即ち産業合理化の原理原則であり、妙所でもある。随つて若し其の中の一片たりとも之を缺くに於ては——例へば消費節約の如く——合理化變じて忽ち非合理化となり、其處には唯崩壊が待ち設くるだけである。所謂國産愛用宣傳の如きも亦同様でめつて、先づ自國に必要な生産の増加を圖らずして何物を愛用せしむべきか、國民の必需品が不足し、又は精良を缺き、又は不廉なるに於ては、何うして國産愛用を實現化し得るか。

失業者救済施設に於ても又固より其の理を異にするものではない。假りに幾千萬圓を投じて臨時的對症療法を大都會に行ふにもせよ、それは一時凌ぎの對策であり、日本の全層には及ばない。故に積極主義に依る産業發展策の行はれざる限り、不景氣と失業とは決して底を割らず、一方に救済すれば、他方に失業する。めぐる因果の小車の如く、ぐる／＼まはりを演ずるか、若しくは一日温めて十日冷やすの類に過ぎない。それが果して何の救済か。吾々は斷言する、國民經濟建直しの根本策は積極的な産業國策を差指

きて絶無なりと。

(二) 建設的方策

第二は建設的方策である。茲にいふ所の建設的方策とは、一時的又は投機的なる局面糊塗主義の反對を意味する。一方に緊縮主義を高唱しつゝ、他方に其の場通れの救済策を行ふが如き不統一、没見識なる自己破壊の政策を非とするのである。

例を擧ぐれば消極内閣が強いて金解禁を行はなが爲に所謂非募債主義を標榜し、之を以て景氣回復の唯一方策なりと宣傳しながら、一たび其の謬見の爲に財界事業界等に意外の影響を與ふるや、自ら其の標榜に裏切る利々の手段を執りつゝある如きを不可とするのである。かゝるは建設にあらずして寧ろ破壊である、安定を看板として動搖を賣つたと同じである。未だ金解禁の時機醇熟せざるにも關はらず、又何等金解禁後の準備を持合はざるにも關はらず、更に金解禁を好機として我が國際經濟及國民經濟の建直しを行ふべき明確なる對策を有せざるにも關はらず、單に金解禁の爲の金解禁を急げるが如き局部的、技術的、虛榮政策の爲に禍ひされた結果ではないか。其の非募債主義は國債價格を釣上げんが爲の人爲的方便であり、其の緊縮主義も亦非募債主義に辻褄を合はさんが爲の事業繰延に過ぎない。それが何の建設的方策であり得やう。

それ故に金解禁は實現したけれども消極内閣が重要視せる國際貸借關係は改善されず、却つて正貨は

豫想外に激減しつゝありて前途の見込も立たない。而も之に對處すべく當然に緊要なる貿易振興策の打開されたるにもあらざれば、産業發展の具體案を所持してゐるのでもない。否、實際には所謂非募債主義の爲に政府事業は勿論、民間各方面の建設的計畫も頓挫し、輸入の減退と同時に輸出も減退しつゝある。これ又建設にあらすして破壊の方策の現はれではないか。政府は頻りに各種調査會を設け審議を急ぎつゝありといふと雖も、その效果如何は未來の問題であり、今は既に後の祭である。本來は金解禁に先んじて具體案を取纏め、之が實現に着手して後、徐に金解禁を行ふを至當の順序とする。然るに其の前後を誤りて寧ろ輕率に金解禁を聲明したるは、即ち何等建設的用心なく、事後に至つて遽に局面を粉飾するため、名を調査機關に藉りて其の責任を後日に推委せるものとも認められやう。斯くの如き本末前後の顛倒は斷じて産業國策の樹立及運用に適する有資格者とはいふ能はず、悲しむべき政策の破綻は、畢竟其の應報に外ならぬことになる。

若しも政府の方針が、飽く迄も自由主義的見地に立脚するならば、それも或は一箇の建て前といひ得やう。最近に至る迄、現内閣が金解禁に依る物價の低落を樂觀し、之を自然に放任することに依つて、我が國の勞働賃銀を引下げ、生産費を廉にし、そして聽ては輸出の増加、財界の恢復を見るであらうと想像もし宣傳もしたのは、たとへ其の所見の根本的に誤れるにもせよ、其の論理だけは一貫する。然るに實際の行程は之と正反對の歩調を取り、曾て自ら排撃せる前内閣發案の絲價安定融資補償法をすら急に實施し、曩日の聲明とは似ても似つかぬ手段を執つてゐる。そして恐らくは之が爲に惹起せらるゝ貿易の障礙、低

物價政策の崩壊等、消極内閣それ自身の一枚看板たる緊縮主義とは全く相反する矛盾に墮つることを未だ反省してゐないのである。この政策上の自己破滅は彼等が言ふ所の中小工業低利金融にせよ、前述の失業救済施設にせよ、皆何れも同様であつて、本來は消費節約と緊縮政策に逆行するものであり、いはゞ盲者と跛者の競争である。若し正直に緊縮主義、自由主義、低物價政策に徹底するならば、一切の保護及救済策は全部抛棄せねばならない。随つて所謂農村振興も肥料の配給政策も、其の他現内閣の十大政策中に掲げたる各般の主張は皆出鱈目となるのである。少くともその標榜と所信に誠實なる限り、是等各般の施設に手を差出してはならず、差出し得べき理由も道義的資格も無い筈である。併しながら實際は悉く其の裏を行つてゐる。口に前内閣を攻撃しつゝ、手に前内閣の政策を模倣し、或はそれを切り取りつゝある。前内閣の主張に共鳴し又は改宗したといへば、それまでであるが、斯くの如きは總て建設的方策の持ち合せなきの致す所に外ならない。

吾々は消極内閣の如き誤れる自由主義的政策を是認し能はぬのみならず、國家經濟の立場より見て寧ろ或る範圍、或る程度に於ける保護政策の採用を必要とする——其の範圍及程度は漸次後に述べる——政友會も民政黨も外面的には齊しく産業の振興を説き、貿易の進展を圖るといひ、農・工・商其の他各般の施設や、社會政策の實行や、國民負擔の輕減等を唱ふることに於ては、大同小異、殆んど其の差を見分け難い程であるが、しかし其の根本的思想には天地雲泥の相違があるのである。一は緊縮主義、節約主義、非募債主義、偏自由經濟主義にして而も當座凌ぎの一時的救済策に焦慮しつゝあるに對し、他は常に積極主

義の方針を執り、國家經濟が要求する保護政策を執り容れ、生産的公債の發行を承認する。故に兩者齊しく國民生活の安定を切言するにもせよ、一は専ら消費節約に依る切り詰め主義を最善の手段とするに對し、他は生産所得の増加に依る民力の擴充を第一要義とする。比較對照し來れば表面の修辭形容は酷似すれど、其の精神及政策は段違ひである。之に對する是非の判斷は各人それ／＼所見を異にするであらうが、其の何れに味方するにもせよ、今後の政府及政黨は組織的、有機的に考案せられたる建設的政策の持主であらねばならない。

(三) 進取的發展策

第三は進取的發展策を緊要とすることである。こゝに言ふ所の進取的發展策とは、浪嬰的、籠城的なる無爲傍觀主義の反對を意味する。隱居主義、遁避主義、鎖國主義の思想に出發する一切の方策、若しくは日より見主義、成行き主義、隨機應變主義の政治も、亦固より進取的發展策と相容れざるものたるは言ふまでもない。

歐洲戰爭當時、列國間には一しきり自給自足主義の論が大に流行したことがあつた。此の説は今も尙ほ相當の勢力を有し、我が國にも共鳴者が少からず見受けられる。否、斯くいふ吾々も、食料・鐵・油・肥料・機械及用具類等の自給を切要とするものであり、隨つて是等主要なる必需品の生産を保護し、貿易の逆勢を防過緩和するの必要あることは前に述べた通りである。併しながらそれは單なる自給自足論ではな

三折共圖

い。「自給」はいゝが、「自足」は不可なり。「自給」と同時に大いに海外に向つて生産の進出を圖らなければならぬ。そして自國以外、他國の需要を満たし、他國の國民生活を向上せしめ、共同福利の理想を達成せなければならぬ。即ち自給自足にあらずして自給他足である。

其の方策如何。こゝに我が國の産業國策上、特に朝野一般の理解を要する一つの問題がある。それは國內經濟と對外經濟の別を混同すべからざることである。或る論者は廣き意味の世界經濟の見地のみに執着し、國家の保護なくして立ち行かざるが如き事業は、如何に國民の必需品と雖も——例へば食料・鐵・油・肥料等の如きものと雖も——これを海外の供給に待つを有利とする、其の原料、資本、技術、又は設備經營等の關係に於て、獨立自營の可能なる採算を得ざるものは、たとへ自國の領域に資源を有するにもせよ、有利なる生産事業とは謂へない、それは關稅、又は國庫の補助若しくは他の如何なる形式に依るを問はず、結局國家が之を保護するだけ、それだけ國民の負擔となるが故に、斯くの如き品物は寧ろ之を外國より輸入するが善いといふ。自由主義的經濟論者は概ね此の種の見解を把持してゐるが、それは確に一面の眞理である。併しながら一面の眞理必ずしも全部の眞理ではない。

假りに上述の如き自由主義的見解に絶對の價値を認むべしとするならば、世界各國は即日即時、關稅の障壁を取除き、あらゆる保護獎勵策を撤廢するであらう。だが、それはユートピアである。現實の世界は所謂關稅戰爭時代と謳はるゝまでに列國競つて保護政策を執りつゝある。其の理由の一つは國防關係、即ち一朝有事の日、國民の糧道及軍需品の杜絶を虞るゝが爲であり、其の二は幼稚なる自國の産業を成

長せしめ輸入防遏及輸出貿易に依り利益を圖るが爲である。歐洲戰爭當時の自給自足論は前の理由に刺戟されたのであるが、普通には後の理由に基くものが多い。我が國に於ても臺灣に於ける製糖業の如きは、即ち後者の政策に依つて今日の成功を齎らした一例である。

更に亦別箇の理由がある——實際には極めて強く、且つ切實なる理由であるにも關はらず、世人の理解は未だ淺いが——それは國內の資源、技能及労働能力を活かすことに依り、國民生活を安定し向上せしむる爲である。前にも一言せる如く、輸入品に對して其の代價を支拂ふことは、生産に必要な資本の利子、配當及運賃を除き、大部分は勞銀の變形である。何れの國に在つても、原料そのものの價格は寧ろ安く、運賃も亦特殊の場合の外、さして高しとせない。又諸般の設備及運用に要する經費もあるが、概して生産價値の大部分、少くとも大半は技能及勞力の提供者たる知識と汗の結晶、即ち廣き意味の勞銀から成立する。故に吾々が輸入品を購ふことは、外國人に對して何億乃至十何億といふ勞銀を支拂つてゐるのである。

今これを國內に於て生産したりとせよ、そして關稅其の他の保護を差引ける價格が外國品に比して假りに若干不廉を免れざるものとする。一見甚だ不利の如く考へられやうが、其の實、商品價格の大半を占むる生産勞銀は自國國民の懐に落ち、一錢一厘と雖も他國には流出しないのである。假りに外資によるにしても、配當又は利子以外は全部國內に循環するだけである。若し國內の資本に依つて經營すとせば、其の生産費の全部、其の商品價格に支拂ふ代價の全體が自國國民の甲から乙、乙から丙へと轉々移動する

だけに止まり、輸入品を購ふ場合の如く他國人の手に取り入れられるのではない。故に之を國家經濟の全局から言ふならば、假りに國內の生産品は少々位高くなつても、商品價格の大半を占むる勞銀を外國に支拂ふことを免れる。そして、其の勞銀に相當する金額は自國國民の手に落ちて國內に循環する。即ちそれだけ國際貸借上、國家としての負擔が減少することになるのである。況んや此の國內生産事業に依りて多くの労働者が職を得、所謂知識階級も其の働き口を廣くすると共に、他の商工業者及農業者も國內に循環する資金と勞銀の移動集散に依り、消費を刺激し、需要を増進する結果、自から其の利益に均霑し得るに於てをや。是れ列國が苟くも資源、技術、勞働力の許す限り、自國の産業を保護獎勵し、關稅の障壁を高くするを厭はざる所以であり、同時に其の經驗、興味、技術の進歩等に依り、臺灣に於ける糖業の如く内地の紡織業の如く立派に成功を告げ、進んで海外に輸出し得るやうにもなるのである。

對外經濟と國內經濟との間には、此の如く本質上大の差異があり、之を同一水準線に置きて立論するは、未だ國家經濟の何たるかを知らざる迂見である。所謂青砥藤綱流の經濟觀が時間と勞力との貴重なるを忘却せる點に於て、其の誤れるは言を費す迄もない。しかし茲に多數の人間が手を空しうして徒食しつゝありとせば、全然無意味に時間を消費するよりは、一文錢の微と雖も之を拾ひ出した方が、まだしも優つてゐる。國家經濟の場合に於ても其の理は同様であつて、其の眠れる資源を開發し、其の豊富なる人口を活用する上に於て、時には青砥式經濟に學ぶ必要なしとはいへない。單に對外經濟、世界經濟あるを知りて偏自由主義を最上の方針とするが如きは、國家經濟の重要性を無視せる拙策である。少くとも將來發

達の見込みあるもの、發達せしめざるべからざる自國の産業は、多少の關稅上の保護を與へても、之を獎勵するが當然であり、之を輸入に仰ぎて勞銀の變形ともいふべき商品代價を外國に支拂ふことは、假令割高なる自國の生産費と比較しても尙不利である。現時我が國の政府が直接産業保護の爲に支出しつゝある補助金は其の全部を合しても十六七億の總豫算中、僅に四千數百萬圓であるが、他方失業者救済施設の爲には數千萬圓を要すと報ぜられ、且つ各地方に對して此の種の事業に限り、勞銀額の半分迄も國庫補助を與へてゐる。而かも我が輸入總額二十億圓中、其の大半は自國に於て生産可能な商品であることを見忘れてゐるのである。換言せば年々何億といふ大金を外國の勞働者に支拂ひながら、自國に有り餘れる人間を空しく遊ばしてゐるのである。かゝる畸形的なる國家經濟の建て方が何處にあらうか。

然らば我が日本は如何なる産業を興隆し、助成し、發展せしめねばならないか。それは後に述べるとして、要する所は國民必需品の自給である。先づ自給して巨額の輸入品を防止すると共に、更に進んで之を海外に輸出する。それが産業國策の基調として特に進取的政策を緊要とする所以である。

或は云ふものあらん、自給の必要は了解せり、而も何れの方面に向つて進出し得るか、此の答は極めて簡單にて足りる。隣域に四億の人口を有する支那があり、就中三千萬を算する滿蒙があり、廣茫千里に互る露西亞があり、南洋があり、印度がある。我れに於て對策と努力をだに缺かせざれば、單に亞細亞方面のみにても世界全人類の約半數を占めて居り、我が國產品の對象として絶好の顧客たるべき消費者は近き眼前に於て、寧ろ有り餘る程ではないか。姑息なる消極的退嬰政策を一掃し、斷乎として進取的政策を

執らざるべからざる理由は既に明白と信ずる。

(四) 組織的統一的政策

第四は組織的統一的政策の必要である。我が國從來の政府は上に總理あれども、各省割據の弊を脱せず屢と政變に遭逢すれども、豫め具體的政綱を定めて主義一貫せる政策を遂行し得たものは極めて稀である。同時に一般國民も亦國策の如何に在るべく、如何に運用せられざるべからざるかを嚴正に注視しつゝありとはいひ難い。例へば、各政黨が盛んに國民に呼びかけつゝある主義政綱に對しても、冷靜なる吟味を缺き、之が爲に所謂輿論は常に愚論の異名なりといふが如き嘲りを耳にすることが寧ろ餘りに頻繁である。それ故にこそ總選舉後未だ幾月ならずして早くも政策の轉換を叫ぶが如き論者も輩出すれば、緊縮と節約とを強調せる舌の根の未だ乾かざるに早くも絲價調節を理由として傳家の寶刀を抜き、或は言を失業救済に藉りて一旦打切れる土木事業を急施せんとするが如き變態性の政治を目撃せなければならぬのである。かゝるは皆其の政策の組織的、統一のならざるが故であり、隨つて其の働きに有機的、集中的なる強味を見出すことが出来ない。吾々の要求し期待する産業國策は此の如き淺弱なるものであつてはならない。既に産業國策と銘打つ限り、事業それ自身の性質が、永續的、耐久的の彈力を持たねばならぬと共に、鞏固にして徹底的なる組織的及統一の方針の一貫を必要とするのである。

産業國策は獨り政府の力に依つて實現さるべきものではない。朝も、野も、男も、女も、農も、工も、

商も、漁も、礦も、その他國民の總てが悉く其の心を一にして努力を集中し、其の智能を傾倒せなければならぬ大企業である。それではなければ國難打開、國民經濟の建直しの時機は容易に到來しないのである。輓近歐米各國に在つては、國勢復興の最要急務として産業統制、産業合理化の運動が殆んど政治經濟の中心的思潮となつてゐる程であるが、それは大戦中につた所謂産業動員、經濟參謀本部の運動の繼續であつて、之が爲には各國共に既に種々の機關が設置されて殆んど行政運用の樞軸となつてゐる(次章)。

即ち國民更生の第一打撃として既に政治の經濟化が實行され、産業爲本主義の建て前に依る政治の運行に成功を齎らしつゝあるのである。世間に兎角の批評はあるが伊國のムッソリニの政治は其の實産業第一主義に徹底する爲の獨裁主義とも解せられ、又莫斯科政府の如きも此の點では思ひ切つた仕事を遣つてゐるのである。

政黨内閣の認識價值が、世界の趨勢に照らして如何に妥當つけらるゝかは全然別問題である。それよりは、政黨主義の長所とも將た生命ともいふべき政策の恒久性と弾力性として、國民生活の基礎たる産業中心、經濟中心の意識と方策の上に開展せしむることが、少くとも我が國に於て最も緊切と考へる。

世上往々同一内閣の下に於て、政策の更新とか、方針の轉換又は修正といふが如き熟語を喧傳し、而かも何等奇異の念なく自ら之を發唱するものもある。斯の如きはそれ自體が政黨としての存在價値を幻滅せしむるものである。一定の主義政綱を具有するものに政策の更新、轉換乃至修正などはあり得ない。政黨の主義政綱は總選舉に依つて國民に約束し義務づけられたるものである。然るに未だ次ぎの總選舉をも經

ず、何等責任解除の理由なくして之を口にすとせば、それは更新にも修正にもあらずして、まがふ方なき變説改論である。政黨の變説改論は國民に對する公約蹂躪である。一旦議會の解散を求めて新たに直出するか、公約不履行の責を負ひて懺悔し引退するか、政治を公明にする方法は此の兩途以外にはあり能はぬ。若し解散も引退もせず、自儘勝手に更新轉換、否、變説改論しても可なりとせば、總選舉は無用無意義の人類がせに過ぎない。政黨内閣の本質上に許さるべきことでもなければ、良心ある政治家の忍び得る所でもない。

既往は問ふも詮なし。現在及將來の政黨内閣は、斷じて上述の如き軟骨性のものであつてはならない。飽くまでも主義政綱の永續性、耐久性を有する彈力の強いものでなければならぬ。之が爲には即ち組織的、統一的なる政策を確立堅持するを根本要件とするのである。單なる政權、單なる大臣の椅子、單なる多數黨だけが立憲政治の價値でも眞髓でもない。各省各局てんぐばらぐの方策を持ち寄りて、それに美名を冠し、之を陳列して誇りとするが如きは寧ろ禁物である。國策の中樞を見定め有機的に其の努力を産業國策に集中するにあらずんば、何うして世界的經濟爭覇戰の活舞臺に立ちて效果的實績を期待し得られやう。

第六章 行政組織の改造

(一) 更生の第一打着

世人の知るが如く歐洲各國は、大戰の終熄と同時に朝野を擧げて復興の大業に激勵した。其の第一打着として政府に改造省を設置し、若しくはそれに該當する權威ある機關を特設して銳意國家の建直しに邁進したのである。

幸ひにも我が國は戰亂の巷を距ること遠く、人類史上未曾有の協禍を脱れたのみならず、偶然にも前者の影響を受けて意表外の好景氣を呈したが爲に、歐洲各國とは異りて戦後の經營に深き關心を注がず、随つて他が改造の聲を聞きて、意識を明敏に働かせなかつた。平和克復して深刻なる反動期に際會せるにも關はらず、依然大勢に目醒めずして其の轉向に備ふることを怠つたのである。戦火を浴びたる國民は致致として復興に努力し、極度に緊張しつゝあるに對し、我が國民は上下滔々として過ぎ去りし榮華の夢から覺醒しなかつた。其の冷やかなる應報が、即ちいはゆる三大國難である。一方は既に焦土を耕して新たなる芽を吹きつゝあるに對し、我が國は現に如何の状態にあるか。

元來我が國民は多幸なりし明治の文化に育くまれつゝ成長したる結果として、餘りにも甚だしく改革意

識を麻痺し或は鈍感ならしめた。今も尙ほ有力階級の中には明治時代の成功に酔つてゐる人々が稀ではなく、是等の先輩は曾て自ら學び自ら経験したる前代の知見を以て最上の軌範とし、時勢の推移に目を閉ぢ耳を塞がうとする。若き時代の被教育者中、往々危激に馳するものあるは、前者の保守的傾向に對する反撥的現象の一たるを否まれない。

その保守的傾向、その改造意識の鈍感化せるもの、中に我が國の政府があり、政府を中心として幾多の機關が動いてゐるのである。而も我が國に於ける政府の存在は、他國に類例を發見し能はざる程の大權力者であると共に、大事業者であり、大消費者でもある。しかり、それは殆んど國民生活を意のまゝに左右し、支配しつゝある程の大權力者である。日本國民の名に依る總ての事業の最大容積、少くとも最も樞要なる部分を占有しつゝある大事業者である。そして一般會計に於て十七億、特別會計に於て約四十億圓、——一般會計との重複額を差引きて——合計五十數億圓の大消費者である。尙ほ其の上此の中央政府の指揮監督下に在る地方事業が年額十五億圓もある。随つて我が國の經濟、我が國民生活の改善を發想する人々に取りて、此の一大存在を重要視することは、極めて當然であらねばならない。

この故に産業國策の具體化は、單に之を國民大衆に呼びかけるよりは政府それ自らの組織機構を改善し、政治の經濟化を實現することに於て、歐洲各國の改造と復興とに遜色なき勇氣と英斷とを發揮することから前進せなければならぬ。

(二) 行政機關の産業爲本化

前に産業國策の基調を述べたる中に、其の政策の組織的、統一的ならざるべからざることを指摘して置いたが、それは何よりも先づ政府の方針及政策の運用上からスタートを切られなければならないのである。即ち政府のあらゆる機關、あらゆる施設をして、産業國策の樹立と伸展とに全機能を集中せしめるやうにしなければならぬのである。直接産業に關係ある農林・商工・交通・通信等の機關は勿論、外交も國防も教育も、内治内政の總てを通じて産業國策の運轉機關たらしめる。内閣は産業國策遂行の參謀本部であり、首相は其の參謀總長であり、軍令部長たるを任務とする。これが爲に若し改正の必要があるならば、法律も規則も職制も適當に書き換へもし建直しもするが宜しい。吾々が行政の根本的整理を主張するは、單に消極的意味に於ての要求たるに止まらずして、産業國策の恢弘を基調とする能率本位への制度改革を期待しての強き積極的意味を含蓄する。

素より現在に於ても總理大臣は國政の總支配人であり、各省の監督者である。又經濟、産業其の他各般の事項を攻究し立案する爲に種々の審議會や、調査機關が設けられてゐる。併しながら實際の状態は多年の因襲に囚はれ、或は制度法規の末節に拘泥して常に文字通りには行はれてはゐない。其の顯著なる實例は所謂豫算分捕の弊である。各省競つて一錢たりともヨリ多くの豫算を自己の管掌事業に收めんとし、省内に於ても亦各局各課の間に一種の擴張競争を演出する。そして之が處理の任に當る大藏大臣以下の

官僚は能ふ限り、各省の要求を削減し、前者の攻め寄するを撃退することを以て、最善の任務なるが如き心理を脱せず。斯くして各省交々相争ひ反覆折衝を重ねて後、尙ほ妥協成立せざるに及んで之を閣議の裁定に委す。而も閣議の裁定は所謂政治的解決と稱せられ、公正なる理義よりも一種の権略、黨略又は主管大臣の勢力と腰の強弱に依つて決せらるゝ場合多く、其の各省對財政當局との妥協の如き、亦必ずしも國民生活の利害に立脚する大局的判斷から取り定められてゐない。是等の事實は夙に世に周知せらるゝ所であるが、多年依然として革らず。豫算閣議の終了するや、各省關係者は大藏の吏僚を招待し、特に感謝の宴を張るが如き奇習すら持ち續けられてゐるのである。同じ政府の官吏であり、齊しく職責に従事するものが旗取競争に類する兒戯に狂奔し、其の終るを待つて互に勝利を祝するやうの酒宴を設けて怪しまざるが如き、何處に政府の中心があり、首腦があり、統一者がありと言ひ得やうか。又世界何れの國に此の種の奇習又は悪習があらうか。

又之を各種の調査會に見るも、民法や刑法の改正委員會とか、他の純然たる學術的性質に屬するものは別として、頻々設置せらるゝ調査會の大部分は殆んど單なる各省大臣の諮問機關たるに止まり、其の委員も各省次官及局長等を始め、概ね其の顔觸れが定つてゐる。そして其の審議調査に係る答申報告の如き、何れも個々別々に持ち出され、此の間何等の連絡も纏まりもないのが常である。殊に現内閣の如きは産業審議會を始め、人口・食料・失業・資源其の他各方面に互り多くの調査會又は委員會を設け其の數無慮百餘に及んでゐるが、何れも單立個別的であり、之を統括し綜合して有機的に國家の方策を確立運行せん

とする用意も準備もなく、其のやうに制度づけられてゐるのでもない。故に産業審議會の名は妙なれども、其の實體は獨逸の國家經濟評議會と比較すべくもなく、又露國に見るが如き所謂ゴスプラン式にもあらざれば職能代表機關でも無い——各國に於ける是等の各機關は戦後經營の方策を樹立し實現するため、議會以外に於ける權威ある先行評決機關、又は統一綜合機關として設けられたものであり、それが改造と復興とに大なる貢献を爲しつゝある——現に我が國に目撃するが如き區々の調査委員會には何等産業的參謀本部としての機能もなければ、國策運行上の中樞的機關たる作用を持つものでもない。一般に政府の調査會を以て世目を扮飾するが爲の宣傳用具に過ぎずとし、殆んど其の實績に何等期待を懸くるものなきは、寧ろ至當であり、而も其の根本原因は即ち政府それ自身未だ機能集中の必要を自覺せず、口に産業發展の急務を叫びつゝ、實際には一時的なる政略爲本主義の舊思想より目醒めざるが爲に外ならない。故に先づ政府の全機關、全機能を産業國策の實現に集中せしむることを措きて、之が實現達成を期することは出来な

(三) 行政組織の改廢

上述の見地に立ちて我が國現時の行政組織を眺むとせば、何人と雖も其處に改造を必要とする幾多の事實を見出さずには居られないであらう。制度は畢竟、形式であり、眞實の運用は人に在るにもせよ、明治以來の舊套を脱し能はずして因襲と傳統の殻に包まれつゝある時代に於ては、人心を一新するが爲にも、

相當に思ひ切つたる英斷を下さなければならぬ。この意味から言つて、吾々は**大権力者、大事業家、大消費者の本元なる内閣の建直しを第一に希望する。**

で、試みに余輩一個の私案を提擧するならば、先づ

各省の廢合

を行ふことである。現に各省の間には産業關係の事業に就いていふも、内務省の土木局と農林・逓信・大藏省等との間に施設經營上の重複や、二重乃至三重監着が行はれて居り、船舶運輸の事業を見れば、逓信省と鐵道省との間に屢々所管争ひが持ち上る。電氣事業に就いても内務・逓信・鐵道各省の間に屢々問題が起り、一方に商工省があつて、他方外務省に通商局があり、海軍にも商工省にも燃料試験所がある。詳しくいへば此の種の例は到る所に發見せられるのであつて、之が爲に極めて内容の單純なる一通の書類も、各省を歴巡しなければ裁定が下されない。それが爲に數ヶ月の日數を要するのみならず、各省當局者間に於ける見解の差異に累せられて意外なる嘘み合ひも演ぜられる。故に吾々は可及的に各省間の關係を簡單化し統合せんことを欲する。其の具體案としては

- (1) 従來の内務・外務・司法・文部・大藏の各省は大體に於て現制を維持するが、併し現在同等各省中に包括するものの中、下記に表出する各局はそれごとく移管すること。
- (2) 陸海軍兩省を併合して國防省とす——國防大臣は文武何れの出身たるを差別づけない。
- (3) 農林及商工を合して新に産業省を設く、そして外務の通商局、内務の土木局中山林其の他

産業關係の事務を本省に移す。資源局亦然り。

- (4) 逓信及鐵道兩省を合して交通省を置く。内務の土木局中道路港灣に關する事務を此の省の所管に移す。

- (5) 拓務省は廢止す。現に此の省に屬する各局課は其の事業の性質に隨ひ、前記各省の間に移管し特殊の事務は内閣直屬の一局とする。

官内省を別とし、現在の十一省は右の如く廢合して八省と爲し三省を減する。同時に現制各局課も亦其の所管換へに伴ひ改廢さるべきは言ふ迄もない。尙ほ上記の中、新設の産業省と交通省とは諸般の事項に於て最も緊密なる關係を有し、中には不可分の性質を有するもの少からざるを以て、能ふべくんば更に之を合して一省と爲すを可とするであらう。しかし之を私案の如く産業、交通兩省に分つ場合、其の職司管掌に就ては豫め重複矛盾を避け、從來見るが如き紛淆煩贅なからしむることを必要とする——特別會計所屬のものに關しては、後に所見を陳べる——

斯く各省を廢合すると同時に、産業國策の遂行上特に效果的なりと認めらるゝは

無任所大臣の新設

である。蓋し、従來の内閣は上に首相を置くも、他は皆主管事務を有する各省大臣より成るを以て、國家全體の方策に就いて常に全局的觀察を下し、大政發理の責任を盡すの餘裕に乏しきのみならず、積年の因襲に引きづられて各大臣何れも自己の主管に囚はれざるもの極めて稀である。之が爲に名は國務大

臣なれども、其の實體は各省長官たり。其の結果として單に自己主管内より立案せらるゝ施設を以て國家全局の大方策たるが如く誤認し、却つて一省の捕虜化せるを悟らざるもの比々枚舉に違がない。前に述べたる各省割據、豫算分捕の弊因は主として茲に胚胎する。勿論之を董督裁斷するは首相の任に相違なきも、一人の首相を以て各省の要求を悉く明快に理解し識別するは容易ならず。それよりは首相も亦各省大臣の主張に引づられ、知らず識らず局部的意見の追隨者と化し、或は各省大臣間に於ける主張の差異、意見の衝突、紛糾等を調節するに日も亦足らざるかの如き觀を呈する。随つて是れ亦大局高處より國家の大方策を慎思立案する暇を缺くことになる。故に主管事務を有せざる無任所國務大臣を置き、省務を超越して常に國政の運行に參劃し、國家全局上より見たる施設を攷究すると共に、各省大臣の主張提案を局外より考查審議せしむることは、我が國の實情に照して頗る效果的なりと思ふ。そして内閣及各省に設置せらるゝ各調査機關は此の無任所大臣の管掌に置くを妙なりと信ずる。

無任所國務大臣は二名、又は三名を適度とする。一名にては少きに失して勢力の偏向を惹起する虞れがあり——それが各省大臣中の或るものと提携せる場合の如き——四名以上にては多きに過ぎ、徒らに議論倒れとなりて船を山に登すやうの事なきを保し難い。

尙上記の別案としては文部省を廢して現制會計検査院の如く省外に置くこと、司法省の管掌を二分して一は大審院長、他は檢事總長に移し同省を撤廢すべしとの主張もあり、更に國務大臣と各省長官とを引き離して各省長官は純然たる事務官とすると同時に、國務大臣の數を五名乃至七名位に減ずる

ことも一案と思ふ。併せて讀者の考究を希望する。

(四) 官業及官有財産の整理

次に我が國には特別會計に屬する多くの事業がある。其の大部分は官營の商工業であつて、例へば帝國、朝鮮及臺灣各鐵道、專賣局、造幣局、製鐵所、陸軍造兵廠、千住製絨所、海軍工廠、印刷局、山林事業等其の主なるものであるが、凡そ是等の事業は特殊性質を有するもの、外、舉げて民營又は半官半民事業たらしむるを適當と信ずる。吾々は此の意味に於て、能ふ限り自由主義を採り容れることに賛成する。若し現内閣に於て眞に消極政策に徹底するならば、龐大なる官營の商工業を民營化することこそ、最先の要務たらねばならぬのである。その他政府所有の株式も同様である。

我が特別會計は昭和四年度豫算に於て歳出約三十四億、歳入約三十八億に上り、一般會計の十六七億圓に比し、實に二倍以上である。この内朝鮮・臺灣の兩總督府及樺太・南洋・關東廳の如き植民地政府の經費や、預金部及國債關係のもの、乃至は帝國大學其他の學校及圖書館費の如きは別としても、上記の鐵道を始め、製鐵所・製絨所等の如き純然たる商工業の事業が政府の手に經營運行さるゝことは、實に國費を龐大にするのみならず、常に民業を壓迫して自然の發達を阻礙する傾向なしとはいへない。今單に國有鐵道のみを就いて見るも、其の歳出九億八千萬圓、歳入十一億三千萬圓の事業であり、同じく製鐵所は歳出二億三千萬圓、歳入二億七千萬圓、又陸軍造兵廠は歳出入共四千八百萬圓、海軍工廠も亦歳出歳入共に四千

二百萬圓内外となつてゐる。其の他民營可能な事業を加ふれば、其の總額は少くとも二十億圓を超えるのであつて、之を適當に整理することは、徒らに國民に向つて緊縮節約を要求するよりも、遙に有效適切たるを疑はない。

更に此の他に郵便・電信・電話事業があり、國有林の經營等もある。郵便と電信とは官營を可なりとして、電話事業の如きは寧ろ民營に移すの優れるに如かずと思ふ。世界廣しと雖も、電話に權利金を持つが如き奇觀は我が國以外に見出し能はざる特例であり、それは官營より來れる未發達の現象に外ならない。豫算表に據れば官業及官有財産より生ずる収入として一般會計經常部に計上せらるゝもの約四億八九千萬圓、其の中郵便・電信・電話が約二億四千萬圓、森林收入が四千五百萬圓、專賣局益金が一億七千萬圓、其の他に二千萬圓内外のものがある。必ずしも其の全部を民營に委すべしとは言はざれど、經濟本位に基き整理の餘地は決して少くない。無論是等の整理を行ふとも、其の従事員は當然移譲せられたる民營會社に引繼がれる。そして官業固有の煩瑣なる形式から解放されるから大に能率を増進し得べきは必定である。

一體、政府それ自らが頻りに官業を營み、且つ多くの官有財産を持つといふことは、特殊の例外を除き、原則として可及的に之を避けるが至當である。いはゆる國家社會主義又は露國勞農政府の如き主義主張を奉ずるものに於ては、あらゆる事業の公有化を信條とするであらうが、前者は一種の理想論であり、後者は寧ろ單なる幻覺主義に過ぎない。本來は純然たる公益事業、營利的には成り立たざるもの、又は營利事

業たらしむるを國家の不利とするものに限り之を官營とすべきである。故に吾々は其の一般會計に屬すると、特別會計に屬するとを問はず、苟くも商工業其の他民營を可能とするもの、民營事業と競争の立場に在るものは、總て之を民間に一任すると同時に、森林其の他の官有財産も之を民間に拂ひ下け、其の開發利用を促進するを妥當とする——但事業の性質に依つては半官半民的經營に移すとして——そして政府は其の負擔を軽くして主力を産業の指導、保護、助長に注ぐことにする。それが國民經濟の發展に對し最も有意義なる方針であらねばならない。

現在の内閣は公債整理の急務を高調し所謂非募債主義を其の主なる政綱としてゐるが、吾々の所見は之に異りて其の目的の生産事業にある限り、敢て公債の増加を憂ふるに足らずと信するものである。併しなから政府それ自らに於て眞に公債整理の緊切なるを痛感するならば、何が故に官業及官有財産を拂ひ下ぐることに依り、其の負擔を軽減せざるや。假りに鐵道・電話・製鐵所・製絨所等を民營に移すとせよ、十億位の財源は立ちどころに見出されるのである。現に政府の手に在る國有財産の總價格は約七十億圓に上ると稱せられ、之を適時適當の方法を以て民有に化せしむるとせば、既發公債の如きは何等整理に困苦するに及ばないのである。殊に我が國の財界は近時巨額の遊資を抱へつゝありて金融に逼迫してゐるのではない。随つて之を民間に拂下ぐるに方り、如何なる形式によとも融資の途はつのである。若しも政府の方策が此の種の方法に依る公債整理に在りとせば、吾々は寧ろ雙手を舉げて同意を惜むものではない。それは第一に國債を減少し得るに止まらず、第二は之に依つて移されたる民營事業が發展する。第三は民

有化せる資源が十二分に開發し活用される。第四は從來絶えず民業を壓迫せる弊因を取除く、第五は政府事業の整理されるに伴ひ財政上の負擔も輕くなる。第六は此の資金を更に國家が必要とする事業に利用し得る。これ豈一舉數得の方策ではないか。

故に吾々は官業及官有財産を根本的に整理し、其の得たる財源を以て一方に既發公債の償還に充當すると共に、他方國民産業の發展に必要な施設、補助、獎勵等に利用するを賢明の手段と認める。

(五) 地方分權、自治擴充へ

我が明治時代の法制が、封建打破の機運に促成された關係から、専ら中央集權主義の確立に努めたことは、其の當時に於ての效果の方針であつたに相違ない。併しながら時代は變遷し、總てのものは著しく成長した。曾ては諸般のこと、概ね官に依つて教へられたが、今は反對に國民大衆の智見が官を制し、政府を動かした。民衆主義の大勢は之を好むにせよ、好まざるにせよ、全世界を貫通する人類生活の主潮となつてゐる。民衆主義の政治經濟部面に要求せらるゝところは即ち自治の擴充であり、中央集權の地方的還元であらねばならない。

この問題に關しては、曩に政友會内閣が地租移讓案に關聯して廣く國民大衆に呼び懸けたものであり、形式的には假令絶對多數を獲得し能はざりしにもせよ、昭和二年の總選舉に於て既に相當の認識と共鳴とを博したのである。唯だそれが地租移讓案に絡んだが爲に未だ十二分に理解が徹底せず、爲に貴族院に於

ける地租移讓案阻止の犠牲となり、その機勢を殺がれたのは寔に遺憾である。

税制體系より見たる地租及營業稅移讓案の可否如何は茲には暫らく別問題としても、地方分權、自治擴充の緊要性に至つては、前者と切り離し特に再吟味を要求されねばなるまい。否、改めて再吟味を行ふまでもなく、その妥當價値は夙に識者間に定論があるのである。

凡そ此の種の制度改正に際しては、何時の場合に於ても新舊兩思想の軋轢を免れないのであつて、例へば普通選舉法が成立する迄には、最初の産聲より計算して殆んど二十年近くの歲月を経過して居り、此の間貴衆兩院に於て其の機運を阻止されたこと幾回なるかを知らない。又例へば郡制廢止案の如きも、貴族院の反對は意外に頑強であり、今日民政黨の系統に屬する先輩の人々も概ね之を不可としたものであつて、是れ又案の通過を見る迄に數年を費したことは、世人の尙記憶に新たなる所であらう。だが一たび之を實行すれば兩三年にして既に何等郡制廢止の不都合を感じないのである。單に常識的に考へたとしても、現制の如き中央集權主義創定時代の國民と、今日の國民との間には既に半世紀以上の隔りがある。殊に日清・日露の兩戰役を経、議會も亦五十有七回の回数を重ね、統一國家としての訓練と經驗とは寧ろ當初に豫想せられたる程度以上に行き届いてゐる。随つて昔時に於ける封建的分立思想の如きはその痕跡に止めず、藥にしたくとも眼に映じないのである。その上に交通機關の發達に伴ひ一切の人文的關係は其の距離を短縮され、教育の普及と共に國民全體に互り法治の運用に慣熟せる點に於ても、文字通りに隔世の感を與へる。それ故に吾々は相當思ひ切つたる改革を地方分權、自治擴充主義に實現せんことを要望するの

である。

固より従来とても府縣制や、市町村制の改正案は殆んど毎議會に提出され、その度毎に幾分づゝの新思潮を取り入れられてゐるには相違ない。併しながらそれは概して部分的、末節的の小修正に過ぎずして未だ深く分権擴充の實體に觸れてはゐない。依然たる中央集權主義の建て前を保持しての小修正に止まつてゐる。之が爲に知事公選制は未だ打着されず、府縣會に對する原案執行權も尙ほ根本的には改められてゐない。そして知事、部長、其他の純然たる事務官すらが、中央政權の移動毎に頻々更迭を餘儀なくされてゐるのみならず、是等の事務官それ自身も亦一種の腰掛的態度を以て、所謂浮草稼業を營んでゐるのである。斯かる制度の如何に誤まれるかは、例へば學校出たての二十六七歳の若造が何等經驗なくして學務部長の椅子を與へられ、而も信譽高く職能優れたる白髮の老教育家を指揮監督するといふが如き怪異的現象を呈しつゝある事實に徴しても一見明瞭であらう。加之、是等の知事及各部長等は何れも一年乃至數年にして轉任し、且つ學務部長は警察部長の踏み臺とせられ、警察部長は内務部長に昇進する迄の過渡的職司となり、内務部長の任務も亦知事たらんが爲の豫行演習視せらるゝが如き、人間本來の性能、傾向及經驗の尊さを没却せる制度としか受取られない。人それゝ適性あり、教育に、學術に、技藝に、百般の術、萬差の業、其の一を求めて全生涯を託するも尙ほ足らざるを憾みとする。然るに我が國の官僚のみは司法官、技術官及學校教授の類を除けば、唯單なる官吏と稱する外、實質的意味に於て定職定能なき人間として持ち扱はれてゐるのである。此の如くにして國民生活の實情に適合する施設と處理との望まれ得る筈

なく能率を増進し能ふ理はない。

上述の弊を取除く爲には、苟くも理由の許す限り、必要の是認する限り、地方自治の權能を擴大して中央權力の容喙干渉から解脱せしむるが根本的要件である。

同時に府縣の併合、市町村組合の發達、殊に警視廳廢止問題等に就ても銳斷的實行の必要があり、又藩閥政府時代彼等の便益に基きて内政全般に擴張せられたる警察行政の中から、衛生、建築其他刑事關係以外の人事及監督事務等の全部を自治體に移し、警察の管掌を單純化すること。又進んでは警察そのものを行政より切離して司法部直屬とすると同時に、民刑兩種を截然二分し、随つて裁判所も兩種別立せしむる等々、何れも國民本位の立場より合理的に改善せられて然るべしである。要するに權力の民衆化、自治化、それが時代の要求たるを知らねばならない。

(六) 官僚打破、無駄排除

いはゆる繁文縟禮、官廳手續の小面倒さ、其の決裁の悠々緩漫なることに於て、日本は恐らく世界隨一の名所といふ能はずんば、後世に記録さるべき天下の一大舊蹟であらう。

我が國民の日常語に所謂「御役所流」、「御役所仕事」なる形容詞がある。あらゆる意味に於て國民の實生活と懸絶せる官僚主義、形式主義、非實際主義、非民衆主義、非經濟、非能率主義の別語である。それは一般國民が最早や其の煩瑣に堪へやらずして已むなく口にする諦めの言葉であり、憤激し痛嘆するより

は、自ら嘲り、自ら葬る冷語である。事程左様に、我が國民は呆れ返つても居り、幻滅してしまつてゐるのである。

歐洲各國にも昔はピウロークラチズムの弊に苦惱した時代があつた。殊に獨逸の如きは其の大本山の一角と見られてゐた。偶然か、奇合か、日本の制度は其の大本山たりし獨逸と比肩して一步も遜らざる超時代的形式を國民に押しつけたのである。そして他國に在つては既に史上の古文書としてののみ専門家の眼に觸るゝに止まれども、我が國に於ては今も尙ほ諸官廳に限り日常生活の必需品として重用し愛撫されてゐるのである。

吾々は上來屢々消極内閣の消費節約政策の誤れるを指摘したが、併し政府それ自身の商工業的營業を整理する意味に於ては緊縮主義に賛成したると同様に、各官廳の事務を簡單化し、實際化し、民衆化する事に依つて、政府自身の消費を節約せんとする趣旨に出發し且實行するものなりせば、是れ又大賛成である。別言せば所謂緊縮にせよ節約にせよ、若しそれが政府部内に限定しての政策であるならば、隨て之を官廳以外の國民に強制するの不妥當を自覺しての方針であるならば、それは吾々の主張する行政整理、無駄排除の趣旨と合致するのである。同時に政府の合理化運動なるものも、之を政府以外の國民に要求するに先立ち、政府それ自らが其の官僚主義、形式主義を打破して、庶政改善の實を示すことが先提要件であらねばならぬ。然り、官廳の合理化、政務及事務の合理化、これありて始めて政治の經濟化が行れ、産業合理化の掛け聲が眞實性を帯びる。然らざれば百の説法も千の審議會も、亦御座なりの機關たらざるを得ない。然るに惜むべし、消極内閣は行政整理の看板を其の政綱の中から剝がしてしまつた。例へば減俸案を一溜もなく撤回した如く行政整理に沈黙したのである。

惟ふに、我が國歴代の内閣が、幾たびとなく行政整理を企て、而もその實績甚だ擧らず、一時は若干の人員を淘汰し得ても兩三年後に至れば元の奎阿彌たらざるを得なかつたのは何故か。其の理由原因は固より一二に止まらない。我が官制の建て方が既述の如く簡明でなく實際的に出來てゐない。各省の關係が錯綜して喰ひあつても居れば、過度の中央集權に累せられて故らに事務を複雑にもしてゐる。其の他種々の遠因や誘因もあるが、就中最初の官制發案者が官僚的頭腦の持主であり、人民を見下し、人民を指揮監督するといふ政府全能主義の思想に出發したこと、そして之を實施する手段として法規萬能主義を把持したことが徒らに官廳の事務を形式化せしめ、實用に二倍乃至數倍する吏員を養ふが如き状態を馴致した主な導因となつてゐるに相違ない。世界廣しと雖も我が國ほど訓示や指令好きの政府は無く、又何事にも、「御願ひ」や、許可、認可事項の多い政府も滅多に見受けられないのは之が爲であり、御役人といへば法律と規則との機械の如く看做されてゐるのも其の結果である。常に人民に接觸し、人民相互間の利害紛糾を裁斷する司法官ですら、曾ては所謂化石問題を喧傳される程に形式化し、些々たる小民事事件に、三年も四年もの歲月を重ねるが如き實例を耳にすることも、矢張り同じ原因の現はれと想像される——人口及事件の増加に比例して司法官の所要人員を増加し難きため、自然手不足となつてゐることも無論事件の延滞する理由と認められるが——獨立の地位を有する司法官だに往々機械化を免れない位である。訓令、

指令、御願ひばかりを取扱つてゐる行政官吏が、其の偉大なる権能を擁して其の所謂許可や認可を自己の財産若くは其の筋の特惠的慈善の如く持ち扱ふのも、多年の因襲に目醒めざる限り、容易に改め難い習癖たらずとせぬ。

この實情からいへば、官僚主義及形式主義打破の爲には、能ふ限り官廳通有の認可許可主義を縮小し、必要な事項は法令を布きて國民に遵守せしめ、犯すものは處罰すれば足る。現代の國民は既に自己を治むる能力があり、一々官廳の御指圖を仰がねばならぬ時代では無い。即ち官權の民衆化である。成る丈け之を國民の手に取り返し、政府各官廳の御厄介にならず、御厄介にならなくても済むやうにすることである。同時に高等文官試験の如きも更に再改正を加へて其の資格範圍を擴張せなければならぬ。僅に哲學や經濟の一部を試験課目に加へた位の程度では、矢張り法科萬能主義の弊を脱し離く、又事實に於て法學研究者に取りて最も便利なる受験制度となつてゐる。未だ甚だ姑息であり、不徹底である。殊に技術官の地位を不利益ならしむるが如き差別的制度を保持するは最も不合理である。例へば文部省の如きは寧ろ文科出を中心とするが至當であり、農林・商工・通信・鐵道の如きは農・理・工出身者を本位として、それに若干の經濟及商科出を加へる方、能率的、效果的であらうと思はれる。從來の如く法規の番人であり、機械であることよりは、事實其のものに直而して實質的に善處善斷する。それが事務簡捷、無駄排除の第一義ではあるまいか。

舊き時代の人々は今も尙ほ政府官廳を以て威嚴の府とし、國民の自治私營に依る事業の責任觀念を杞憂

する。併しながら其の思想の時代錯誤なるは敢て説明を要とせざるところであり、之を實際に見るも、例へば往年の大震災に際し官公衙の多くが其の重要書類を焼きたるに反し、民間の銀行會社等に在つては概ね之を持ち出してゐるのである。逓信所屬の官廳や郵便局は國民に取りて最も貴重な貯金簿を灰燼に歸せしめ、區役所は戸籍を無くし、公證役場は登記簿を焼失したれども、銀行に於ては貯金帳も焼かず、貸出帳も借入簿も失つてはゐるではないか。責任觀念の厚薄を問へば大地の震動と共に忽ち官廳を飛び出して四散せる御役人の多數と、火中に投じて主要なる帳簿を取り出せる民營會社の社員と何れか優れる。又之を其の執務振よりいふも、郵便局の窓口に於ける對預金者の應接を以て、民間銀行のそれと比較し何れか人民に親切なるや。又諸般の交渉に際して官廳に對すると會社に於けると何れか果して篤實なるや。その能率に於て、取扱方に於て、勤務の實情に於て、相互の利便を計る上に於て、それは殆んど問題にはならぬではないか。自治民營の至らざるを慮りて政府を全能視し、獨り官廳を尊嚴視するが如きは、唯だ官僚心理の歸依者のみが有する迷信に外ならない。若しも政府諸官廳に於て行ふ所の事務の全部を假りに民間に受け負はしむるならば、現に官廳使用の人員の半數乃至三分の一にて足るべしといはれてゐる。言は極端なれども、所謂御役人流、御役人式の仕事、如何に無駄多きかは否定し能はざる事實である。

現代の國民は政府諸官廳を以て最早や官僚政治時代の遺物保存場たらしむるを欲せない。形式主義の教習場の如く、因襲的氛圍氣に包まるゝものゝ保養園たらしむるを好まない。二十も三十もの官判を押捺せ

る古文書の標本を見せつけられることにあき／＼してゐる。何事もスピード本位の時代であり、急轉歩を要する社會である。これを能率化し、民衆化し、實生活化するにあらずんば、産業國策の實現は望まれない。産業合理化は官尊民卑思想の合理的改善から始められねばならぬ。役人の經濟化、官廳の經濟化、事務及政務の經濟化、總ては活ける人間の經濟化である。それが産業國策の基礎的條件である。

(七) 恩給法問題と社會政策

行政組織の改造に關聯して更に重要な問題に恩給制度がある。而も其の政策的意義よりいへばそれは單なる一恩給限りの問題にあらずして、其の解決方法如何に依り、國民の生活上にも將た思想上にも極めて廣汎なる關係を持ち來すのである。

現在我が國に於ける恩給支出額は扶助料を合して一億四千萬圓に上り、年金を加ふれば一億五千萬圓に上る。十年前に比すれば實に五倍の激増である。その上に毎年三百萬圓乃至五百萬圓を増加するのである。近年之を目して國家財政の癌と爲し恩給亡國論を叫ぶ人々さへ見受けられる。

この恩給及扶助料の受領人員は約三十五萬人、内陸海軍が二十七萬餘、文官方面は七萬三千餘である。又之を支出金額よりいへば陸軍だけで六千四百餘萬圓、海軍が二千五百餘萬圓、兩者合して約九千萬圓、そして文官が三千五百萬圓である。即ち受給人員に於て陸海軍が全體の約五分の四、金額に於ては同じく全體の約四分の三を占める。こゝに軍備の可及的縮小が必要づけられ、殊に國防の經濟化が強き根柢を持

つ——其の具體的方策は別の章に述べてあるから、こゝには論及しない——

三十五萬人の受給者は成るほど多數である。だが内地六千數百萬の國民は更に多數である。一年一億四千萬圓の金額は昭和四年度の實行豫算に現はれたる外務費二千萬圓に六倍半以上、全體の法權を管掌する司法省費三千六百萬圓に對しても三倍八分、又農林省の五千七百萬圓には二倍四分、拓務省の三千三百萬圓には四倍半する。更に商工省の一千三百萬圓と比較すれば實に十倍を超過し、國家の歳出は此の恩給法の一項目の爲に外務・司法・拓務・商工の四省の全經費を合せたものよりも、更に四千萬圓の多額を毎年支出してゐるのである。其の理由原因の如何に在るにもせよ、それが六千萬國民の雙肩に負荷されつゝある義務費なるに於て、深く考へさせられざるを得ない譯である。

今更めかしく言ふ迄もないが國家奉仕の任責は獨り官公務員のみが背負つてゐるのではない。義勇奉行の大義は、六千數百萬の全國民が齊しく之を體得し且激勵してゐるのである——生命を鐵火の前に暴露する戦争の場合の如きは別としても——故に勤続年限の長きを標準とするならば、思想的には民間全部の在職者にも均霑せしむべきであり、業務の爲に傷痍を受け疾病に罹り不具廢疾となり失格原因なくして退職したるものを標準とするならば、是れも又一般民間にも共通せしむべきである。在職中に於ける死亡其の場合に於ても同じである。官吏其他公務員及准公務員も日本の國民であれば、會社・銀行・商店・工場・農園・山林・海上其他あらゆる事業、あらゆる家庭に在るものも皆同じく日本國民である。災害は共に打撃を被り、苦痛は共に困惑し、喜怒哀樂に何の差別はあり得ない。

昔の専制政治家又は官僚主義者が國家の名に於て官吏其他の公務員に限り、名譽と、地位と、權勢と、その上に金力までも獨占しようとしたのは餘りに多慾に過ぎた。彼等に限つて位階、官等、指揮、監督權等を獲得したが上に、尙ほ十年か十五年の勤務に依つて生活の保障を受ける——恩給一人平均額は約三百六十圓なるが故に、概括的には一日一圓の生活保障を有することになる——これも本質的に再吟味再検討を要とする。少くともデモクラシーの思潮とは相容れないであらう。

併しながら若しも斯くの如き特權的なる官尊民卑的差別主義の制度を措きて他に方法がないといふならば、それは人智の至らぬためであり、随つてこれも已むを得ざる負擔として忍ばねばならない。然るに廣き世界には既に各種の保險制度が起されてゐる。失業保險も養老保險も疾病保險も災害保險も生命保險も行はれてゐる。それには官民の別がなく、男女老少の何れをも嫌はない。故に國家が總ての國民を平等視するならば、假りに是等の保險制を採用することの爲に、矢張り一億四千萬圓、若くはより以上の支出を餘儀なくさるゝとも、適當なる條件を設けて全國民に均霑共通せしむるを合理的の方策とせずや。それは官吏其他の公務員準公務員のみが全國民の負擔に依りて國家の恩典に浴するのではない。全國民が其の職業、地位、身分を擇ばず定められたる條件に隨ひ全國民の負擔に於て共同保護、共同救濟、共同保障を行ふのである。

余輩は思ふ、若し此の一事が妥當に實現したならば、曠て我が國民生活上に一新紀元を劃する程の重大意義を齎らすであらうことを。そは最善の意味に於ける國家社會政策の具體化である。之に依つて一人の餓死なく、貧苦にして窮死するものなく、無告の國民なからしめる。當に是れ政治理想の展開ではないか。故に將來其の運用宜しきを得ば、之が爲に假りに一億四千萬圓が二倍し三倍すとも、其の主義精神に於て現制恩給令と根本的に異り、そして問題の救護法も養老院も癩兵院も其他の慈善的施設の總てが自然的に不必要となり、一般國民の生活保障たる效果を持ち來たすに於ては、正に新時代に適應する一大政策の發現と稱し得やう。

恩給令問題に對するの根本方針としては、恐らく此の種の保險制度に立脚する方策以外に徹底的及合理的なる解決の途は無いと思ふ。勿論種類、業別その他各般の事項についてそれ々々適當なる手段施設を要とすべく、又其の被保險料の如きも現制公務員の給料百分の一は低率に過ぎやう。殊に高給者に對する累進率の適用を缺くことは出来ない。出征軍人に對しては特殊なる戰時保險の方法を設定する必要あると同時に鑛山労働者と農業者との間にも其の危険率負擔に於て適度の差を置かねばなるまい。だが、此の如きは決して不可能なる立案でも計畫でもない。既に實例は開かれてゐるのである。

或は失業保險に依る國民の懶惰を憂懼するものがあるかも知れない。現に各國に於ても此の弊風に襲はれつゝある事實を見受ける。しかし是れも制度の建て方次第であり、絶対に矯正防止の方法なしとは思はれない。

又或は此の種の保險事業の經營至難なるを危ぶむものが無いとはいへない。併しながら明治維新の初めに方り何人が現在の如き立憲制度の完成を容易に實現し得べく豫想したものがあらう。斷髮令、帶刀廢止

令の如き單純なものすら、當時の爲政者は生命を賭して決行したのである。事務の複雑なるを慮るとせば、今日の郵便局すら幾百種の仕事を營んでゐるのである。曾て戸籍事務を町村役場に取扱はしむるを不安心としたものがあり(今も尙ほ區裁判所の監督を受け、一部は其の管掌に屬してゐるが)、而も實際に行ふに至つて何等支障を感じず、慣るゝに隨つてより一段の簡易化と自治化とを望んでゐるではないか。殊に兵事事務の如きは國家非常の場合、果して齟齬なきやを深く危惧せられたが、日清・日露の大役に會して立派に實績を挙げたのである。要は唯だ斷の一字に盡きる。其の施設は無論漸進的にもせよ。

然らば從來の既得権者並に現在の公務員は何うする。これは當面の難問題であるが、其の經過的方法としては往年の金祿公債に倣ひ、恩給公債を下附して成るべく一時賜金の方法に取換へること其の一(此の場合勤続年限及年齢等に準じて適度の金額を算定すること勿論であり、受給者の大部分は恐らく之を歓迎するであらう)。受給者の資格年限を延長することが其の二。眞實病體にあらざる限り満六十歳又は五十五歳に至つて受給資格を與へること其の三。年收一千二百圓以上を有するものに對しては原則として恩給を辭退せしむること其の四。

就中、最先緊要なる改正の眼目は最後の一方法即ち恩給辭退の件である。現に自己又は自己の家族が相當の資産を有し、若くは種々の職業よりする給與を受け、或は會社銀行に重役となり、又は顧問、囑託、講師其他各種の名義に於て各種の方面より相當の收入を得つゝあるものゝ如きは、須らく之を辭退せしむるが當然であり、然らざれば便法を設けて之を國家に獻金上納せしめる。國家は一千二百圓以上の年收

者に對し税を課しつゝ、他方に於てヨリ多額の收入あるものに對し恩給を得せしむるは思想的に矛盾である。少くとも不穩當である。國家が所得税を課するは生活に堪へ得ることを認定しての結果であり、恩給を與ふるは生活保障のためである。故に所得税の最低額を規準としてヨリ以上の別收入あるものには恩給受領を遠慮せしめる——其の方法は如何やうにも案出され得る筈である——恩給はその性質に鑑みるも辭退の途を開くが善い。生活に窮せざるものは拜辭するが至當である。戰場に身を傷つけたる廢兵の給與すら裕かならざるに拘らず、恩給に飽食暖衣を貪るが如きは寧ろ不道德の憾みなしとせなない。こは所謂思想の善導、國民精神の作興上よりいふも、又社會政策的意義に於ても、速に相當の方法を講じ其の弊を排除すべきであり、根本論としては官公吏も會社銀行員も其他の俸給生活者も皆齊しく自己保險主義に依るべく、之が爲には假令其の俸給額を増加しても、累を後日に及ぼすが如き制度を成るべく避くべきであると思ふ。而して自己保險主義の延長及社會政策化は即ち國家保險制である。

今日以後に任命就職する官公吏其他總ての準公務員に對しては國家保險制に依り一般國民と共に養老、失業、疾病、死傷等の場合に處すべき適當の方法を布く。そして從來の受給者及現在受給資格の經過中に在るものに對しては前記の改正に依つて能ふ限り恩給の授與を適正にする。さすれば恩給費は自然年々に漸減し、遅くも十五年以後に至れば新規受給者は消滅する。それは決して不當不條理なる恩給打ち切り策にあらずして、國家共同生活の眞意義を包含しての新施設であり、又デモクラシーの健全性を帶有しての根本的解決策である。同時に列國共通の重大問題たる社會政策的施設として最も效果的なる打着たらんと期

待する。

(八) 改造の要件と可能性

吾々は上來各般の改造案を提擧した。現時の政界としては、寧ろ相當思ひ切つた發想とも見られよう。だが退いて考ふるに行政整理といひ、財政及稅制整理の問題といひ、何れも政界多年の宿題であり、明治以來歴代の内閣に依つて幾たびか蒸し返された難事業である。前に歐洲各國に於ける改造の例を述べたが我が國に在つては、それがなかくに行はれ難い。彼れは大戦の波動に乗りて果敢に斷行したれど、我れは現に三大國難に直面しつゝも、輿論の刺戟未だ強からず、却つて消極主義の政策に一日の小康を得ようとした程に遲疑低迷の觀を呈してゐる。現に緊縮内閣の如きはその在野時代に標榜せる政綱中より行政整理の主張を引込め、陸軍縮小の議も遅々として進まず、一般には甚だ曖昧なる状態に推移しつゝありと視られてゐる。斯くては有意義なる改革も整理も刷新も到底望むべくもなく、隨つて國運の復興も財界の更生も國難の打開も一片の空想たらざるを得ない。

何故に我が國に於ては、斯くも整理改革の事業が難中の難事とされるのであらうか。それには固より種種の理由が見出される。全局的には國民の自覺未だ至らざるが爲であり、一面には又樞密院及貴族院との關係も案ぜられる。併しながらヨリ直接的なる原因は、外部よりも寧ろ内部、即ち從來の内閣が常に下僚の手と頭を借れる點に在る。別言せば、内閣の首脳部が自ら一定の方策を樹て、之を施行するための手續や細目だけを下僚に命ずるのでは無く、實際はその反對に、下僚の智慧を借りて、先づ調査審議を重ねる。そして漸く成案を得れば初めて實行に取りかゝるといふ段取りである。これでは百年河清の感なしとせない。

政黨主義の建て前よりいへば、内閣の施政は常に之を支持する政黨の政綱を實行するに在る。假令調査審議の要ありとしても、下僚を働かすべきが當然にもせよ、それは既に決定せる政策實行に就いての用意を整備し手續を條文化することを限度としての關係にあらねばならない。何れの内閣が如何なる政策を行ふかはその在野時代に準備せられ、之を政綱として打ち出されてゐるべき筈である。新たに審議機關を設けてその結果に依り、何等かの施設を行ふといふが如きは毫も政綱及政策たるの價値を有してゐないのである。然るに從來の内閣は常に抽象的の文字を羅列して之を施政方針なりと稱し具體的には其の方策を提示せず、而して之を實際化せんとするに當りては其の總てを所謂調査審議會に期待し、下僚に命じ諸事悉く彼等の立案に求める。即ち形には政黨内閣と稱するにもせよ、實際は依然たる屬僚政治であり、官僚時代の状態より殆んど一步も前進してはゐないのである。

屬僚政治の行ふ所は如何なる場合にも、局部的知見に出發する技手的立案である。其の技手的なるは可なりとしても、之に伴ふ意識的作用は常に自己の擴當範圍を擴張することに依り、自我的勢力を増大せんとする功名慾又は利害觀念を離れないのである。これ古今東西に除外例なき共通の事實であつて、例へば豫算分捕の如き、些々たる事務の所管争ひの如き、比々皆その現はれたらざるは無い。然るに其の下

僚に對して整理案を求め或は改革案を審議せしめる。如何なる調査會も其の委員の大半は政府の下僚である。次官局長等の要職に在りて三つや四つの委員を兼ねてゐないものは無いのである。大乗的無我理想に悟入する哲人にあらざる限り、何うして自己を縊り、或は自己の手足を減するが如き計畫に共鳴して犠牲的熱意を注ぎ得やう。其處に改造の暗礁があり、整理の鹿砦がある。整理は必らず若干人員の淘汰又は事業の縮小を伴ふことを豫想せねばならぬ。改革は必ずしも縮小を意味せずと雖も、局課の廢合、擔當事務の所管換へ等に依る權限の變更や、人員の更迭、地位の移動を豫想せしめる。就中人員の更迭、地位の移動は下僚に取りて最大の不安であり脅威でもある。これ従來屬僚の手を借りて整理革新を行はんと欲するものが恰も自ら暗礁に突き當り鹿砦に引つかゝるが如く必然的に失敗せる所以であり、假りに失敗せずとも姑息不徹底に終るが普通である。國民に對して専ら緊縮と節約を呼號しつゝある現内閣が、政府それ自らの内部に於ける人員の緊縮節約に就いて、一語をも發し能はざるは、それが下僚の最大禁條たるが故に外ならない。

下僚の手を借る政治、即ち屬僚政治に依つて、國家の全局的見地よりする政策の發動を期待し能はざるは既に斯くの如く自明の理である。之を思ふ之を非とすればこそ歐米各國民は政黨主義の内閣を必要とし、又政務官と事務官との區別を設けたのである。具體的方策を持たざる月並の文句を看板に掲げ、實際の施設は政權を獲得したる後において悠然審議會を開き或は下僚に命じて立案せしめる、それでは眞實なる政黨内閣でも責任内閣でも無く、其の本體は寧ろ審議會内閣であり、屬僚内閣である。斯くの如き手段

を以てしては斷じて根本的行政整理を望まれない。組織の改善も機關の改造も無論不可能である。況んや新國策の樹立をや、國民經濟の建直しをや。其處には唯だ退嬰と、傍觀と、低徊と、春日遲々たる調査會と、其の日暮しの政略、一言にして掩へば緊縮の代りに萎縮、節約の代りに無爲無策の記録が残されるだけである。

こゝに於て吾々は廣く國論の喚起を求め。例へば海陸軍縮小問題にせよ、媾和會議以來の重要外交問題にせよ、凡そ國家の大局に關する政策問題は、今や専門的技手的立場を超越して大處高處よりする政治的解決を必要としつゝある。各國の内政に於ても此の事實は同じである。政治的解決にあらずんば到底有效有意義なる改造も刷新も望まれないからである。政治的解決は國民の力強き輿論を背景としなければならぬ。力強き輿論は、國民の自覺が先きであり、根本である。それが今は如何に在るか。

幸にその國民の自覺に明敏であれば、そして、其の自覺に依つて力強き政黨を支持だにするならば、政界の風色は必ず一變する。其處には審議會其他の調査機關に言を藉りて責任を曖昧にすることは最早や許されなくなる。下僚の手と頭とを借らずんば何一つの政策も成案も實際化し能はざるが如き弊風から脱却せしめ得る。政務と事務の領域を明らかにすると同時に、事務官の地位に保證を與へしめ得る。其の代りに事務官は内閣が決定し國民が支持する如何なる改造、如何なる整理にも忠誠であり、斷じて回避し意業し反抗するを黙過されなくなる。國民にそれだけの聰明さと覺悟とがありさへせば、少くとも今後の政黨は眞實に明確なる主義あり、具體的政策を持ち合はざる限り、その存立を容認されなくなるに相違

ない。随つて政權獲得後遽に金解禁に打着し、國民經濟に異常の激動を與へるが如き危険性も除かるれば所謂政策轉換の美名の下に何等國民に豫約せざる變説改論を行ふが如き無責任なる低級政略は當然に排撃を受ける。

國民の自覺、その政治意識が此の點に到達することに依りて、初めて我が國の政治改造が嚴正なる可能性を持ち來す。それ迄は總てが嘘であるか、遊戯である。僞善にあらずんば、無價値となる。要するに力強き輿論に依つて力強き政黨を支持し、國家の重要問題に對して、力強き政治的解決を與へる。その事の現實化するに至つて行政の根本的建直しが成功を告げるのである。産業國策が遂行されるのである。國防及外交の經濟化が行はれ、教育の改造も官業及官有財産の整理もものになるのである。吾々は切に其の日の速に到來せんことを希望し、期待するが故に、先づ自案を提出して廣く讀者の攻究に供するのである。

第七章 國防及外交の經濟化

(一) 國防經濟化の意義

「國防の經濟化」は、今や列國國民の胸底深く流るゝ世界的主潮の一發現である。そは一時的の流行現象でも無ければ、我が國限りの政治的立看板でも無い。

歐洲戰爭が國防上に與へたる教訓は極めて多方面に互るが、就中、何よりも重大にして根本的なるは、從來の國防施設が専ら軍部限りの持物であり、軍人限りの任務であるが如く考へつゝあつたところの其の建て前、其の方針に一大變化を促したることである。戰爭は單に軍部限りの事業ではない、軍人限りの活動舞臺ではない。其處には全國民の智力、能力、體力、資力等々々、一言にして言へば、人間力、生活力の總動員を必要とする。殊に緊切なるは經濟産業機關の充實と強靱なる彈力性である。獨逸が敗れたのは必ずしも軍部の罪や、軍人が弱かつたからではない。彼れが戦線の崩壊は經濟方面に襲來せる聯合國の強き壓迫が主なる動因である。別言せば彼れは兵器の戦、肉弾の戦に敗れたと言はんよりは、いはゆる經濟的封鎖による産業の戦ひに惱まされ、終に悲惨なる運命を背負はされたのである。戦後の列國が食料其の他の生活必需品に對し、連りに産業上の保護政策を探るに至れるも、當時の體験に導かれての施設で

あり、平時に於ても工業動員の計畫を樹つるに至れること、亦同一の理由に出發する。此の意味に於て、「國防の經濟化」とは、即ち軍部限りの國防、軍人限りの戦争観から、國家總動員への自覺的進展である。故に他の言葉に換ふれば、國防の生産化であり、大衆化でもある。

固より世界平和主義に出發する人々の對國防觀は前者とは別である。更に外交的若くは對内的見地に立つ脚する國防改善案も種々の形に於て現はれつゝある。而して是等の各思潮を綜合して、現實的に見出される實際的手段は大體上二つの方法に分れてゐる。其の一は軍備そのものを縮小することである。他の一つは平時に於ける常備的施設を極度に縮小すると同時に、非常時に於ては直ちに國家の急に應じ得る準備的計畫を用意し置くことである。前者は例へば倫敦に於ける國際的海軍軍縮會議の如き、又は國際聯盟に於て屢々議題に上れるものゝ如きが、其の事實の現はれであり、後者は各國それ自ら國民の負擔を軽減し、生産的事業を生産化せんがために自發的に行ひつゝある方法である。正確なる意味に於ける國防の經濟化とは前者にあらすして後者の方法を指す。

この方針は敢て國防そのものを否定するにもあらざれば、縮小せんが爲に縮小するでもない。平時に於ては其の外容を縮小すと雖も、一朝有事の際には全國民を擧げて總動員を行ひ、國家の機關を悉く活用し得る準備を整へて置く。随つて内容的實質的意義に於ける國防力は、寧ろ常備主義の國家よりも絶大なる發動力を持つこと、例へば米國の陸軍の如きがそれである。この方法は最も賢明なる高等政策として陰に陽に列國間に取り入れられ、苟くも時代の趨勢に盲目ならざる限り、正面より之に反對するものは

あり得ない。唯だ軍部に衣食する一部の人が舊套に囚はれ、因襲的心理に引きづられて平時の縮小を忌避し、若しくは軍器製造業者が自己の利慾を満たさんが爲に之に異論を唱ふる如きは除外例である。

抽象的議論は専門家の攻究に譲るとして、然らば我が國の國防は如何に在り、且つ如何にあらねばならぬであらうか。現に朝野の兩大政黨は共に齊しく「國防の經濟化」を其の政綱に掲げつゝある。例へば現消極内閣は組閣の始めに於て之が實行を聲明せるに止まらず、信を國民に問ひて益々責任の重きを負荷してある。しかし如何なる方法に依りて之を實際化せんとするか、又如何なる程度に其の言責を完うせんとするか、未だ其の具體的事實の何ものをも捕捉し能はざる状態に在る。陸軍當局の間には一種の調査會が設けられ、多少の審議も行はれてゐるやに聞くが、如何の形に於て其の實績を示すか、果して國民の共鳴と満足とに價するだけの好結果を實現するや、或は現内閣をして背信的境地に立たしむるの已むを得ざるに至らしむるか。是れ將た何等推斷の確實性を吾々に提示されてはならないのである。其處に問題は依然として謎の如く横はつてゐる。

勿論、國防の大方針は常に外交の方針と相照應し、提携し協調すべきものである。此の兩者は二にして一體たらねばならぬ。故に吾々は前章の行政整理の一要目として陸海軍兩省の合併を主張したのであるが、茲には記述上の便宜に依り暫く外交關係を切り離して考察する——現に國防の經濟化を提唱する殆んど全部の論者が陸軍を對象としての發想であることは、是れ亦必ずしも日本限りの現象では無い。海軍

は別に國際的軍縮會議が開かれてゐるといふ事實の外に、其の本質上から見て、國家の非常時に際し短時日間に艦艇を急造し有力なる戰鬥隊形を構成するに不適當である。故に之を經濟化し得べき可能性の比較的僅少なるは已むを得ない。随つて問題の對象を主として陸軍に置くは寧ろ至當である――

それで余輩の所見を初めに打ち出し置くことせば、

- 一、國防費の負擔を軽減する方針の下に軍部組織の根本的建直しを行ふ。
- 二、陸軍の平時兵員を極限的に減少し在營年限を短縮する。
- 三、今後の軍備は當然に科學化、機械化さるべきであるが、其の所要人員及所要機關は事情の容認する限り、之を民間に於て培養統制し、平時に於ける軍部の機構を縮小する。
- 四、現在陸海軍所管の工業的機關其他各種事業の經營を民業に移す。

國防費豫算 (單位百萬圓)

年次	陸軍	海軍	計
昭和二年	三二	二五	五七
同三年	三三	二五	五八
同四年	三四	二六	六〇

國防繼續費 (單位百萬圓)

五、軍事教練及青年訓練の實施方法を改善する。
 目的は以上の五項目を通じて最も効果的に國防の經濟化を實現するに在る。
 我が國近年の國防費上掲の如し (昭和四年度は公布豫算)。

省別	總額	昭和三年迄の支出額	昭和四年支出額
陸軍省	一、一〇八	四六	四六
海軍省	一、〇七〇	七四	一一一

(二) 軍事施設の生産化

凡そ一國の軍備を如何なる程度に把持すべきかは容易に論定し能はざる問題である。それは各國それ自らの環境を異にし、國際上に於ける形勢の推移に依つて大に考慮せられなければならぬ必要もある。例へば大戰前の獨・佛が境域相接し肩々相摩するが如き關係に立つを以ての故に、殆んど國力を擧げて陸軍の整備に熱注せざるを得ざりしは世人の周知する所、而も此の兩國と接壤せる側面には白耳義又は和蘭の如く殆んど軍備の負擔から解脱せる國家もある。そは即ち環境の差と國際關係の然らしむる所以に他ならない。

故に國防には世界的なる標準もなければ、標準の立てやうもあり能はぬ。各國それ自らにおいて其の程度、其の範圍、其の建て前を決定する他なく、其處に外交と國防との不可分の關係が嚴密に取結ばねばならないのである。併しながら茲に何人も遺忘すべからざる觀點は、國防に對する國民の負擔力如何の問題である。假りに其の地位環境の如何に在るにもせよ、若しも國民の負擔力を無視し或は超越せるが如き過重の軍備を強制するに於ては、天下無雙の兵勇精器を以てしても、結局は經濟方面より致命的破綻を

惹起せずには濟まないであらう。前記獨逸の慘敗は其の一例であるが、之と同時に、戦後獨逸の迅速なる復興が巨額の軍備費の負擔から解放された事實に、最大の原因を持つことを見失つてはならない。故に國防そのものには一定の標準なきにせよ、民力には限度があり、輕重がある。そこに國防計畫を規制する國民の叡智が力強く働かされねばならぬのである。

我が國民の國防に對する負擔力が、何程の限度を以て妥當とするかは、是れ亦各人それ／＼所見を異にするであらう。普通には國家の政費、歳出豫算總額に對する陸海軍費の割合を以て第一の尺度とされて居るが、此の點より見たる我が國の國防費は既述の通り世界六大國中の最高率に達してゐる（第三章參照）。民政黨當局に依つて恰も亡國的现象の如く悲鳴を放たれつ、ある國債費は英よりも佛よりも伊よりも少く、更に米國よりも低率の割合なるに反し、實際は軍事費と行政費とが最等列國の何れよりも多額に上つてゐるのである。

尤も軍事費負擔の輕重を單に國家の政費と比照しただけでは、必ずしも妥當なる推定を下し得るものとは限らない。それは更に國家の富力、國民の所得及貿易額等とも對照しなければ不充分であるとの見解も成り立つ。然るに今是等の何れについて概観すとも、日本國民の軍備費負擔額が輕いといふ事實は不幸にして一も立證されざるのみならず、却つて其の反對の事實が強く吾々の眼を射るのである（第二章及第三章に記述しあり）。國富及國民所得額に關する精密な調査はなかく、至難であつて、大體の數字を取纏めることすらが正確には容易でないから、假りに之を別としても、貿易の數字は比較的確實性に富み且つ國民

の經濟的實力を表現せることに於て、最も切實なる概念を與へる。然るにそれも既記の如く我が國民一人當りの輸出入額は共に三十圓程度なるに對し、他の主要列國は遙に日本を抜き少くとも二倍以上、多きは五倍を超えてゐる。唯だ伊太利のみが稍々日本に近いだけであり、支那が尙ほ貿易上未開拓地に似たる觀を呈するを異とするのみ。

斯く考究し來れば我が國民の國防に要する負擔が、主要列國の何れと比較するも甚だ巨額の感なきを得ざるは、掩ふべからざる事實であらねばならない。それ故に如何にかして此の負擔を輕減又は緩和し、此の尊き財源を以て能ふ限り減税、若しくは他方面の有益なる施設に活用し、之を生産化する方法を案出することは、何等他國の要制や、刺戟を俟つまでもなく、思慮ある國民に取りて當然の要務たるを疑はない。世には今尙國防の絕對性を強調する論者があり、それ等の人々は國富民力の強弱如何に拘はらず、國家の存立に換ふ能はざるが故に、軍備の爲には何程巨額の犠牲と雖も惜むべからずと主張する。この説にも一面の眞理はある。現實の世界に在つては如何に平和主義が持囃され、所謂正義人道の理想が高く振舞はるゝにもせよ、若しも自國の防衛力を缺如するに於ては、必ず他國の脅威を受け、不當の壓迫に苦しめられるに相違ない——國際條約上、中立國の保障ある場合は別として——隨つて外交關係に於て特殊の立場を構成するか、又は無抵抗主義に徹底せざる限り、無防禦國たる地位に甘んずることは國民の生命財産を危険に暴露して顧みざるの結果を招致する虞れがある。此の意味に於ける國防の絕對性は何人も之を無視し能はざること勿論ながら、言ふ所の國防を以て決して單なる陸海軍力のみに限定されてはならぬ

い。陸海軍は國防の一部面であつて全部面ではない、少くとも現代の國防は前に述べたるが如く國家總動員の覺悟を要し、就中、經濟産業力の充實を基本的要件として計畫されねばならない。だから單に國防の一部面たる陸海軍のみに巨額の國費を投じ、之が爲に國民の負擔を重からしむることは、決して眞の國防精神に適合するものとは言へない。

茲に於て國防の經濟化が極めて嚴肅なる意義を發生する。それは國防そのものを微力にも脆弱にもするの謂ではない。否、之を經濟化することに依つて大に國力を強め從來の軍事費を生産化すると同時に、國家の非常時に於ける兵員・軍器・軍需品等の總てに支障なからしむる方法を準備し置くのである。別言せば平時に於ける國防費を最少限度に緊縮する代りに、非常時に際しては國家總動員を即時に實現し得べく用意するのである。それは即ち平時國民の負擔を軽減するため、現に國防に用ひられつゝある人員と機關とを能ふ限り縮少する。そしてその不生産的なるものを生産的方面に活用する。しかし一朝有事の秋には國民も工場も車馬も、其他國民が有する一切の機關を舉げて軍國の急務に應じ得るやうにする。平時は極小、戦時は極大化。是れ寧ろ國防力を強靱にする方策と稱し得るのである。

だが、之を實現せんが爲には大なる決断を必要とする。國防の根本的建直しを断行するにあらざれば、唯だ机上の空想に終らざるを得ない。然らば如何に建直すべきか。それは軍部當局限りに考案し、審議さるべき問題ではなくて、國家全局の上より熱慮せられたる國策の發動に期待せなければならぬ。國家の全局より言へば國防は一あつて二なし、故に陸軍と海軍との二元的分立は許されぬ。國民の義務に水陸の

差なきと同時に文武の別もなし、故に兩者の統合を妨ぐるが如きは是れ亦許されない。陸軍の參謀本部と海軍の軍令部とが各箇に對立するが爲に二重統制の形あるに於ては、それも一元的に合流されなければならぬ。勿論斯くの如きは唯だ二三を例示せるに過ぎない。國防の建直しを如實にする爲には更に本質的なる改造案を求めらる。

(三) 陸軍縮小問題

今日、我が國の國防問題に眼を注ぐ人々は、恰も豫め申合はせたるが如く陸軍の平時兵員に就いて言を立つ。而して其の大部分は之を過多なりとして減員の可能なるを提唱する。仍て參照の爲に列國の陸軍現勢を見る(下表は陸軍省調査に係る本年二月現在の統計なりとて各新聞紙に發表せるものである)。

列國陸軍現勢 (平時兵力數の單位は千人、他は箇數)

	日本	英國	米國	露國	獨逸	佛國	伊國
平時兵力	200	300	326	620	350	565	390
飛行機	200	1,800	1,500	1,100	—	1,000	1,200
高射砲	50	66	309	40	6	100	125
戰車數	10	100	1,000	211	—	1,000	7

右表に據れば日本の平時兵力は英・米・獨等の何れよりも少なく見える。併しながら前表陸軍省調査に

示せる列國の兵員は我が國の現役兵員と大に性質を異にするものをも包含されてゐる。故に之を正確にする爲には次の如く選り分けられねばならない。

列國の平時兵員 (單位千人)

日	本 (現役)	二〇〇
英	國 (正規軍)	一四〇 (外に印度六萬、地方軍(法定)十四萬、之を總計せば三十四萬人となる)
米	國 (同上)	一三〇 (外に護國軍約十八萬人、之を合すれば三十一萬六千人)
露	國 (同上)	一五〇 (外に國家保安部隊十三萬人、合計して六十九萬人)
獨逸	(同上)	二〇〇 (外に警察隊十五萬人、合計すれば二十五萬人)
佛	國 (本國軍)	一四〇 (外にザール及植民地軍十四萬五千人、合計五十六萬五千人)
伊	國 (現役)	三〇〇

即ち平時に於ける正規國軍は、日本の二十萬に對して英は十四萬、米は十三萬六千、獨逸は十萬に過ぎない。露・佛・伊は日本よりも多いが、これは地理的及國際的環境上、以前より多兵國であり、殊に露國の如きは彼の廣大なる國土と、對內的統治の必要から、斯くあらしめてゐるのであつて、莫斯科政府の對外的標榜は非戰主義である。若しも上表の陸軍省調査の如く英の地方軍、米の護國軍などを正規軍と同一に視るべくんば、我が國に於ける軍事教練及青年教練履修者の如き、假令性質を異にすとはいへ、全然之を除外し得ないであらう——假りに中等學校以上に在學する學生生徒だけを概算しても總數六十萬人を超え、そして其の大部分は軍教を受けてゐる——

それで我が陸軍の平時兵力が、假令過大といふ能はざるにもせよ、決して過小にあらざること恐らく議論の餘地はあるまい。其の絶對數を如何なる限度に取定むべきかに就いては、上述の如く世界一律の標準がなく、又標準の立てやうもあり得ないが故に、それは斷定の限りでないとする。併し我が陸海軍當局が之を好むにせよ、好まざるにせよ、若しくは何等かの事情に餘儀なくされて平時兵員の減少に不服を唱ふるにもせよ、唱へざるにもせよ、苟くも國民の負擔力に顧みて國防經濟化の妥當性を認識するに於ては、少くとも英米なみにまで縮少の可能性なしとはいへぬと思ふ。否、我が陸軍を英米なみに引き下げたとしても、米が十三萬六千の正規軍を以て一億一千三百萬の國民を護るよりは尙ほ其の比率が高いのである。又英國の平時兵力を我が陸軍省調査の如く三十四萬人と計算したとしても、彼れが東西兩半球に互る廣大なる領域を照準とすれば、我が二十萬の現役は矢張り特級的に考へられる。

素より吾々は敢て無條件的に陸軍の平時兵員を減少せよといふのではない。國家非常の場合には別であり、平和時代と雖も、國際的關係に脅威を被らざるべからざる場合に於ては其處に相當の思慮を要する。だが、それは立場を變ふれば英・米・獨等の何れに於ても同じことである。非常時又は國際的危局に善處すべき急務は獨り日本の陸軍だけが其の責任を痛感するのではなくて、國防の任務を擔當とする各國の軍事當局と雖も、亦齊しく責任づけられてゐることである。随つて若しも平時兵員の減少の爲に、國軍の士氣を薄弱にし、或は大中將以下將校の頭數を少からしむることに依り、昇進の途を狭くすといふが如き懸念ありとせば、是れ亦列國の何れに於ても同様であらねばならない。獨り我が日本國民に限つて多數の平時

兵員を擁するにあらずんば、軍氣不振の虞れありとは信じ能はぬ。

それよりは平時兵員を極限的に減少して國家の壯丁を農・工・商等の生産事業に従事せしむる。召集せられたる兵員の在營期間を能ふ限り短縮して一日も早く歸家せしめ、是れ又平時生産の業務に就かしめる。これに依つて節約し得る所の經費は假令多からずとしても、生産的なるものを生産的に働かしめることが、即ち國防の經濟化である。兵營に勤務することだけが國家奉仕の途ではなくて、農に耕やし、工場に鍵を揮ふも同じく國家奉仕の途たるに背かない。一言にしていへば壯丁の生産化である。我が統計調査に據れば工場従業員一人當り(男女平均)生産額は年約千圓内外となつて居り、農家は一戸當り六百五十圓である。今假りに各種の業務を折衷的に綜合して壯丁一人年額一千圓を生産すとせば、五萬人の兵員減少に依り國家は五千萬圓の富を増加する。十萬人を減少せば一億圓の生産増加である。この生産増加が國力の充實と國家の發展に貢獻するところの效果の如何に大なるかは想像に餘りがありう。單に現役兵員を減じて米・味噌・被服等の消費を少くするが目的ではない。斯かる經費は寧ろ知れたものである。現に英米が徴兵制度の代りに志願制度を採用し、それに多額の給料を支拂ふことを惜まざるは、一面自由主義の思想に由来するも、他面有職の壯丁を生産化せざるが爲でもある——蓋し英米に於ては概ね生産業務を持たざる壯丁が兵員となるのである。故に此の場合に於ける志願兵制度は寧ろ生産者の活用ともいへる。之に異りて我が國の現狀は事實上、農工商等に從事する多數の有職者を收容するを以て、國家經濟上彼の間にも多大の差異あるを知らねばならない——志願兵制度の可否は別問題ながら、平時兵員の經濟化は特に

緊要と信する。

吾々は以上の理據に立脚して我が平時兵員の大減少を理想とし、且つ在營年限を可及的一箇年程度に短縮する方法を當局者に要望する。

(四) 國防の變遷と機構改善

次に今後の軍事的施設に就いて考ふるに、それが益々科學化し機械化さるべき趨勢に在るは疑ひなき事實である。歐洲戰爭の實物教訓が肉彈戰の時代を去つて航空機・高射砲・無線・戰車・毒瓦斯・潜水艦等の活動に移れることは何人の眼にも明瞭であり、それは即ち兵員の頭數の多寡よりは科學の力、機械の運用戰に依つて勝敗を決する時代への進展を立證するものである。

之を以て我が陸軍に於ては前に表示せる通り、經常豫算以外、總額十一億圓餘の繼續費を計上してゐるが其の主目は國防充實費の名義に含まるゝ新兵器の採用に在る。そして昭和三年度迄に既に約五億圓を此の繼續費に支出されたが、尙ほ飛行機・高射砲・戰車數等に於ては列國よりも遙に少い。正直に言へば我が陸軍の悩みは此の點に在るのであつて、平時兵員の減少の如きは寧ろ大問題とは思はれ無い。曩に師團及兵員の整理を行つたのも實は陸軍部それ自らの經費節減に依り、新兵器其の他の新施設を加へんが爲に他ならない。その苦心は吾々も深く諒とする。されど一步を進めて考ふれば尙ほ甚だ不徹底の憾みなしとはいへない。

國防の科學化及機械化は當然に所要部隊の技術化を促す。肉彈戰の主力が歩兵であるならば、機械戰の主力は勢ひ砲工部隊であらねばならない。然るに其の機械戰に堪能なる技術者を養成せんがためには益々所要經費の膨脹を免れない。それは又歩兵の在營年限短縮とは正反對に、ヨリ長期の熟練をも要求するであらう。随つて國防に對する國民の負擔力が無制限の可能性を持たざる限り、何よりも先づ歩兵の定員を減少して努力を機械戰の方面に集結することは、固より至當の方針であらねばならぬ。併しながら問題は唯だそれだけでは解決しない。

若しも其の機械戰の必要を満たすが爲に、當來の主戰部隊を砲工科學本位に轉換せしめたならば、そして平時に於て全部の要員を常に陸軍それ自身の手におく把握しやうとするならば、其の結果は何うなるであらうか。恐らくは曾て陸軍が目標としたる二十五箇師團の完成よりも遙に巨大なる國費を支拂はねばならぬまい。無論歩兵の半減位では足りない、區々たる整理や節約では追いつく筈がない。軍部組織の根本的建直しを緊要とする最も切實なる中心問題は此處に歸つてゐるのである。當局も決してそれに氣づかぬのでは無く、歐洲戰後逸早く工場及軍需動員の計畫に到着したのではあるが、さりとて之を具體的に徹底する迄には尙ほ餘程の距離が残されてゐる。實際には寧ろ卓上の施設、形式的の計畫たるに止まりて一朝有事の秋、何程の成果を顯はすであらうかは疑問たらずとせない。

そこで余輩は思ふ、何故に國防當局は其の新たな主戰部隊と、之に必要な機關とを廣く民間工場其他適當なる諸方面との連絡に求めないか。平時は常備兵が技術員として民間に勤務し、其の經驗を豊富にする、そして國家非常時の場合は直ちに動員せられて機械戰の尖端に躍進する。それで善いのであり、宜い筈であらねばならない。専ら軍部の狭き範圍に於て所要部隊を培養し、所要機關を整備しようとするが故にこそ、不生産的なる巨額の經費が嵩んで來るのである。極端には國家の防備を限られたる軍部にのみ獨り占めにしようとする、恰も專賣特許權の占有者の如くあらねばならぬとする。此の思想、此の方針が根強く頭の中にコピリついて居つては、國防の經濟化は到底不可能である。同時に國家總動員を必要とする將來の戰爭に凱歌を奏することも至難となる。故に吾々は軍部の機構を縮小して之を大衆化し、唯だ最少限度に缺くべからざる極めて少數の特殊部隊、技術的要員のみを平時に常置することとし、他は總て之を民間に解放し養成する。國防の建直しは此の要義を離れて合理的妥當性なく、此の根本的着眼を無視したる計畫が必ずや不徹底に終るであらうことを豫想せずには居られない。斯くしてこそ不生産視せらるゝものが民間に活用せられて生産化し、國防の科學化、機械化よりする經費の増大が救はれるのである。

論じてこゝに至れば現に陸海軍が有する各種の工業的機關の開放は最早や問題ではないであらう。即ち例へば

- 陸軍造兵廠
- 千住製絨所
- 海軍工廠
- 海軍燃料廠

等々々の如き、宜しく之を民營に移して可なりと信ずる。

一體、我が國の軍部は列國に比して餘りに多くの事業をそれ自身の手で經營しつゝある。之が爲に一面

に豫算の龐大をも來すのであつて、甚だ賢明なる施設とは言ひ難い。是等は何れも特別會計に屬する事業であるから、之を民營に委讓するに極めて至便であり、一般會計の中にも民業に移して不可なき事業が亦決して稀ではない。

或は国防の機密を嚴守する意味に於て、陸軍造兵廠や海軍工廠の民營化を危険視する論者があるかも知れぬ。然れども國家最大の武器ともいふべき軍艦ですら、民間に於て製造せられ、或は外國の私設會社にさへも註文せられてゐるのである。所謂機密の範圍を不必要の程度にまで押し擴げるならば、兵器の製作者を神の國に求めても尚ほ神經衰弱に罹る虞れなしとはいへぬであらう。元來が忠勇なる日本の國民である。其の製造者も運作者も悉く血を同じうする大和魂の持主である。若しも民間の事業家、技師、職工等が不安なりとするに於ては、國家有事の際、彼等を動員召集して戦線に送りつゝある現在の徴兵制を何と見る。論者の杞憂の如きは全く取るに足らざる愚説の蒸し返しに過ぎない。

加之、陸海の軍部が、それ自らに於て兵器其の他の軍需品の製造に従事することは、國家非常時に直面せる場合、却つて種々の障礙を感ぜずとはいはれない。例へば戦時に必要なる一切の兵器其の他須要の軍需品を豫め平時に製作し用意し置かんが爲には、其處に絶大なる工場能力と、貯藏準備がなければならぬ。それだけに巨額の國費を要することも亦無論である。而も斯くの如きは十年乃至百年の後と雖も、戦争の有無を豫斷し能はざる國家の施設として、餘りに不經濟であり、且つ不可能でもある。何となれば總ての兵器軍需品は時代の進歩に伴ひて屢々變換されねばならぬからである。如何に舊式小銃を製造

し貯藏すとも、新鋭なる三八式が發明されるれば死物となる。如何に三八式の準備を整頓すとも、機關銃時代となるに於ては更に之を準備しなければならぬ。かくも進歩發達の目まぐるしき世に於て、戦時用品の全部を強めて平時に具備せしめんとするが如きは、實際上工場能力の許す所にあらず、之を漸次に整頓せんとすることすらが、巨額の經費を投じて其の製作物を永年死藏する覺悟を要する。だから我が國に於ても非常時に際しては矢張り民間工場に多大の需要を喚起するを例としてゐる（軍部は民營會社の設備及技術を不安視するが如きも、從來の方針を改めて之を民業に移すに於ては、民間の工業能力は例へば製艦造船に見るが如く發達するに相違ない）。

故に今一步乃至數歩を進めて向後は眞實軍部以外の手に委し能はざる最後のもののみを確保し、他は總て民間の經營に移す。之を管理統制することは既に従來經驗があり、艦船、自動車等々各般の方面に互り現在常に實行されてもゐる。斯くして廣く之を民營化する方、戦時急を告ぐる場合、其の供給力を豊富にし、其の技術に練熟せしめ、國家總動員の實を擧ぐる上に至大の効果を奏する筈である。そして民間國民の手に於て之を製作し運轉し操縦しその他廣く活用することに依り、今後の科學戰に堪能にして機械戰の優秀者たるべき戦闘部隊を培養訓練する方針を執るとせば、現に軍部當局が最も頭腦を勞しつゝある新兵器の充實と運作者とは、特に國民の負擔を増すことなくして可能となるのみならず、平時は經濟的に我が國の工業能力を増進し、國防施設を産業化し得るのである。

若し夫れ現時の軍事教練及青年訓練に至つては、其の目的と實施方法との間に大なる矛盾があり、改め

て最初の出發點より建て換へられねばならない。

平時兵員の極限的減少を提案せる吾々は他の方面に於て、國家總動員の場合に善處すべき效果的手段を求め、この意味よりする軍事教練及青年訓練の施行に就いては、吾々も亦其の發想價値を否認せず。しかし現制に對しては根本的に之を改善せんことを勧告する。其の一方方法としては

- (一) 青年訓練は特殊團體の施設に係るもの、外、總て現制實業補習學校に併合して其の科とす。
- (二) 軍事教練及青年訓練を以て在營期間短縮の豫備條件となすが如き方針を排棄す。
- (三) 軍教及青訓の兩者は入營者の豫備教育たるよりは、甲乙兩種合格者にして入營を免除せられたるもの、爲に教練を與ふるを主眼とす。
- (四) 隨つて軍教及青訓の何れをも履修せずして甲乙兩種の何れかに合格し、而も入營免除となれるものは、特に一定時間の訓練を強制せらる。但し其の時期及時間數等は被教育者の便宜を考慮して最少限度に規定せらるべし。
- (五) 前項による訓練は本人所在地の學校又は青年訓練所に於て便宜之を施行す。
- (六) 軍教及青訓終了者は現制兵役令による豫後備に準ず。隨つて一定時に點呼又は召集を受け、在郷軍人の待遇に均霑す。但し其の形式方法を極めて簡易にし何等業務上に支障なからしむ。
- (七) 豫後備に準ずるもの、事務は市町村兵事係に於て之を取扱ふ。
- (八) 總て訓練及教練擔當者は軍部に於て之を任免す。其の經費亦然り。但し所管學校長の指揮を受

要するに青年訓練及軍事教練を以て秩序統制ある實際上の義勇軍たらしめ、米國の護國軍よりも優良ならしむるに在る。故に現制の如き入營前の豫備教育主義と、在營期間短縮を好餌視せらるゝやうの弊風は速に改善せられなければならぬ。そして其の目的を現役入營者以外の壯丁教育に轉換改造せらるべきである。斯くする事に依つて陸軍の平時兵員を極度に縮小し、假令之を半減すとも非常時に際して所要兵力に不足なからしむるのみならず、平和の日には總て生産的業務に勵みつゝ、有事の場合は現制よりも多數の實質的豫後備軍を編成し得る。これ又國防經濟化の一策に外ならない。

以上に於て前に打ち出し置ける五項目の要旨を略述した。それは即ち、「國防の經濟化」を原則として其の根本的建直し案であり、軍部組織改善具體的案である。勿論此の種の提案が何等の反對論に接することなく直ちに實行に移され得るとは容易に豫想し能はぬであらう。殊に軍部の改革を軍部關係の當局者限りに審議立案せしむることに依つて、一般に要望せらるゝが如き結果を俟ち置くことは、既往の經驗に徴して唯だ失望を買ふに過ぎないであらう。所謂精兵主義とか、一氣呵成的作戰主義などいふ舊時代の遺言に囚はれ、或は軍部を以て忠君愛國の獨壇場でもあるかの如き特殊觀念の所有者も全然種切れとならざる時代に於て、國防の經濟化を望むことの空想的なるも亦判り切つたことである。然らば如何にして之を實現化すべきか。詮する所は矢張り國民の自覺が本である。そして強力なる政府に依り、強力なる國策の發動を激進し、之を政治的に解決するの外は無いであらう。

(五) 外交國防の一元化へ

轉じて外交の經濟化を語るの順序となつた。

本來よりいへば外交と國防とは楯の両面である。異體同心の働きを爲すものである。若し此の兩者が假令没交渉に存在せざるまでも、緊密不離の關係を疎隔し、國家の方針を運行する上に於て完全なる一元的調和を示さざるに於ては、其處に重大なる缺陷が暴露する。その一は外交の無力、無權威であり、その二は國防の無價値、無效果である。現に我が國の所謂三大國難中に外交國難の叫があり、或は二重外交の聲を聞くことも一再に止らざるは果して如何なる現象を指呼するものなりや。

外交方針に基礎づけられざる國防は、國際形勢を眼中に置かざる軍備である。國際形勢を眼中に置かざる軍備は想敵なき國防の爲に國民が多量の重荷を負ふことになる。恐らく斯くの如き不合理、不經濟なる事實は何處の國にもあり得ない筈と思はれるが實際は何うか。

想敵なき國防は外交無方針の時代に發生する奇現象であり、外交の無方針は明確なる國策を持合はざる國民の間になる病的現象である。想敵なき國防は國際形勢を無視するものなるが故に、唯だ軍備の爲に軍備を持ち、擴張の爲に擴張を圖るだけである。一般國民に取つては是れほど迷惑であり、危険でもあり、高價なる負擔は無い。或る國に於ける軍備縮小論者の中には、此の種の傾向に反撥しての立言が相當多いやうに見受けられる。

而も之を軍部方面の士に聞けば、それは外交の無方針に由るといふのである。例へば我が國の對米政策、對支政策、對英政策、對露政策が平和主義に徹底したならば——或は親善主義、無抵抗主義、屈從主義等々々の何れにもせよ——同時に今も尙ほ屢々世に傳へらるゝ如く日英同盟の精神を相互の胸に堅く把握してゐるものとせば、我が海軍の所謂七割主義は何を標準としての立案か、門外漢にはその理據につきて相當の説明を與へられねばならない。國防は勿論萬一の場合に善處せんが爲の設備である。萬一の場合には不可抗力の時にも襲來する、偶然的にも突發する。又廣き世界には理外の理といふことも絶無では無い。かかる場合を豫想するならば、所謂六大神通力でも持ち合はさざる限り、人生安立の地は遂に發見し能はぬとの結論にも落ちやう。

露骨にいへば我が陸軍關係者の中には支那、米國及露國の政策に至深の關心を有する人士が少くない。既に日清・日露の兩役は支那問題を中心として勃發せる波瀾であり、假りに支那それ自身が持つ百數十萬の軍隊は別問題としても、萬一米國又は露國の方面より意外なる風波が押し寄せ來るとせば何うか。我が日本としては其の自衛上から大陸との連絡を緊要とし、これなくば朝鮮の安寧も國民生活の糧道も確保され難き危険に脅かされる。然るにその大陸との連絡、秩序の維持を専ら支那の軍隊に一任して何等支障を感じないであらうか。支那それ自身が果して嚴正中立の立場を守るか、嚴正中立を聲明しても、その實力に十二分の信頼を置けるか。考へれば考へる程問題は益々續出する。故に陸軍の縮小などは以ての外だと高唱する論者も亦絶無ではないのである。併しながら若しも此の種の見解に妥當性ありとしたなら

ば、それは即ち對米又は對露外交の破綻を豫想しての立論である。如何に對米外交が平和主義であるにもせよ、將た對露政策が高踏的傍觀主義にもせよ、實際にはその外交方針が未だ國防當局に理解されてゐないが爲の立論たらざるを得ない。別言せば國防と外交とが完全に調和せず、二元的に持ち扱はれてゐる證據となるのである。

だが一方には又別の見解が行はれてゐる。所謂太平洋問題は二十世紀の癌であるにもせよ、現在の日本としては飽く迄も平和主義に陰忍する事の外、如何なる手段も方策も思慮なき冒險たらねばならぬ、少くとも事の米國に關する限り、親善主義を措きて太平洋の風波を乗り切るべき針路はないといふ。假りに一年八億圓の生絲の輸出が杜絶したとせば如何、又例へば英國が其の濠洲、印度及支那に對する政策關係から、米國との提携を一層堅くして協同歩調を執るとせば如何、そして更に隣邦の支那が英米協同の趨勢に捲込まれて依然以夷制夷主義の態度に出るとせば如何。その何れもが一片の杞憂であり、相手國それ自身の損失であり、迷誤であるにもせよ、問題はこゝにも層々として續出せずにはゐない。それよりは平和主義、親善主義に徹底してその軍備を極少にし、國民の負擔を軽くする事に依り、民力を涵養し國富を充實するが賢明であるとする。この見解に立脚する外交と國防觀は殆んど前者の主張と背中合せであるにも關はず、それが同じ國民の間に二つの流れを爲して存在し、或は同じ爲政者の間にすら、往々對立的姿勢を開示されることさへもある。

平靜に外交と國防との關係を考察して、斯くも背中合せの對立的見解を發見する。それは眞實容易なら

ぬ問題である。寧ろ奇々怪々ともいふべき問題である。何故に然るか。言ふ迄もなく國防及外交の方針を確定し、其の運用に齟齬撞着なからしむべき筈の爲政者が、特に内閣の首腦者が、自ら負へる重責を過當に遂行してゐないからの禍ひである。外交當局が専ら自己の功名を平和的折衝に求めんとするは頗る可なりとせよ、同時に軍部當局がヨリ良き兵備、ヨリ強剛なる國防施設を望むことも敢へて不可なしとせよ、而も此の兩者の欲する所を嚴冷に明斷して其の主義方針の一貫徹底に努力することは當然に爲政首腦者の責任である。若し此の責任を曖昧にし、姑息彌縫に終始するならば、是れ内閣の形ありて實なき群雄割據の寄合ひ世帯であり、個々の手柄と利害とに拘泥する分立的多元政府といはねばならない。

我が國民は所謂二重外交や、軍備の爲の軍備に引きづらるゝを欲しない。最も熱心に國防と外交との一元化を要求してゐる。併しながら此の要求は單なる希望だけでは具體化され能はぬ。其處には國家の根本方策があり、その根本方策を基調としての徹底的運行に勇往せざる限り、外交と國防の一元化は今後何年乃至何十年を経るとも、待ち設くる人々の面前に實現され得る可能性は見當らぬであらう。此の故に外交の國策化は國防の國策化と同時に同刻であらねばならない。言ふ所の國策とは即ち政治の經濟化であり、産業立國主義以外の何ものでもあり得ない。

(六) 外交機關の改造

實情を忌憚なく物語れば、我が國現時の外交家は是れ又浮草稼業の一種たるを脱れない觀を呈してゐる

る。内地の仕官者が府縣より府縣へと定住なき旅商人の如く頻々移動しつゝあるが如く、我が國の外交官は東洋より西洋へ、歐洲より米洲へと、連りに官費留學を繰返す。見聞を廣くするはよい、經驗を豊かにするも大に宜しい。だが其の間に果して何程の纏まりたる知見を收獲し、何程の器能を砥勵し得たであらうか。率直には一外國語の修養だに満足とは行かず。まして一國の民族心理に通曉し、國民生活の表裏を識得し、産業通商等の實態を明かにするなど、三年、五年の短歲月の能くし得るところではないのである。

若き事務官が二三年の學務部長、一三年の警察部長、そして内務部長又は本省に歸りて書記官、參事官等に歷任する事に依り、單に官等が昇進し頭髪が半白化する外、概ね平凡他奇なき吏僚に終るが如く、外交官も亦動もすれば扁平的なる多藝多能に結末を告げる虞はないか。それは寔に遺憾限りなき官僚制度の悲哀である。専門化された外交、技師化された外交、これを他の言葉に取換ゆる時、往々通辯化し、式部官化し、自己の本領を失へる意味に於ての練達堪能者とはならないか。

吾々は決して優秀なる我が國の外交家達を嘲けるが本意ではない。制度の罪である。自覺なき習性の罪でもある。外交官の中にも異数の人材は多々ある。殊に歐米の外交官中には、十年、二十年乃至生涯を擧げて一國に駐在し、赴任國の人文生活を檢討すべく心力を傾倒する人が甚だ稀ではない、現に西藏・蒙古・中亞・古印度等の地史・言語・藝術・産物等を世界に紹介したるものは概ね歐米各國より派遣せられたる領事、公使、書記官等ではないか。この用意、この達見、この精根ありてこそ彼等の外交は強き國

民の支持に勵まされ、彼等の通商は底深く根を張つて行くのである。英國が僅々六萬の兵員を以て三億民の印度を統治し、更に西藏に迄も鞏固なる地盤を築き上げ得たる歴史の中には、一領事ホヂソンの力や、ハンター、カンニングハム等の功績が燦然として永久の光りを放つてゐる。若しも古代印度の地誌や、西藏辭典の類が何の功績ぞと疑ふものありとせば、それこそ外交と漫遊とを混同する無智の國民である。吾は幾多の支那通、又は歐米通を有する日本の大外交家の中から、曾て數萬冊の東洋文庫を残して去れる一人のモリソンだに見出し得ざることを心寂しく感ぜぬには居られない。

記述は端なくも稍と餘談に流れたが、我が國の外交が單なる外交官の外交である限り、否、其の外交官が二十世紀の雲水の如く、高等なる遊學者流の如く、飄々乎として東西南北に轉々し、唯だ眼前に起れる箇々の事件、箇々の問題を處理することを以て能事足れりと看做されてゐる間は、いはゆる外交國難も、いはゆる儀禮外交も、之を子孫の時代にまで持ち越さずとは誰れが斷言し能ふか。何となれば其處には國民生活の全局より觀たる國策の發動を期待され得ないからである。此の時代に於ける外交官は國策達成の使者ではないからである。

故に外交の經濟化を實現せんが爲には、國防の場合と同様に、外交の建直しから出發しなければならぬ。それには第一に外交に對する根本的觀念を取換へる必要がある。從來の如き形式上の涉外交渉や、儀禮の交換、月並の社交等は無論外交の實質的要素ではない。國民生活上より見たる外交の重要性は通商貿易の増進を最とする。更言せば國際的經濟戰に必要な機能を發揮することの外に、大使館も公使館も

殆んど其の存在價値を認め能はざる時代となりつゝあることを知らねばならない。それは國民の實生活が經濟を離れて存立せざると同一意義に解せらるべきであり、事實に於ては如何なる條約も協定も、經濟的意義を内包的に含蓄せざるものはないのである——華盛頓條約や、海軍々縮會議の如き特殊のものは別であるが、これとて内包的には多量の經濟的要素を有つてゐる——この故に今後の外交機關は例へば外務本省にせよ、大使館及領事館にせよ、總て國民經濟本位の働きを爲すべきであり、隨つて産業通商の別働機關たり助成機關たることを深く意識してゐなければならぬ。そして此の任務に堪へ得る素養と條件とを具備するものにあらずんば、將來の外交家としての無資格者たるを自覺せねばならない。改造せらるべき外交の核心はこゝに在る。

第二には對外交針の轉換である。既に經濟爲本主義の外交を根本要件とする以上、今後の對米、對支、對露、對英外交等々々を如何に運行すべきかの問題は寧ろ自明的に理解し體得されねばならぬ。眞實には未だ此の理解を缺如し、此の認識に疎なるが故に、既述の如く國防と外交との二元的對立や、對米政策をめぐりて全然相反する背中合せの見解、乃至は海軍七割論などに花が咲くのである。對支政策に關する積極と消極との論も、所謂田中外交と幣原外交に對する淺薄皮相なる價值判斷も、亦同じく經濟的意識の缺陥を論者自身に告白してゐるのである——其の詳細は茲に論及の邊がないが——或る外相は曾て外交の經濟化を實行すと稱し、土耳其あたりに人を派したが、單にそれしきの微々たる斷片的又は場當りの手段にては何等效を奏するものではない、外交政策そのもの、本質からして根本的及全般的に産業立國の趣旨

の下に經濟化されねば總てが空になる。折角の經濟化が無爲主義、傍觀主義、退嬰主義の陰し言葉となつては實質上の國利國益までも顛落する。例へばポーツマス條約に依つて獲たる對露漁業權は何うであるか。日支關稅協定の内容や、日印貿易關係は何うか。單なる傍觀、單なる親善外交では假令演壇の材料となり得ても實質的には益なく却つて損を招く。それは畢竟嘘の外交か、然らずんば經濟産業の重要性を理解せざる禍ひである。故に今後の外交は斷じて乾盃辭の雄辯を能事とするが如きものであつてはならないのである。

斯く外交方針の轉換が行はるゝに於ては、第三に來るべき要件は外交機關の整理である。之が爲には我が國民生活に直接の必要なものは勿論、其の接觸程度の輕微なる機關は總て撤廢して努力を經濟的發展に緊切なる方面に集注する。一種の儀禮とも裝飾とも見らるゝ不必要なる大使館の如きは閉鎖する。又適當の權限を有する名譽領事を在外同胞に囑託し無用の領事館を減少する。殊に眞先に決行せられなければならぬことは我國に縁遠き歐洲限りの問題から手を引くことである。所謂五大國會議の空名に引きづられて何等日本國民の利害に交渉なき局地問題に參與し、或は全く事情の異なる經濟問題に自ら求めて拘束されるが如き時間と經費との浪費は害あれども益あるを知らない。極言すれば國民の血税より成る政費を空費するものであり、或は後の識者をして寧ろ外交權の濫用とも冒瀆とも評破せしめん虞れなしとせなす。國際聯盟は既定條約上已むを得ざる義務を負ふとしても、之が爲に祭典式大名行列を演ずるが如きは是れ又無用無意義である。多少の専門的委員を要するにもせよ、現今通信機關の發達せる時代に於て、

幾十名もの御同行を引率する風の行き方は、夙に列國の嗤笑を買へる事實もあり、能ふ限り手軽に取運ぶべく心懸けねばならぬ。いはゆる一等國の美名に自ら陶醉するは禁條である。斯くして歐洲問題より手を引くと同時に、全力を隣域の支那問題に注ぐは勿論、滿蒙の經濟的開發を促進するが如き、露國との關係を産業的通商本位に善導するが如き、或は南洋及印度方面に經濟的前進を擴大するが如き、殊に對米經濟をヨリ切實にする事に依り太平洋の將來を平和の湖と爲さん底の遠謀深慮を缺いてはならない。率直に對支、對英、對米、對露及對印度方面以外、我が日本として何程の外交價値が存在するか。改めて見直すがいと思ふ。

尙ほ外交機關の改造に就いては一面行政組織の改革と關聯し、文官任用令の改正とも共通的に考慮せられなければならぬが、差し當つては

- (一) 現制大公使の數を半減する(形式上相手國との關係に於て撤廢又は格下げ至難なる場合は暫らく兼任又は缺員の狀態に置くも不可なし)。
- (二) 領事館は今後一層通商産業に關する主務機關たらしむ。
- (三) 外交官試験方法を改正して從來の政治及法律的科目を減少し、經濟、商事に關する科目を増加す。同時に文・理・工・農・醫の各學科中、主要なる科目を選定し、必ず其の中の一科に應試せしむることとす(其の主旨は從來の如き政治法律的知識を主とせず、更に科學、實業又は藝術的知識を有するものを採用する爲である)。

(四) 大公使、領事、其の他在外公使館員は全部事務官とし、眞に己むを得ざる理由以外、移動轉任を行はざること。

(五) 大公使館には産業省(農林、商工併合)より派出の商務官を常置し、大公使を補佐し、館員を指導せしむ。

要は帝國の外交をして産業國策達成の一機關たらしむるに在る。随つて今後の外交官は國際公法の修業者や、歐米外交史の學習者であるよりは、寧ろ明敏なる産業官であり、優良なる通商事務官であることとを要求する。そして我が國の外交が完全に經濟化されたならば、國防と外交との綜合的一元的方針が初めて如實に具現するであらう。

第八章 教育制度の建直し

(一) 明治教育の崩壊

現在の日本に於て、最も迅速に制度の根本的建直しを取り急ぐべきものに教育がある。それは産業立國の第一義的要件であると共に、昨今世に喧しき國民生活改善の爲にも、思想國難打開の爲にも、國民の負擔を軽減する爲にも、入學難、就職難、失業苦救治の爲にも、斷じて荏苒に附すべからざる緊切の問題である。

若しも皮肉なる形容詞を容さるゝならば、世界文明國中、他に類例なき名物は日本特有の所謂試験地獄である。そして學校卒業生の就職地獄である。この二大名物こそは、或る意味に於てダンテの神曲や、ミルトンの失樂園と對照さるべき後世への記録であり、國民的受難を象徴する重苦しき宿命的悲劇でもある。蓋し制度の罪である。其の總てが餘りに長く持ち舊されたる時代錯誤の遺物の祟りである。

世界何れの國か教育を奨励しつゝ可憐なる入學志願者を、其の校門より撃退する如き奇怪なる事實を放任して置くものがあらう。又世界何れの國か十數年乃至二十年もの修學を重ねて、而も其の智能の働け場所を容易に見出し得ざるが如き高等浪人養成法を目して之を有效なる教育と稱するものがあらう。事實は

餘りに明瞭であり悲痛である。この明瞭悲痛なる事實に直面しながら、尙ほ改革意識に麻痺しつゝあるものありとせば、その無情、無感覺、無關心なることに於て、非文化的原始人類と何程の差異もない。多語する迄もなく、試験地獄と就職地獄、入學難と卒業生の就職苦とは現行教育制度の破綻暴落である。歴史的には明治教育の幻滅であり崩壊である。それは遅くとも日清戦争後、更に遅くとも日露戦役の終了と共に建直さるべき必要を與へられてゐたのである。鎖國日本から世界日本への開放が成就した時、封建日本から立憲日本への更新が完成した時、明治の先覺者に依つて、發案施行せられたる啓蒙的、劃一的、官僚的、形式的、法科萬能的なる總てのものは既に其の役割を済ましたのである。故に舊き衣をかなぐり棄て、逸早く新らしき衣と取換へられねばならなかつたのである。然るに餘りにも舊套に愛着し、因襲に拘泥し、傳統の殻を見護つてゐたが爲に、其の教育が置き去りを喰つたのである。否、單に置き去りを喰つただけに止まらば、まだしも之を忍び得やう。禍ひは子孫に残されて其の愛兒が、愛嬢が、今は四十五十の家長となりても尙慘憺たる苦惱を痛嘆させられてゐるのである。そして其の結果が又知識階級の失業である、思想悪化である、社會科學問題である。個人としても、家庭としても、國家としても、是れ程絶大深刻なる損害が何處にあらうか。

(二) 現行制度の缺陷

いはゆる試験地獄、學考入學難の主なる一因に人口増加がある。建増しても又建増しても追ツつかない

ほど國民の頭数が年々累増してゐるのである。この事實は單なる局部的改正では解決されない。所謂内申制度及口問口答制は準備教育の弊を排除するが爲であつたが、一升の樹には矢張り一升しか入れ能はぬのである。併し人口増加に依る入學難は一部の主因であつても、全部の原因ではない。義務教育の設備は必然に兒童の増加に伴ふに相違ないが、中等教育以上に於ては必ずしも幾何級數的に激増すとは限らない。然るに我が國に在つては奇妙にも不可思議にも小學生の増加率よりは、大學、専門學校等の高等學校になるほど増加率が飛躍的暴騰を示してゐる。其處に重大なる制度の缺陷が伏在してゐるのであり、それが又卒業生就職苦の隠れたる根本的原因を醸成したのである。この意味に於て入學難と就職苦とは決して異りたる二つの事實ではなくて、因果相通する輪廻の相であることを確と記憶せねばならない。我が教育の現状を理解する爲には先づ次表を見るがいゝ。

我が國の教育費(單位萬圓)

年次	文部省	府縣	郡	市	町	村	合	地方教育費計
大正元年	1,000	1,700	三	一,二五〇		四,九四〇		八,一七〇
同 五年	1,000	1,700	三	1,410		五,140		八,五六〇
同 十年	五,110	六,七〇	六	五,八九〇		一六,六七〇		三〇,一八〇
同 十四年	10,020	九,六〇〇	一	八,三九〇		二〇,八七〇		三八,八六〇
昭和三年	13,900	10,810	一	九,〇五〇		二二,三〇〇		四二,一五〇

教育本部たる文部省（一般會計）の歳出が大正元年以來約十三倍せるに對し、地方教育費も亦實に五倍してゐる。そして其の中約四分の三を占むるものは市町村公學費であるが、此の經費の大部分は無論小學校費である。随つてそれは即ち人口増加に依る義務教育費と認められる——大正八年、物價騰貴の爲に急に三倍したが——他に教育の爲に起されたる地方公債もあり、地方町村が十數年間に約五倍せる教育費の負擔に悩まされつゝある事情は何人にも想像のつくことであらう。

ところで一方此の間に於ける學生生徒の増加數は何うか。

我が國の學生及生徒數（單位百人）

年次	小學校	中等學校	高等及專門學校	大學
大正元年	七〇、三七	三〇、七五	四二	八九
同五年	七六、四〇	三二、五五	五〇	九七
同十年	八八、七〇	五、五〇	六四	一〇二
同十四年	九八、八八	八、二六	八七	一〇七
昭和三年	一〇九、九五	九、七三	九八	一〇九

本表には男女を通じ官公私立學校の全部を合す。但し盲啞學校、實業補習學校、其他特殊の學校を含まず。

即ち大正元年より昭和三年三月末までの十七年間に於いて小學校生徒は約三割餘の増加であるが、中等學校生徒は同じ年間に三倍以上となり、高等及專門學校も亦約二倍四分、更に大學生に至つては八千九百人から八萬人を突破するといふ物凄い激増ぶりである。随つて大正の前期に於ける大學卒業生は尙ほ一年

二三千名程度であつたが、大正の末期になると一萬二千人を超え、昭和三年には實に大學だけで二萬一千四百人の卒業生を社會に送り出してゐる。これに專門學校卒業生を加ふれば本年度に於て是等の若人に待ち設けらるゝ就職先は少くも三萬口を要するのである。其の上に昨年乃至數年前の未就職者が残つて居り、不景氣風の吹き荒びつゝある今日に際して、此の大量の卒業生を迎ふる餘地を發見するはなかく至難に相違ない。

然らば何故に斯くの如き現象を呈するに至つたか。十七年間に於ける小學生の三割増加は無論自然増加である、それが中等學校に於て三十割を増し、更に大學に至つて殆んど百割を増すといふに至つては決してたゞごとではないのである。第一に人口の増加もあるにはある、第二に文化の進歩による教育の普及もあり、交通機關の發達による通學の便も増進したであらう。だが單にそれ等の理由のみを以てしては斯くの如き異常なる加速度の現象を説明し盡すことは出来ない。曩に臨時教育會議の結果として高等及專門教育機關の擴張が行はれたことも其の一理由に該當すと雖も、それは寧ろ國民の輿論が時の政府を促して實行の任に當らしめたと解するが至當であり、且つ實際上にも大學及專門學校在學生は官公立よりも私立の方が遙に多いのである。それ故に問題は何故に斯くも大學及專門學校を志願するものが激増し、隨つて之を收容する機關の擴張と繁榮とを見るに至つたかに在る。若し眞實に社會が要求し、そして其の要求に適應する教育が施されてゐるならば、其處に卒業生就職難の事實は起らぬ筈である。如何に財界不況を告ぐるにもせよ、眞實の要求による限り、其の要求に教育が合致する限り、假令全部にあらずとも其の大部

分を吸収し得る地位職業を見出し得ない筈はない。

悲劇の展開は常に偶然の裏に必然を伏せられてゐる。手短かに言へば現行教育制度は唯だ一枚の卒業證書を賣る爲の機關となつて居る。而して之を買ひ取るか、買ひ取らぬかに依つて人間の運命を吉にも凶にも左右し得るやうに仕向けられてゐる。それは實社會が要求したのではなくて、舊き教育家が國家の權能を以て斯くあらしむべく國民に押しつけたのである。中等學校に修學せざれば普通教育の完成者では無いとする。判任にもなれない、小學校の先生にもなれない、二年志願兵も許されない、上級學校には無論進めない、醫者にも高等官にも辯護士にも乃至神官にも僧侶にもなれない。一言には人にして人にあらず。實力の有無よりは一枚の卒業證書が物を言ふのである。それが高級の學校に入り高級の卒業證書を買ひ取れば買ひ取る程、效果的靈能ありとせられ、事實從來の經驗が之を證據立てゝゐるのである。學校卒業者のみに與へられたるかすくの特權、學校卒業者にあらずんば常に下積みにせらるゝ既定的運命、これを社會の罪と言ふは輕率に過ぎる。正確には制度が然らしめたのである。一般社會は國家の制度に追隨し摸倣したのであり、或はさせられたのである。

既に學校萬能、否、卒業證書萬能である。故に教育そのもの、内容が如何に在り、其の實質的效果が實社會の要求に適應するや否かは必ずしも第一義的要素ではない。唯だ學校でありさへすれば宜いとする。卒業證書の取引さへ行はるれば足れりとする。だから制度の改善、實質内容の價値判斷を失念して専ら學校を起し、擴張し、學校に殺到する。一種の投機である。一枚の卒業證書に依つて富貴功名を購はんと

する投機であり、國家の爲政者が各種の特權を學校卒業者のために掲げ、各種の資格制限法を學校卒業者以外に布く。これでは苟くも資力のあらん限り、祖先傳來の田畝を無くしても、或は苦學力行しても、潮の如く中等學校に押し寄せ、中等學校を終れば又上級學校を陥れようとするのが、寧ろ當然ならずとせぬ。さればこそ小學生の増加率よりも中等學校が遙に多い所以であり、高等、専門、大學に至つて益々隔世的激増率を示すに至つたのである。同時に中等學校の收容力が不足し、高等、専門、大學の抱容力も押し寄せる志望者を消化し切れずして、所謂試験地獄の相を現出するに至つたのである。

併しながら斯くして與へられたる卒業證書の裏面は白紙である。生活の保證も附けられてゐなければ、就職の裏書も記入されてゐない——師範學校の如き特殊のものを除き——實社會の要求に適應する教育が施されて居らないからである。國民生活の實態に合致する教育機關とはなつてゐないからである。それ故に學校卒業生が多くなればなる程、其の大量生産とは反比例して需要供給の關係が不調和になる。供給過剰になる。兩者の關係が飽和點以上になる。其の代名詞が所謂就職地獄である。知識階級の失業問題である。そして思想國難である。應に知るべし、入學難も就職苦も同一事實の連鎖劇であり、同じ因果に繋がる輪廻の相に外ならざること。

國民は斯くの如き悲劇的苦難を指し招く爲に、一年一億四千萬圓もの大金を文部省に提供してゐるのではない。更に地方教育費として年四億三千萬圓にも上る巨額の經費を血みどろになつて稼いだ僅かな収入の中から獻納してゐるのではない。だから教育制度の建直しは國民それ自身が持つ最緊最要の事業である

ことを痛切に自覺せねばならぬ。

(三) 國民の實生活と中等教育

教育の實際化、地方化、劃一主義打破、特權の改廢整理等は既に數年來實社會の各方面、各階級、各地層から廣く呼びかけられつゝある切實なる要求である。この叫びは黎明を告ぐる鐘聲といはんよりは、最早や一世の定論であり、夙に政友會の政策中にも立派に取り容れられてゐることは識者の見忘れざる所であらう。唯だ問題は、如何に之を具體化すべきかに在る。その改造、その實行方法如何が、未だ十二分に世に徹底しないだけである。

根本的には無論教育の實際化が主眼であり、問題の核心である。地方化、劃一打破等の種々の要求は第一に教育の實際化に行はるれば總てが自然的に解決する。何となれば現制教育の缺陷は悉く國民生活の現實に即せざる非實際的施設が持ち來した禍ひに外ならぬのであるから。

茲に於て吾々は再び翻つて國民生活の實態を見直さねばならない。我が國が如何なる教育を必要とするかは、何よりも先づ我が國民が現に如何なる生活を營みつゝあるやを出發點として考慮されなくてはならない。而して之を最も簡明に最も手取り早く知り得る方法は國民の職業別人口を一覽するに在る。それは次章に表示せる通り國民の大半が農林業に従事してゐるのであり、工礦業が二割餘、商業及交通業を合して一割八分、公務及自由業に至つては他の雜業中稍々類似のものを加へても漸く六分程度にしか

らないのである。随つて國家の施設としては大體此の標準に適應する教育機關を備ふるが當然であるのみならず、假令各人個々の志望は自由であるにせよ、卒業者に對する實社會の需要量が此の標準以外に多くの空地を示すが如き餘剰を持たざるは判り切つたことである。若しも國民の生活實態を無視したる超越的、非實際的閑事業を教育といふべくんば、それは必ずや學んで効なき無用の具となり、生活戦線にも思想狀態にも教育の目的に正反對する破綻を招徠するに相違ない。我が國の教育は果して何うか。

初等教育に屬する小學校は暫く別として、例へば中等學校以上の各種教育機關が、我が國の人口職業別と對照して全然不釣合なる關係に置かれてはゐないか。農林業に必要な智能を與ふる學校が果して國民の五割以上を占むると同程度に設備されてゐるだらうか。工礦業の學校が果して各種教育機關の二割餘に該當し、商業及交通の學校が又一割八分の人口と適應するやうに出來てゐるか。殊に公務及自由業の如きは總人口の一割にも達せず、嚴密には五分乃至六分に過ぎざるに拘はらず、全教育機關中、最も多數の學生を徒を此の小範圍の需要に俟つが如き不自然不適當なる施設を行つてはゐないか。

事實は誠に簡單明瞭である。我が中等教育の半數を占むる現制中學校は農・工・商等の如何なる智能を與ふる機關なりや。高等學校は將來如何なる業務に従事せんとするもの、豫備機關なりや。各種の専門學校、官公私立の大學を通觀して最も多くの學生を收容する學部は何であるか。法律政治の學は國民の五分乃至六分に過ぎざる公務及自由業の志望者にこそ緊要なるべけれ、國民の大部分を占める農・工・商等の何れにも極めて稀薄なる間接的效果しか持たないのである。經濟商業の學は前者に比して效果的範圍稍々廣しと雖

も、それでも尚ほ全國民の一分八分程度にしか待ち受けられてゐない。然るに其の法律や、政治や、經濟及商學に屬する教育機關が寧ろ恐るべき程過大であり、大々的の多量生産を行ふに於ては、折角の専門的學能が何等の用を爲さずして若き學士が銀行の窓口紙幣を數へ、或は記帳係、若くは傳票整理、若くは來客御世辭係等々々々、其の行ふ所は多年蠶雪の勞苦を重ねたる修學の目的とは没交渉なる方面に到着し、忽ち幻滅感を味はざるを得ない境遇に置かれるのである。此の如き事務の擔當は何等専門高等の學術書を讀むを要せず、中等學校卒業者にて充分であり、往時の丁稚小僧と雖も能く其の任を盡し得るではないか。而も是れ尙ほ就職戰術の成功者として羨望せらるる勝者の轉身ぶりである。其の小僧的、使丁的業務にすら就き能はざる多數の法學士、文學士、商學士、經濟學士の群を街頭に見るに至つては、何故の學問、何故の教育機關なりやを疑はずには居られぬ筈である。

この遠因は言ふ迄もなく政治文明の陶醉にある。法治主義の履き違ひにある。だから大學及専門學校を以て官吏及教師の養成所たらしめたのであり、次では大銀行、大會社の幹部をのみ目指しての登龍門、實は形式的履歷書の製造販賣元となつたのである。其の發想が官僚主義の持主又は學問を道樂とする貴族的有産者であり、國民を忠良なる無智者と定義づけてゐた人々の頭から生れた教育機關である。故に一たびは此の如き制度及機關を解きほぐし、國民の實生活に即する新制度新機關に改造するにあらざれば、教育の實際化は達成され能はず、入學難と就職地獄は永久の連鎖劇とならう。吾々は單なる抽象論を試むるものではない。今少しく現實の狀態について例示しやう。第一は先づ現在

の男子中等學校が如何なる種別より成るかを瞥見せよ。

男子中等學校種別 (昭和三年、公私立共)

種別	學校數	生徒數
中學校	五六	三三
師範學校	一〇三	四九
實業學校(甲乙共)	八六	二六
工業業	二二	三
農業業	三八	六
水産業	三	二
商業業	一七	一〇
商船業	三	二
職業業	三	三

學校數こそ實業學校よりも少なければ、生徒數に於ては中學校が斷然他を壓してゐる。殊に國民の大半を擁する農工業に對し、農業學校生徒數は六萬人、工業學校は三萬一千人なるに、商業學校生は十二萬人に上り、そして何等實業的豫備意識をも持たざる中學生が三十萬人を超えてゐるのである。我が國の教育が如何に産業國策と縁遠く設計されてゐるかは一目炳然ではないか。

教育を爲すを目的とす」と規定されて居ることは、今更めかしく論ずるまでもない。問題は其の所謂高等普通教育が何を意味し如何なる實質をそれ自らの内容に持つかといふ點に在る。假りに所謂高等普通教育は極めて結構なものとする。が何故に實業學校に於ては其の高等普通教育を施し能はざるや。且つ又農でもなく工でもなく商でも文でもなき人間の生活、即ち何等の職業をも將來に要求せず、要求せずとも差支なき程の人間が現實の世界に幾パーセントを發見し得るだらうか。統計に據れば我が國に於ける無職業者

は總人口の二%、即ち百人中に二人しか見當らない。それも恒産ある好運者では無く其の大部分は氣の毒なる無職業者である。若しも我が國の中學校が僅々二%の無職業者を對象とし、或は「武士は喰はねど高楊子」流の人物養成機關でもあるとせば、幾分存在の意義なしとせざるも、それは時代後れである。まことは高等普通教育の名に於て上級學校への豫備教育を施してゐるのであり、施すが爲に作られた機關である。上級學校の中には法・文・經・商・醫・農・工・理等の種々の學部がある。しかし其の何れにも共通せしめ、何れにも支吾せざることを條件としての豫備機關である。故に無特色、無個性となるのであり、豫備機關なるが故に實生活と抽離し職業意識を不必要とする灰色的存在ともなるのである。

茲には又假りに此の種の豫備教育機關があつてもいゝとしよう、然らば何程の人間が此の豫備機關を経由して上級學校に進むか。(文部當局發表、新聞紙記載に據る)

昭和二年度中學卒業生總數 四四、二六九

一、高等學校及大學豫科入學者 四、四三三(約一割)

内 一、實業專門學校入學者 四、九三三(約一割餘)

す含まれて居り、専檢及高檢出のものもあり、別に公私専門學校もある。故に中等學校の全部と中等學校以上の各學校全部の入學者を計算すれば左の通り。

各種中等學校卒業生總數 一七、八六四

高等學校入學者 五、六六九

本表に徴するも大體より見て、中等學校卒業生の三割五分だけしか上級學校に進まないのであ

大學豫科及専門部入學	八、七〇〇
専門學校入學者	二七、一三〇
實業専門學校入學者	七、一六三
合計	四二、九九三

官公私立男女各學校全部を合算す。別に公立師範より約一萬七千の卒業生を出し、高師は男女兩校にて約一千百名を採用す。他に臨時教員及實業教員養成所等もあれど少数なり。

る。尚ほ右の入學者中には中學四年終了者及前年度乃至數年前の卒業生をも包含するを以て、新卒業生限りの實數は上表よりも更に一割内外も少い。然るに此の二割乃至三割の爲に全部の生徒が高等普通教育でふ概念の犠牲に供せられる。斯かる不經濟、不適當なる制度に何の保存價值があるか。

姑息なる二種中學案の如きは寧ろ問題外である。それよりは現制中學校を全廢し、地方事情に依り必要あるものは宜しく之を實業學校に改造すべきである。上級學校への豫備機關として尙ほ幾分其の形を存置すべくんば公立は一府縣一二校を限り名實共に純然たる豫備校——大學又は専門學校に直接連絡する機關——に取り改めれば足るのみ。全國五百三十餘の中學校中、四百二十に上る公立中學校は斯くして五十乃至七十校に減少せしめ、他は主として農工方面の教育機關たらしむるを可とする。

世上或は現時の實業學校卒業生を以て學問能力共に甚だ備はらずと爲し、特に農學校の如きは殆んど實益を爲さずといふ。或る程度までは事實である。而かもそれは我が國の制度が中學校を以て中等教育の正系とし本體として之に重きを置いた結果であり、隨つて其の設備の不完全なるは言ふまでもなく、教師も

生徒も言は、皆繼子扱ひを受けて來たのである。加之我が國の農業の如き、從來未だ概して原始的方法以外に出でず、故に學校出を利用する途を知らなかつた點もある。今後の農業は之に異りて大に科學化し機械化すべき機運に在る。商工業方面に於ても無論同様であつて、古來の徒弟制小僧丁稚制は時代と共に衰滅する。そして相當の準備知識あるものを要求する。故に中學校廢止に依つて生ずる財源を活かし實業學校の改善充實を圖るが宜い。

同時に女子教育に就いて一言する。昭和元年度の現計に據るに、

種別	校數	生徒數
高等女學校	六三	二九、四六三
實科女學校	一九	二六、七四五

即ち名ばかりの高等女學校が壓倒的多數を示してゐる。然るに其の高等女學校が如何に非實際的

傾向の弊に流れつゝあるかは、夙に識者間に鑒覽せられてゐる事實であり、例へば西洋音楽を歌ひ、舞踏式體操を摸し、洋食を尙び、刺繡造花を學べども、米を煮、味噌汁を作る心得は全く零、折角の裁縫も浴衣一枚すら満足には調製し能はざる實狀に在る。そもそも農村の家庭にピアノが何の用ぞ、海邊の漁嬢に刺繡造花が何の教養ぞ。女子の任務は家庭を整へるが根本要件であり、殊に生活改善の急務に迫られつゝある現代の日本に在つては、衣食住の現實問題に關し應用的經濟的智見を修得せしむるが何よりも緊切である。故に今後の女學校は從來の教科に大改善を加へて育児、衛生、看護、裁縫、炊事、洗濯等より榮養學一班、實用的理科等に關する常識的教養を與ふると共に、農村に在つては養蠶、畜産、園藝、農作の大體を見習はしめ、都會に於ては市民の實生活に適

應する實用本位の家庭學を主目とすべく、そして高等女學校の全部を實科女學校に改善すべきである。其の専門教育に於けるも亦女子本位に實際化さるべきを當然とする。

(四) 高等教育機關の改廢

次には高等學校及實業専門學校に就いて其の現情を見る(昭和四年度)。

生徒總數	四年度入學	同人學志願者	全國中學生の憧憬の標的は高等學校と實業専門學校とである。随つて此の兩機關が如何に苛
高等學校	一七、三三三	五、五〇〇	三六、七〇七
實業専門學校	三三、〇三三	五、六七七	三三、〇三三

あるが、それは既に世人の熟知する所である。今吾々の考察を要とする事實は、高等學校の生徒總數が一萬七千數百人なるに對して實業専門學校全部の在學生が漸く二萬二千人餘に過ぎざることである。

抑々高等學校は何を目的とし、如何なる教育を施す機關であるか。法令には是れ又高等普通教育の完成と打ち出されてゐるが、斯かる抽象的用語が畢竟概念の戯れに過ぎざるは中學校の場合に之を指摘した通りである。形式的には如何に辯ぜらるゝにもせよ、實質的には單なる大學の豫備門に外ならない。しかも大學への入學を保證せず、豫約もせざる曖昧なる豫備門である。高等學校を卒業して後若し大學に進まず、進まんと欲するも入學し能はざる時は如何なる境地に立たねばならぬか。中學校時代なりせば年齢少きを以てまだしも融通が利くでもあらう。高等學校卒業時代となつては既に一個の成人である。其の大部分は

丁年を過ぎたる壯年知識階級の一人格である。國家は彼等に對して如何なる職業的準備を與へてゐるか。社會は彼等に向つて如何なる業務を提供すべく待ち設けてゐるか。何にもない、全くの無資格者である。百人に一人乃至数名だけが運善く中等教員の免狀にありつき得たとしても、それは寧ろ特殊の除外例である。此の如き抽象的概念の産物、曖昧無效果なる機關が國家として何の必要があらうか。若し大學の準備知識を與ふるが目的なりとせば——事實は其の通りであるが——當然に官公私立全部大學豫科制度を採用すべきであり、然らざれば之を廢止する方、國家の爲にも生徒の爲にも遙に有利有意義に相違ない。現に大學の收容力不足のため、中學、高校の二大難關を突破し若人の血を注ぎ盡したるかに見ゆる高等學校卒業者が進むに道なく退くに職なく、空しく放浪するもの毎年三千人以上にも上るではないか。就中、東京帝國大學の如き（殊に醫學及工學部）に在つては高校卒業後實に五回目の入學受験者があり、二回三回は寧ろ普通である。即ち三ヶ年も五ヶ年も長き間、高校と大學との空間に足らぬせしめ、徒らに年齢を重ねしめつゝあるのである。此の間に於ける焦躁、煩悶、精力の浪費、學費の消耗、何人が之を讚美するや。そして其の將來には更に就職地獄の陥穽が築かれてゐるに於て、何が果して教育ぞや。實社會は職業意識に目醒めたる有能者を要求すると同時に、少壯有爲の若人を求める。然るに現時の大學卒業生平均年齢は二十七歳にもなつて居り、若し帝大醫學部の如きに就いて調査すれば恐らく三十歳近くにもなるであらう。人生二十歳より三十歳頃迄は最も貴重なる意味に於ける青春時代である。智能経験のすくくと伸張し熟達する成長時代である、孔子は三十而立と言つたが、それは獨立人格の完成であ

る。社會人としての覺者であることを意味する。實際には三十にして立つは既に遅し。ましてや、其の頃に至つて尙ほ業務見習ひであり職業上の新參者たるに於てをや。學校生活は特殊のものを除き二十二三歳を以て切り上げるやうにしなければならぬ。之が爲には高等學校の如き無目的の經過的機關を撤廢して、中等學校より直接大學に聯絡せしめる。假りに大學に二ヶ年程度の豫科を置くと、高校及大學の門前に足らぬせしむることだになくなれば、入學試験てふ地獄の關所が取除かるゝに於ては、滿二十二二歳には立派に大學の業を終へ得るのである（眞實一生を學問に捧げんとする篤學者は大學院に踏み留まつて研究を深める。社會は毎年二萬も三萬人もの所謂専門的學者を必要とせぬ）。約言するに高等學校は全廢さるべきであり、現状のまゝに放置せば、吾に教育界の癌たるのみに止まらず、少壯年に取りての盲腸炎たらねばならない。廢止されたる高等學校を如何に活用するかは次の問題であるが、吾々は主として之を實業専門學校に改造するが妥當と信ずる。其の理由は前に述べたる中學校の實業學校化と同じである。現制の如く無效果的なる高校と、卒業後直ちに用途に就き得る専門實業學校が殆んど同じ程度に存在するは國民經濟を理解せざる閑人の意匠に追隨してゐるのである。殊に高校の一半を形成する文科の如きは單なる中學校の延長であり、中途半端の外國語學校と異らない。現代の日本は切に實學を要とする。實學にあらざるば以て國民生活に豊かにし能はぬからである。故に實業専門學校こそ、其の多數の入學志望者を包容し得るまでに益々増設擴張さるべきある。

更に進んで之を大學及各種專門學校に見るとせよ、其の制度が現實の社會と對照して如何に甚だしく一方に偏倚し不調和に歪めるものなるかは、左記官立大學の學生收容數を一瞥しただけで判明する。

官立各大學入學者收容數(昭和三年)

文科系		理科系	
法學部	1,000	醫學部	795
文學部	600	工學部	692
法文學部	500	理學部	263
經濟學部	600	農學部	430
計	2,700	計	2,100

醫學部の中には官立單科醫科大學全部を含む。豫科を有する大學は本表の外とす。

讀者試みに本表を手にして、茲に三たび我が國の人口職業別と對比せよ。國民總數中一割にも達せざる公務及自由業を對象とする法文系が大學生の過半數を占有するに反し、國民の大半を養ひつゝある農業と國民の二割以上を有する工礦業發展の爲に設備せらるゝ大學の機關は前表の如く貧弱を極めてゐるのである。醫學部が全國民の生命を預れる學問機關であることは説明を俟たないが、あらゆる學術研究の基本學科たるべき理學部の如何に微々たる状態に置かれてゐることか。苟くも國民生活の全局的觀察眼を失はざる限り、斯くの如き制度、斯くの如き機關の配置が、舊き官僚時代の遺物として、法科萬能主義の殘骸として、貴族的有閑階級の道樂的伽藍として、極めて恰好なる古址舊蹟たるを目撃する以外に、何等の價

値をも認め能はぬであらう。少くとも現代の國民生活を知り、産業國家の必要に目醒めたる人々である限り、法文系の三千人を激減せしめて現在の一二割程度に残し、之に代ふるに農・工・理の各學部機關の増大すべきを痛感せずには居られぬであらう。否、ヨリ強意體には法・文・經の各學部の如きは之を官立大學より除き去りて其の全部を立立大學に委讓し、國費に依る此の種の機關は其の設備經營に困難なる理・工・醫・農に限定しても敢て不都合とはせないのである。

吾々の斯く言ふは空理空論を弄ぶにあらすして確乎たる根據を持つてゐる。それは慶應、早稻田等民間多數の大學が法文系に屬する各學部の機關を夙に具備しつゝありて、假りに官立大學が無くとも此の方面の人材養成には事缺かぬからである。實をいへば、法律、政治、經濟及文學方面の各學科は各私立大學及專門學校のみにても既に供給過剩の感を與へる程に多い。殊に法學系に多數を算するのみならず、文學系に於ても、例へば各宗派の大學の如き皆相當の機關を持つて居り、一般に開放して入學者を迎へつゝある。早慶・明治・中央・日本・法政等の各大學に就いては夙に世間の周知する所なるが故に之を略し、他の專門學校在學生が如何なる學科を修めつゝあるかを左に表示する。

專門學校生徒學科別(昭和元年度)

種別	生徒數	種別	生徒數
法學	一三、三六	商科	七、四八五
文學	二二、四一	經濟	三、三三二

宗	一七九八	齒科	三二七五
美	一〇五〇	数理化學	一、三三三
音	七〇八	農	五四〇
醫	二、六九二	家	一、九六六
藥	二、三六四	家事裁縫	五三四

◎學校數 八十九校 ◎生徒數(其他共) 五萬三千六百九十七人
 全國官公私男女各專門學校を綜合し學科別に分類計算す。五百名以下之を略す。

知るべし、專門學校の大多數も亦法學、文學、商科、經濟等に屬する法文系であり、醫・藥・齒・農・數理化學等の全部を合しても一法學の修學生に比し遙に少いのである。假令、官立大學より法文系の各學部を撤廢したればとて、民間各私大及專門學校にあらば、何等需要供給に不足せざるべきは此の一表を見ても想像に餘りあり。切言せば法學及文學等の研究者は單に專門學校生のみにも敢て國民生活上に左までの缺乏を感じないであらう程に、今日の日本は此の方面にのみ多量生産である。それが果して健全なる現象なりや否やは、教育が國家發展の基礎工事である限り、最も嚴肅に考慮されねばならぬのである。

(五) 大學及專門教育の改造

我が國の教育現狀が如何に在るかは以上に於て一わたり概觀した。それに依つて判明せる事實は依然たる法學系が最大多數に上り、次には文學系であり、理・工・農等に至つては前者と比較にならぬ程寡少を示

してゐることである。この現象は如何に説明せらるべきか。

由來を問へば矢張り制度の罪たらざるは無い。明治の先覺が例へば高等文官、外交官、司法官等を採用すべく規則づけたる科目は悉く法學系學科である。そして、他の一方は技術官と稱して種々の差別的待遇を與へてゐるのである。而して其の高等文官や司法官を作ることのために好都合なるべき制度が大學にも高等學校にも中學校にも首尾一貫的に強行されてゐる。随つて其の反面には、中學校と實業學校との間にも差別待遇があり、高等學校と專門學校との間にも正系と傍系との別が立てられてゐる。全部が法學爲本主義である。實學主義でもなければ無論産業立國主義でもない。其處に官僚主義、形式主義、劃一主義、規則づくめなる繁文縟禮文明が種を播かれ根を下してゐるのである。近來高文試験制其の他少しく改正せられたりとはいへ、尙ほ姑息不徹底にして其の實體が依然法學部本位の學科であることは益々此の種の教育機關を繁榮せしめてゐるのである。そして、民間の會社、銀行、商店等が其の教養の法科的に偏せるを知りながらも、因襲に引きづられて之を採用する。折角の學業が何等用を爲さざるは自明の理である。文學系の多きは同時に學校教師の多産を意味する。明治の教育は官吏と教員との爲に作られたる制度といつても大過なき程に、此の二方面に努力と經費とが集注されてゐるのである。共に啓蒙時代の現象であり、鎖國より開國への道程に要求せられた一時的請求である。故に一巡其の役割を済ました後は速に改善せらるべきであつたに拘はらず、之を持ち續けたが爲に後には變態的となり、畸形的となり、不自然にも非實際的にもなつたのである。文學は趣味の學問である。政治法律は常識の學問である。元來は二つなが

ら敢て強制を要せずして開發されるものである。殊に文學の如きは例へば世の父兄が何程之を禁遏せんとしても子弟の小説耽讀を抑止し能はざる自然的なる魅惑力を持つてゐる。特殊の研究は別にせよ、文學そのものに學校の經歷は必ずしも必要としない。而もそれが法學に次ぐの現狀に在るは即ち當初教員養成の意圖に發源する。小學校、中學校、女學校、師範學校、高等學校等の總てが殆んど文科學校の觀を呈すると相照應するものである。こゝに至つて原因が結果を作り、結果が又原因を産みつゝある。法文系學問がいよいよ益々社會を不生産的に導き、多くの青少年をクラーク式人格とリーダー先生式のサラリーマン・タイプに追ひ込みつゝある所以である。

斯くいへばとて吾々は決して法文系學問を輕視するものと誤解してはならない。學術の尊嚴をいへば何れか貴重ならざるものがあらう。政治法律の學が國家及國民の權益を擁護する如く、文學藝術のそれが民心の深化、趣味情操の清高に裨益することは議論でも問題でもない。唯だ如何なる學問藝術と雖も、實生活と離れては存在せず、如何に藝術の爲の藝術を信條とする人々と雖も、食はずして活き飲まずして生を保つことは不可能である。孔子の如き哲人と雖も、陳蔡の野に餓ゆるや、吾道非耶と歎息せざるを得なかつたではないか。

世には又職業教育と人格教育の別を喋々するものがある。中學に重く實業學校に軽く、高校を正にし、實業専門を傍にせる風習は茲に淵源する。だが人生職業なくして何の用を爲すか、廣く解すれば教育も職業であり、學者も職業であり、僧侶も宣教師も無論職業である。職業に貴賤の別なし、現に學問の神聖を高調する大學を自ら各種職業の學を教へてゐるのであり、教育的には學部學科と稱するも、社會的には法律の職、文藝の職等々々に外ならない。少くとも職業觀念を超越して人間生活はなく、唯だ之を各人それ自らに意識するか、意識せざるかの差に過ぎぬ。随つて職業觀念を無視しての教育は實生活に即せざる空想的遊戯であり、職業觀念を蔑如しての道徳も人格主義も實は小説的談理たるを免れない。人格教育と職業教育とを對立的に取扱ひ、實業學校に於ては人間的教養を與へ能はざるか、又は與ふるに不適當なるものゝ如く考ふるは、寧ろ驚き入つた迷誤である。此の故に實業教育を通しての人格的教養を不利不便とするが如き教育は、一日も早く現實の社會から遠ざけるべきであり、まこととは實業教育に即しての人格的教養にあらずんば、活きたる社會の用を爲さないものである。故に何等實業觀念を持たず、或は申譯的の實科を加味せんとする中學校の如きは撤廢すべく、高等學校も廢絶せしむべきである。

時代は進轉する。既に説けるが如き法科を本位とし又は文科を中心とするが如き教育が、何等の改革を加へられず、永く持ち續けられたとせば、今後の日本は何うなる。その答は現に朝夕の新聞紙が極め、明快に提供しつゝある。即ち就職難である、知識階級の失業苦である。國家が教育制度を改正するに先んじ、現實の社會が現制教育の行詰りを告知し、其の破綻と崩壊とをまさしくと見せつけてゐるではないか。

大學及専門學校卒業者就職率（内務省社會局調査）

年次	調査校數	卒業者數	内、就職者數	就職率
大正十五年	一一一	一五、一五二	八、九五九	五九%

昭和二年	二六	二二、七四	八、三一	六五%
同 三年	一七	一七、〇八	九、七一	五四%

此の調査は大學及専門學校の全部を含みます。昭和三年度に於ける卒業生全部の總數は四萬一千人に上る。随つて更に本表調査漏れの分を加ふれば實際の就職率は右表より遙に低下すべし。

この數字は二年前のものである。然るに昭和四年度の卒業生就職率は同じ社會局調査に據るも四六%となつてゐるのであつて、本年は尙ほ一層の減退を豫想されてゐる。但し學科別よりいへば理工系の就職率は七六%であり、次ぎは高等師範の七〇%、農林の五九%なるに對し、法文經系は三八%に過ぎないのである。

近年官公私各大學及専門學校より送り出さる、卒業生の總數は何程あるかといふに、

- 大學及専門學校卒業生總數(昭和三年三月末現數)
- 一、大 學 三、四四(内二五、二七人は私立)
 - 一、専門學校 二、四九(内二〇、七六私立)
 - 一、實業専門學校 六、五二(内九七私立)
 - 一、高等師範(男女共) 一、四七(全部官立のみを擧ぐ)
- 合 計 四、〇三
- 實に四萬一千人以上の盛況を呈してゐるが、本年は更に四萬三千人を數ふべく、而して其中の約半數が法經系である。然るにそれが假りに昨年と同様三八%の就職率を見るときも、一萬二千人以上の高等浪人が單に法經系卒業者だけに依つて本年も又社會に作り出されるのである。其の六割及び六割五分までも法經系出身者のみ

ある。斯くして大學及専門學校卒業生全部の未就職者中、

にて肯負ひ込んでゐるのである。如何に財界不況の爲とはいへ、此の數年來一萬人以上の高等浪人を毎年法經系から輩出するといふに至つては、國家の全局上何としても不經濟の極といはねばならない。

その結果は言ふ迄もなく知識階級の失業問題である。此の憂慮すべき事實が重大なる社會問題及經世問題として寒心措く能はざるものあるは、所謂思想國難の聲が如實に表明してゐる。左は單に全國職業紹介所に於て取扱へる分のみであつて、固より全部的のものではないが參考の爲に掲げる。

知識階級就職率(内務省社會局調査)

年 次	求 人 數	求 職 數	就 職 數	就 職 率
昭 和 元 年	一五、七五五	七六、四四	七、七〇三	一〇・〇
同 二 年	一三、六八一	七六、三三	七、五〇九	九・六
同 三 年	一三、七七三	七、六八六	九・六	
同 四 年	一四、八八三	八、四三六	一〇・二	

所謂知識階級の人々は概ね自らの矜持を有し、實際に於て職業紹介所の門を潜るものは寧ろ甚だ少きが故に右表の如きは極めて一部分の事實を物語つてゐるに過ぎないが、それでも八萬人を超える求職數を見、しかも就職に成功したるは僅々一割に止まつてゐるのである。全般的には推して知るべきである。

或は此の種の現象を以て専ら流行性學問病の禍ひに歸するものがある。それも確に一原因に相違ない。併しながら米國に於ける大學及専門學校生の總數は一九二二年の調査に於て既に七十萬人を超えて居るに對し、現在の日本は尙ほ其の五分の一度にしか達しないのである。又我が國と人口數の略相似たる獨逸

と比較すれば、彼れが二十三の大學と八萬五千内外の學生を有するに對し、我れは官公私を合して三十七の大學と矢張り八萬餘の大學生を收容しつゝある(昭和三年)即ち米國に對しては尙ほ及ばず、獨逸とは略匹敵してゐる状態であつて、單に數の上よりいへば未だ必ずしも大量生産とはいへないのである。隨つて之を流行性學問病として手軽に片づけて置く譯には行かない。眞實の問題は其の數にあらすして其の學科にある。一例を擧ぐれば、獨逸に於て我が工科大學及帝大工學部に該當する高級工學生は二萬三千人上つてゐるが、日本に於ては官公私全部を合して僅に二千數百名に過ぎないのである——更に高等工其の他同種の専門學校全部を合しても九千餘にして獨逸の半數にも足りない。但し我が高等工業學校は獨逸よりも程度低く同列に置くは多少適切を缺く——此の一事に照らしても我が國の教育制度が如何に畸形的なるか直ちに推知さるゝ筈である。括言すれば即ち農・工・理等の實業的機關の未だ足らざるに拘はらず、法・文・經等の學部及學科より成る教育機關が多きに過ぐるのである。それは此の不景氣に押されながらも、實業系統の卒業生は現に法經系に倍加する就職率を示してゐる事實に徴しても極めて明瞭ではないか。そこで此の結論は既に簡單となつた。法・文・經の教育機關を縮小して農・工・理の各學校及學部を擴張すべし。政府は此の方針を實際化するために官立に係る法・文・經系統の機關を縮小又は民間に委譲し、之に依つて生ずる財源を以て農・工・理の設備を改善し收容力を現制に數倍せしむべし。就中工・理の二者を最先急務とする。斯くする事に依つて就職苦難や、失業問題が少くとも緩和されるだけではなく、其處に初めて我が國民の實生活に適應する教育機關が實現し、産業國策の根本的要素を涵養し得るであらう。

(六) 改革の要綱

教育に關して攻究すべき問題は尙ほ極めて多いが、現制教育の缺陷及び之に對する改造方針の要旨は略之を敘述したるを以て、以下簡單に所見を取纏めて置く。

- (一) 義務教育年限問題は今日既に全小學校の三分の二以上が高等小學を併置し、且つ尋常科卒業生の約七割が高等科に進みつゝある状態なるを以て、地方事情の許す限り八箇年制度を採用せしめる。但し該高等科に在つては簡易なる實業的知識を實習的に修得せしむべく制度を改善する。
- (二) 實業補習學校は丁抹の國民高等學校及獨逸に於けるケルシエンシユタイナーの補習教育案を參酌し、職業的教育の普及を圖ると共に公民的教養を與ふべく努力する。
- (三) 前記二項を充實整備する爲には相當多額の經費を要するが故に、一方に於て現制中學校及師範學校を撤廢又は改造する事に依り地方財源を緩和し、他方地租委譲及地方財政の整理を促進して漸進的に設備の完成を計る。
- (四) 公立中學校は既述の理由に依り一旦全廢する。そして一府縣一二校を限り、純然たる大學及専門學校の豫備教育機關を置き、他は擧げて實業學校又は實業補習學校に改造する。
- (五) 中等實業學校の修學年限は四ヶ年又は五ヶ年とし、別に小學校高等科卒業生を收容する二ヶ年又は三ヶ年の機關を併設す。

大學及専門學校への入學資格は前項の豫備中學と同一ならしむ。

(六) 公立師範學校を廢止し、毎年所要の人員を限り、各種中等學校卒業及同一實力あるものより募集選抜し、之に實地の訓練を施したる後各校に配置する。

此の方法に依る時は現に過剩を告ぐる師範卒業生の採用難を防止すると同時に地方教育費を節減し得。訓練方法は大體現制第二部の如くし、校舎は現師範を利用する。

(七) 高等師範制も亦之を廢止し、前項と同一方法の下に毎年所要人員を限り、大學及専門學校卒業及同一實力あるもの、中より募集選抜す。中等教員は現在既に供給過剩を告げつゝあるのみならず、本案により中學及師範學校を廢止したる曉に於ては、此の種の教員養成機關は自然無用となる。随つて文理科大學の如きも、之を帝國大學に併合す。但し、中等教員の爲に特殊研究を行ふ機關として、例へば衛生試験所又は理化學研究所の如く利用することはよいと思ふ。

(八) 高等學校を撤廢して實業専門學校に改造する。随つて大學は中等學校より直接連絡すること現制専門學校の如くならしめ、大學卒業者の修學年限を短縮する。

(九) 大學及専門學校は總て其の學科の種類に依り修學年限を定むることとし、總ての差別的待遇を除去す。

必要ある場合は大學に豫科並に研究科を置くを得。總て此の種の施設は必ずしも劃一的たるを要せず。(十) 専ら學術の蘊奥を究めんとする志望者は大學院に入學せしめる。無論専門學校卒業者にも入學資格

を與へる。

(十一) 官立大學に於ける法・文・經系統の學部は特殊の必要あるもの、外、本論所説の理由に基き之を縮小して民間に委譲する方針を執り、理・工・農系統の學部を大に擴張すること。

(十二) 學校卒業者に與へられつゝある各般の特權を整理して、能ふ限り國家試験に依る制度を採用すると共に學校の經歷を條件づけざること改める。

随つて現制高等試験令を初め、前記小學教員及中等教員の選抜試験の如きも實力あるものは應試せしむ。其の他之に準じて改正す。

即ち本項の改正に依つて卒業證書萬能主義の弊風を矯正し、實力あるものに對し所謂機會均等を與へること。

(十三) 各學校に對する劃一的方針を改め地方事情其他各校の特色を發揮せしめる爲め、可及的自由裁量の餘地を廣からしめ、煩瑣なる官僚的形式的規則を撤廢する。

(十四) 各種學校の全部を通じ聽講研究の自由を容認する方針を執り、晝間と夜間とを問はず時間及教室の許す降り學校を開放する。同時に自由講座を設けて特志者の出講を便ならしめる。

この事官公立學校に於て殊に切要であり、斯くする事に依つて學校の收容力を増加し、入學難を緩和すると共に、遍ねく各階級に修學の機會を與へる。

(十五) 官公私立間に於ける一切の差別待遇を排除する。既に國家試験に依りて同一資格を公認せられた

る以上、其の待遇に官私の別を設くるは却つて不合理である。但し文部省直轄學校教職員に對する官吏としての地位官等に就いては之を適當に改廢するか、又は公立學校職員にも同一の待遇に均霑せしめる（例へば神佛各派管長に對し勅任の待遇を以てするが如く）。

(十六) 法律政治を主とする文官資格試験を更に根本的に改正して法學萬能主義の弊を打破し、技術官との差別待遇を排除する。

(十七) 教育制度の變更を頻繁ならしむることは各方面に種々の悪影響を及ぼす虞あるを以て、此の機會に根本的建直しを斷行すると共に、將來に於ては時代の進運に伴ひ自然的に改善せしめ得るやう總ての制規を寛にし、十二分に活用の弾力性を持たしめる。之が爲には杓子定規式の指示命令方針を改め、文部省としては大局高處より善意的指導を與へることを主務とする。

以上は現行學制及一般教育制度に對する所見の大要であるが、幸に此の改革案が實行の運びに進んだならば、現に國民を惱まし朝野識者の胸を痛ましめつゝある總ての難問題は、近き將來に於て殆んど全部的に解決するであらうことを信ずる。

顧みるに歐洲大戰後各國は各々申合せたるが如く既に其の教育制度を建直し、戦前に比して全く面目一新の觀がある。最も保守的なる英國すらが曩にフイツシャー文相時代に快刀亂麻を斷つ底の改革を加へ、次いで獨逸も亦其の新憲法に於て劃紀的の改造を斷行した。特に露西亞の如きは殆んど極端と見らるゝまでの新意匠と新施設を試みつゝある。曾て丁抹が疲弊の極に達した時、其の國難を救つたものはグルンド

キヒの高等國民學校であるといはれ、又獨逸の工業を今日に持ち來たした殊勳者はミュンヘンの一學務課長たりしケルシエンシユタイナーだと稱せられてゐる。前者は丁抹の農民を呼び醒まして世界一の模範的農業國たらしむることに依り國勢を挽回したのであり、後者は獨逸の工場を経めぐりて少年職工に澄刺たる靈氣を吹き込んだのである。共に教育の實業化であり、國民教育の産業化經濟化に依つて國家更生、國運興隆の大勢を作り出したのである。之を想ひ彼れを思ふ時、獨り日本のみ舊時代の制度を墨守すること、が何の名譽か。山積せる重要問題に直面しつゝ、枝葉末節の補綴的小改正に調査審議の日を空過しつゝあることが何の努力であらう。

思想國難の裏は經濟國難である。之を別の語に移せば教育國難であり、産業國難である。それは斷じて相異なる圖様ではなくて、共通の原因結果を織り出せる裏と表とである。本質的には國民生活の苦難であり、生活を離れて如何なる思想國難も經濟國難もないのである。教育の實業化を以て好ましからざる功利化と同一視し、思想善導の逆路の如く考ふるものあるは、全然取るに足らざる幻覺論に過ぎない。世界各國は今や悉く教育の職業化、善き意味の功利化に努力し、之を以て新制度の基調としてゐるのである。之を基調とするにあらすんば就職難も、失業苦も救はれない。否、國民生活其のものが救はれないからである。誰れかいふ、制度はそもく末なりと。然り、制度は概ね化石的のものである。併しながら今の場合に於て、殊に事の教育に關する限り、其の制度が現在甚だしく禍ひの本源を爲してゐる。制度に伴ふ諸般の誘惑と、誘惑に錯亂せる幾多の迷誤が、社會習慣を不良に導き、教育の投機化、卒業證書の取引、試験

地獄、法文系の供給過剰、非實際、不經濟、不自然、不合理、等々々名狀し難き副作用を惹起してゐるのである。

教育の實際化は教育の實業化であらねばならない。それが制度建直しの基礎原理である。之を措きて現制教育改造の針路なく、國民經濟改善の方策なく、國難打開の妙案はあり得ないであらう。

〔追記〕上述の高等師範制、文理科大學及公立師範學校廢止案に就いては世上種々の論あるべきも、之を最近の實狀に徴するに高師乃至公立師範共に今や既に需供の飽和點に達し、本年の如きは官公私各大學及專門學校卒業者にして中等教員志望の有資格者数は實に一萬八百七十七人に上つてゐる。然るに實際の需要数は其の約一割内外に止まり、就職義務を有する官立高師卒業生一千二百七十名の配置にすら苦しんでゐる有様である。

この現狀は各府縣公立師範に於ても同様の傾向を示し、現に茨城其の他各府縣を通じて何れも卒業生の供給過剰に悩まされてゐる。而かも高師及公立師範卒業生は入學當初より就職義務を條件づけられ、官費又は公費の給與を受くるものなるが故に、是が非でも之を各地に分配せなければならぬことになつてゐるのである。其の結果として從來在職せる教員を淘汰する事に依り強めて新卒業生の爲に地位を與へんとし、之が爲に熟練老巧の先輩は何等罪なくしてその犠牲に供せられる。

斯かるは實に看過し能はざる人道問題であり、教育の名に依りて教職の地位を脅威し不安に投ずるものといはればならぬ。それは即ち現行師範制の不必要又は不適當なるを事實的に證明するものであり、制度整理上より見ても速に廢止若しくは現制第二部限りの機關たらしめ、又高師、文理科大學の如きは上記私案の如く撤廢して可なりと思ふ。

第九章 農村振興策

(一) 我が國農民の現境

我が國の農村が、現に甚だしく行き詰りを告げつゝあるは、争ふべからざる事實である。朝野何れの政黨も頻りに農村の振興を高調し、併せて山村及漁村の開発を其の政綱に掲げつゝあれども、之に對する具體的實際的なる根本方針に至つては未だ確立を缺くの憾みを禁じ能はぬ。最近に至つて政府は財界不況の爲に續出する失業群を救済すと稱し、何等かの應急的施設を講ずべく調査しつゝあるが如しと雖も、此の種の計畫は常に大都會の勞働者に一時的勞役を提供するに止まり、地方農村に對しては概ね没交渉である。そののみならず、爲政當局は都會に於ける失業群の聲を聞く毎に、親切めかしく歸農を勸告し、農村に還りだにせば、麗しき山河と共に豊かなる美田が、父兄の笑顔に接する如く、彼等を待ち設けてゐるかのやうに説き諭すを常とする。だが現在の農村、山村及漁村等に斯くの如き餘裕が見出され得るであらうか。吾々は今日の農村問題、農事農業問題が、我が國民生活上如何なる重大性を有し、それが國家經濟の全局より觀察して如何なる認識を與へられねばならぬかを明かにする爲め、まづ事實を概観し正視する必要を痛感する。強意體には産業國策の一半が、農村問題の解決を意味するが故である。